

喜多方市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

(計画期間：令和2年度～令和7年度)

ごあいさつ

本市では、これまで市の「総合計画」を上位計画とし、高齢者、障がい者、子育てに関する計画をそれぞれ推進して参りました。

しかし、近年における少子高齢化や人口減少、また、核家族化の進行など地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、従来から地域にあった助け合い・支え合いの機



能が弱まってきており、社会的孤立や引きこもり、虐待など、これまでの福祉制度では対応が困難な社会問題が顕在化してきております。

このような中、東日本大震災や近年各地で発生した豪雨災害などを機に、改めて地域における人と人のつながりの大切さが再認識され、誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域の中において住民同士が互いに助け合い・支え合う「相互扶助」の仕組みづくりが求められております。

本計画では、「みんなで支え 未来の地域を築く 安心・快適なまち きたかた」を基本理念とし、市民が主体的な活動で対応する「自助」や行政が行う公的なサービスである「公助」に加え、市民と行政が相互に協力し合いながら取り組む「互助・共助」を推進し、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

本計画推進のためには、市民の皆様や喜多方市社会福祉協議会をはじめとする各関係機関、事業者の皆様と行政が一体となって進めていくことが必要不可欠なことから、趣旨をご理解のうえ、今後も一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケートや地区懇談会においてご意見・ご協力をいただきました多くの市民や関係団体の皆様、また、貴重なご意見・ご提言をいただきました「喜多方市地域福祉計画推進協議会」委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

喜多方市長 遠藤 忠一

ごあいさつ

地域福祉活動計画の策定にあたりましては、社会福祉施設、民生児童委員、福祉団体、ボランティア団体、関係機関の皆様に参加を頂きましたこと、深く感謝を申し上げます。

また、本計画が喜多方市の地域福祉計画と一体となり策定されましたことは、相互連携を図るうえで大きな意味があるものと考えております。

さて、近年、地域福祉に関する動向が大きく変化する中、本市においても少子高齢化や一人暮らし世帯の増加を背景に、地域活動の担い手不足、買い物や通院困難等、あらゆる世代の暮らしに関する困りごとが多様化、複雑化しています。

困ったときはお互いさまと助け合いができるご近所づきあい、誰もが役割と出番のある身近な居場所、なんでも話し合える仲間づくり等、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現していくには、これまで以上に多くの市民の参加と協働が必要となってまいります。

今後、本計画に基づき、市民・専門職・行政がともに手を携え、力を合わせていく過程で、私たち社会福祉協議会としての専門性を発揮することが求められております。

基本理念である「みんなで支え 未来の地域を築く 安心・快適なまち きたかた」の実現に向け、地域福祉をさらに推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月



喜多方市社会福祉協議会 会長 齋藤 勇

～目次～

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	7
6 地域の範囲の考え方.....	8
第2章 喜多方市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	9
1 統計からみる現状.....	9
2 住民アンケート調査からみる現状.....	12
3 関係団体アンケート調査からみる現状.....	14
4 地区懇談会からみる現状.....	15
5 喜多方市の地域福祉に関わる主な課題.....	18
第3章 地域の状況.....	20
1 喜多方一区.....	20
2 喜多方二区.....	22
3 喜多方三区.....	24
4 熱塩加納地区.....	26
5 塩川地区.....	28
6 山都地区.....	30
7 高郷地区.....	32
第4章 計画の方向性.....	34
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	35
3 重点施策.....	36
4 計画の体系.....	40
第5章 施策の展開.....	41
基本目標1 地域をつなぐ きずな(絆) づくり.....	41
基本目標2 地域を支える たいいよく(体力) づくり.....	45
基本目標3 安全・安心に暮らせる かんきょう(環境) づくり.....	49
基本目標4 一人ひとりを守る たいせい(体制) づくり.....	53
第6章 成年後見制度の利用促進.....	58
1 現状と課題.....	58
2 施策の目標.....	58
3 施策の方針.....	58

第7章 計画推進体制と評価.....	60
1 計画内容の周知徹底.....	60
2 関係機関との連携・協働.....	60
3 計画の進捗管理.....	60
資料編.....	61
1 喜多方市地域福祉計画推進協議会 設置条例及び委員名簿.....	61
2 喜多方市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 設置要綱及び委員名簿.....	64
3 喜多方市地域福祉計画策定庁内等作業部会 設置要綱及び委員名簿.....	66
4 喜多方市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱及び委員名簿.....	68
5 住民アンケート調査結果.....	71
6 関係団体アンケート調査結果.....	78
7 計画の策定経過.....	81

○「障がい」の表記について

- (1) 「障害」の「害」の字の持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞等を除き、「障がい」と平仮名で表記しています。
- (2) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等の場合は、そのまま「障害」と表記します。

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

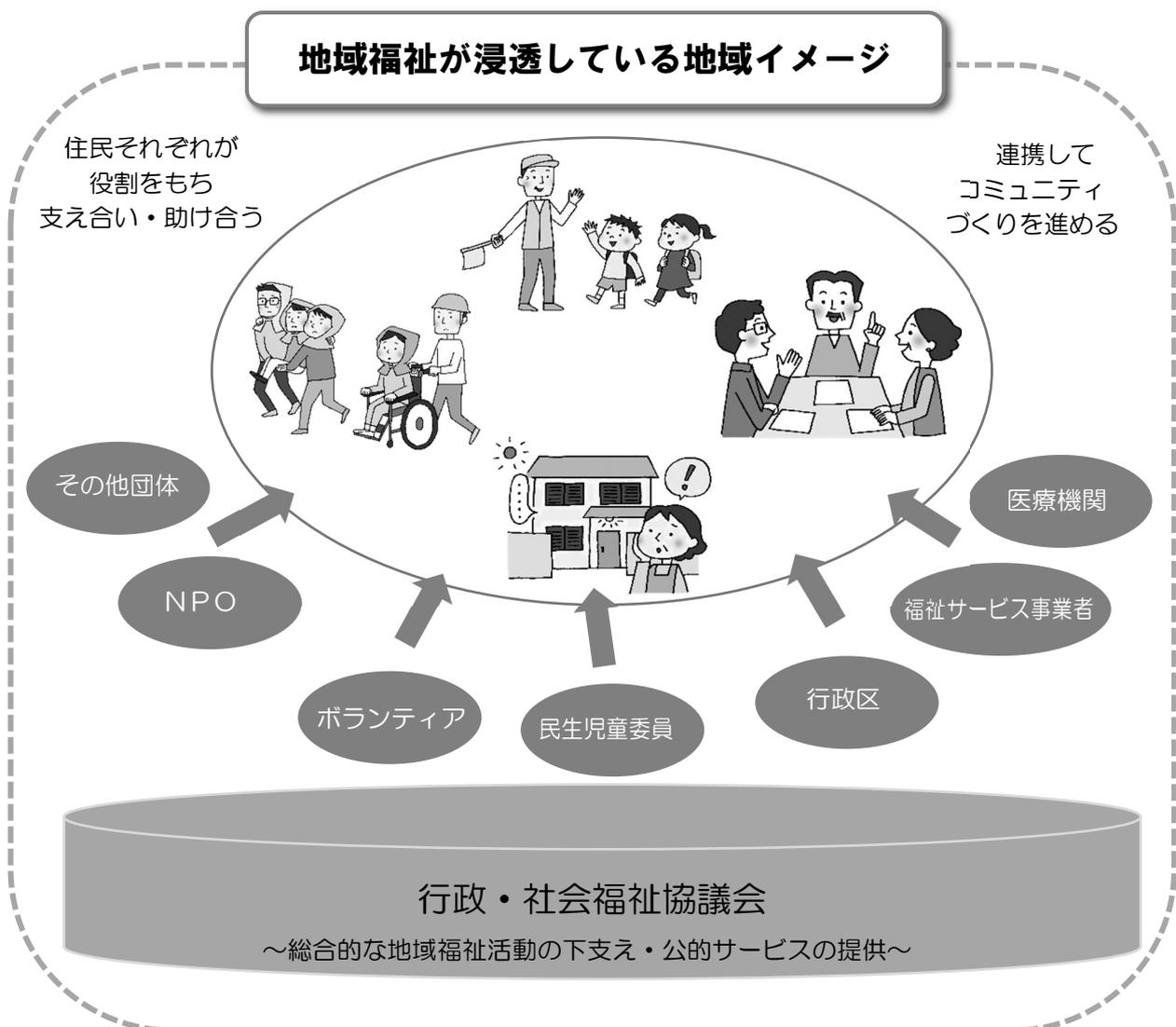
(1) 地域福祉の考え方

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけでなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

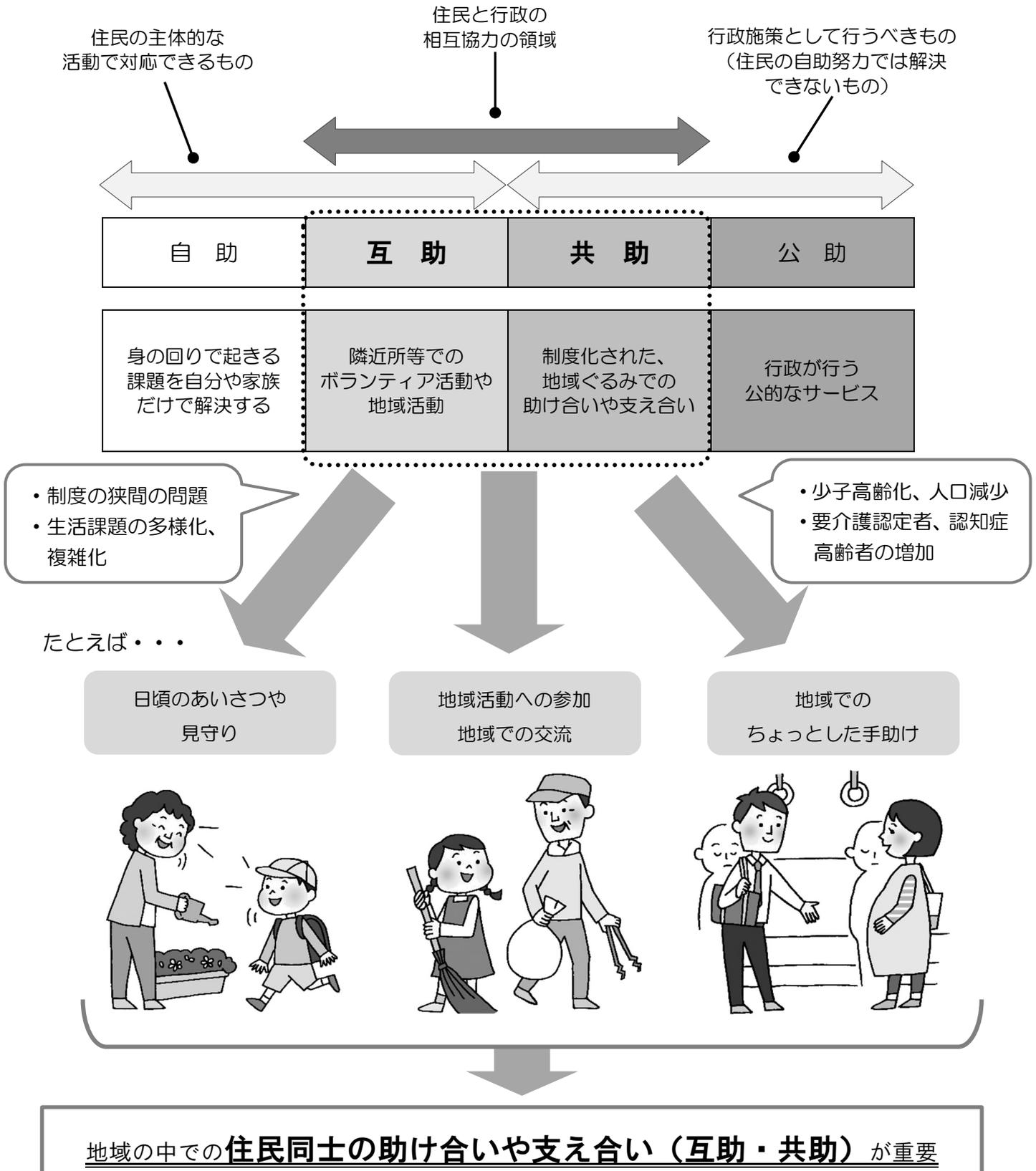
また近年の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』です。



(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが必要であり、「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要です。



2 計画策定の背景

(1) 国の動き

国では、平成12年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、地域において支援を必要とする人の把握・支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援等について、地域福祉計画に盛り込むよう通知しています。

その後、平成29年の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を計画へ記載することが明記され、分野横断的な施策に取り組むことが必要となっています。

- ・ 少子高齢化・人口減少社会の進行
- ・ 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- ・ 高齢者・子育て世代・障がい者（児）といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題等）

これらの課題を踏まえ・・・

- ・ 国では、福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しています。
- ・ 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村ではその地域づくりの取り組みの支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

(2) 福島県の動き

福島県では平成22年3月に「福島県地域福祉推進計画」を策定しましたが、平成23年に発生した東日本大震災の影響により、若い世代の人口流出や多くの県民が長期間の避難生活を送る中で、新たなコミュニティの形成や健康づくり等新たな課題が生じ、それらの課題解決に向けて住民参加による地域福祉をより一層推進していくため、平成25年3月に計画の見直しを行っています。

また、福島県社会福祉協議会においても、避難者・被災者の支援、地域コミュニティの再生、避難地域の福祉施設・事業所の復興支援等の新たな課題の解決に取り組むため、「第4期活動推進計画」を策定しています。

(3) 喜多方市の動き

本市では市の最上位計画である「総合計画」で定めた将来の都市像の実現に向け、分野ごとに施策を展開してきました。しかし近年では、少子高齢化や多様化・複雑化する生活課題の解決に向けて、福祉分野だけでなく多分野かつ多機関での連携が求められています。そのような状況を踏まえ、本市では市の地域福祉のあり方と具体的な活動を示す「喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、市としての地域福祉の「理念」や「方向性」を定める行政計画です。

一方、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されている社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

社会福祉法（抄）

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

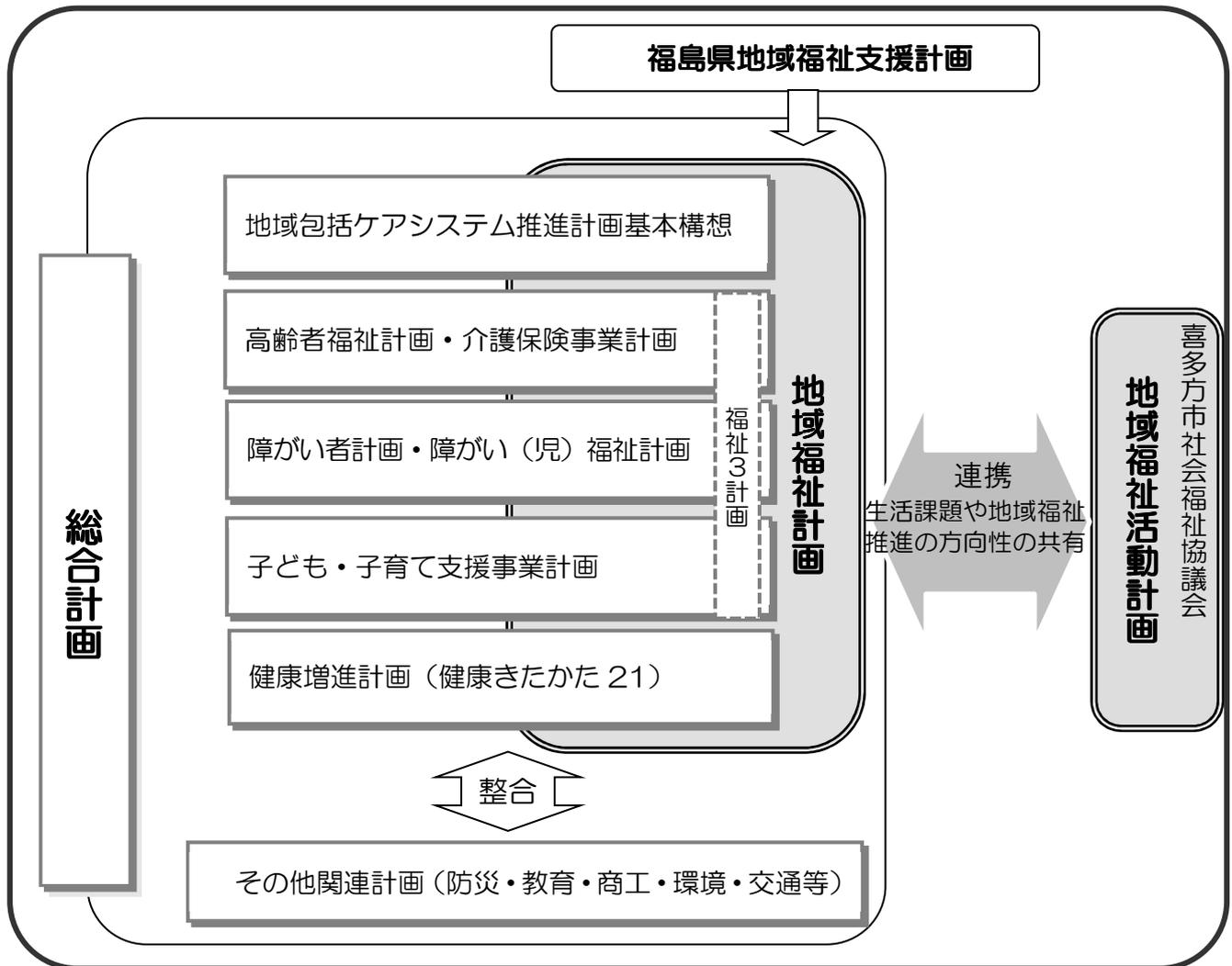
※社会福祉法一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

(2) 市の各種計画との関係性

「地域福祉計画」は、市の「総合計画」に基づく個別計画として、高齢者や障がい者、児童等の福祉に関する市の諸計画を横断的に接続する計画として、福祉の向上を目指す計画となっています。また平成 29 年には、社会福祉法の改正及び計画の策定ガイドラインにより、「福祉の上位計画」として位置づけられました。

また、本市では市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、「自助」・「互助・共助」・「公助」の連携体制の充実を図り、支援が必要な人の日常生活を支えるための体制をつくり、「地域共生社会」の実現を目指します。

■総合計画等各種計画との関係図



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とします。毎年度、計画の進捗管理を行いながら、中間年次にあたる令和4年度に計画の評価を行います。

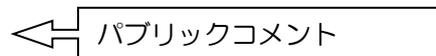
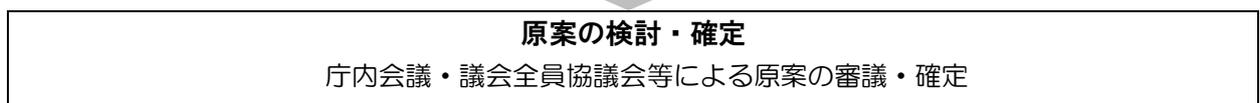
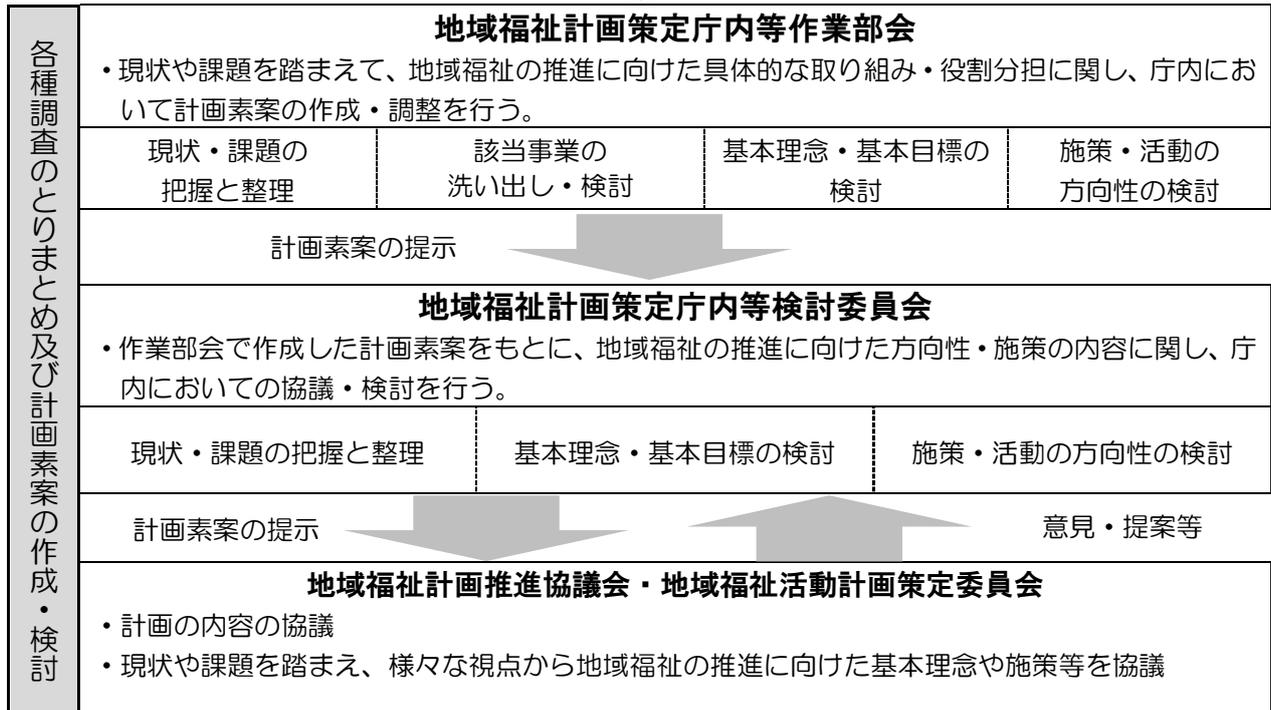
■各種関連計画の計画期間

	令和 2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	...
総合計画	基本構想						
	前期基本計画			後期基本計画			
本計画				中間 評価			
地域包括ケアシステム推進計画 基本構想							
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期		
障がい者計画	第3次				第4次		
障がい福祉計画	第5期	第6期			第7期		
障がい児福祉計画	第1期	第2期			第3期		
子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期		
健康増進計画（健康きたかた21）	第3次				第4次		

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

各種調査	住民アンケート調査 (市内在住の18歳以上の方)	関係団体アンケート調査 (市内で活動している団体や事業所)	地区懇談会(7地区)	その他 ・統計資料 ・既存計画 等
------	-----------------------------	----------------------------------	------------	-------------------------



6 地域の範囲の考え方

地域福祉を推進していくためには、隣近所での助け合い・支え合いに加えて、小学校や中学校学区単位や市全体等、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが重要となっています。

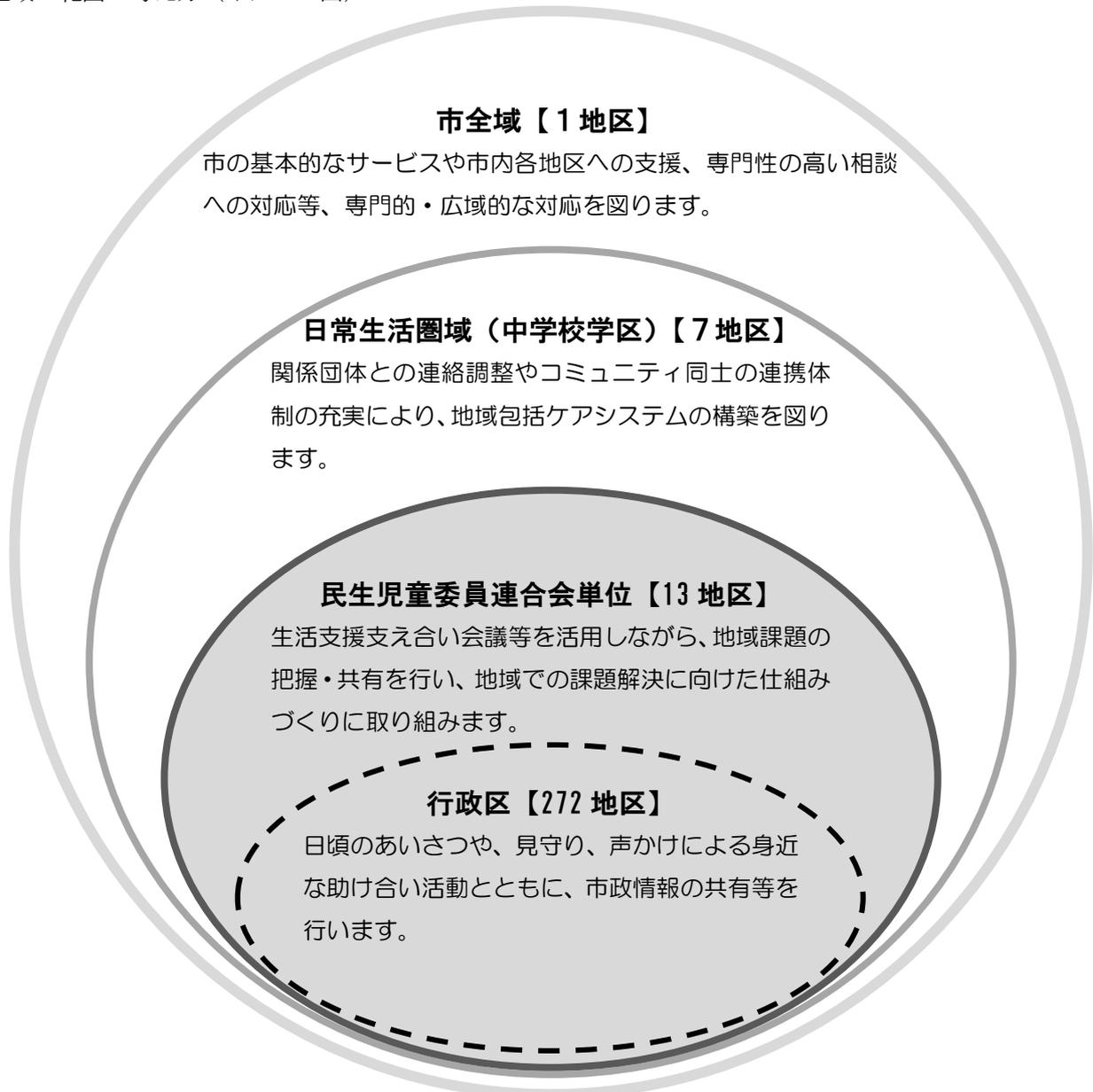
そのため、本市では4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備し、支援を必要とする人を重層的に支えるまちづくりを目指します。

その中でも本計画では、地理的条件・交通事情その他の社会的条件や福祉サービスの提供体制等を総合的に考慮し、「日常生活圏域（中学校学区）」である7地区を基本となる「地域」として設定しています。

■日常生活圏域（中学校学区）の地域区分

圏域名	喜多方一区	喜多方二区	喜多方三区	熱塩加納地区	塩川地区	山都地区	高郷地区
中学校	第一中学校	第二中学校	第三中学校	会北中学校	塩川中学校	山都中学校	高郷中学校

■地域の範囲の考え方（イメージ図）



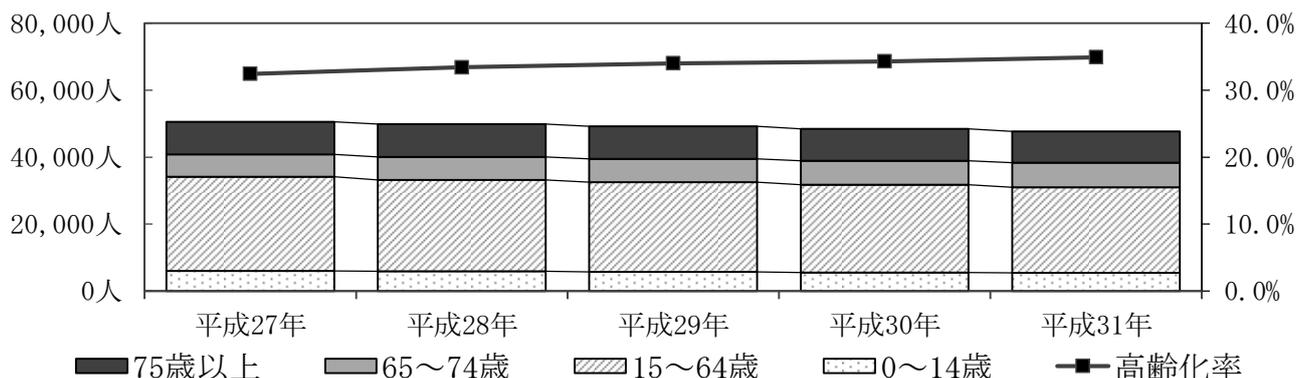
第2章 喜多方市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

総人口については減少しており、平成31年に47,719人となっています。内訳では、0～64歳で減少、65～74歳で増加しています。また、高齢化率は年々上昇し、平成31年に34.9%となっています。

■年齢4区分別人口と高齢化率の推移



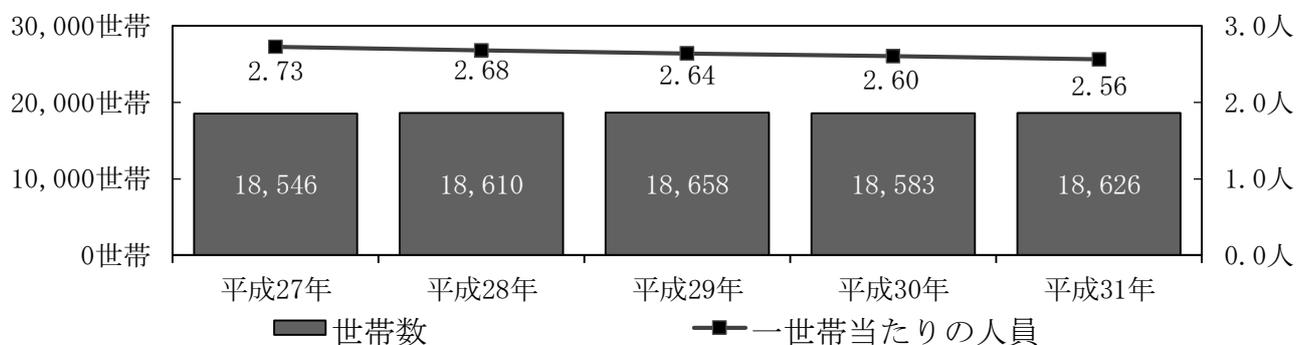
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
75歳以上	9,752人	9,795人	9,752人	9,461人	9,402人
65～74歳	6,654人	6,876人	6,992人	7,139人	7,263人
15～64歳	28,150人	27,362人	26,814人	26,245人	25,669人
0～14歳	6,003人	5,853人	5,687人	5,552人	5,385人
合計	50,559人	49,886人	49,245人	48,397人	47,719人
高齢化率	32.4%	33.4%	34.0%	34.3%	34.9%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は、平成27年から平成29年は増加していましたが一度減少し、再び平成31年に増加し、18,626世帯となっています。また、一世帯当たりの人員は減少し、平成31年に2.56人となっています。

■世帯数と一世帯当たりの人員の推移

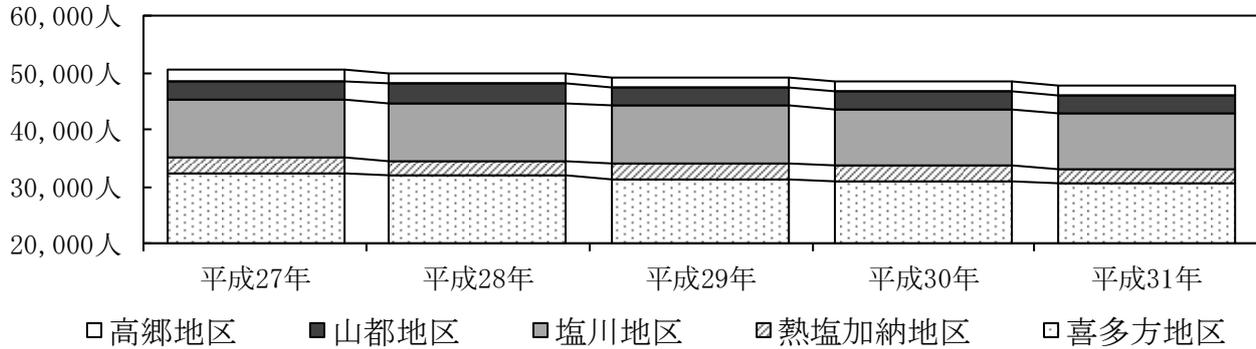


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 地区別人口の状況

地区別人口は、全ての地区で減少しており、過去5年間をみると特に喜多方地区において約1,800人減少しています。

■地区別人口の推移



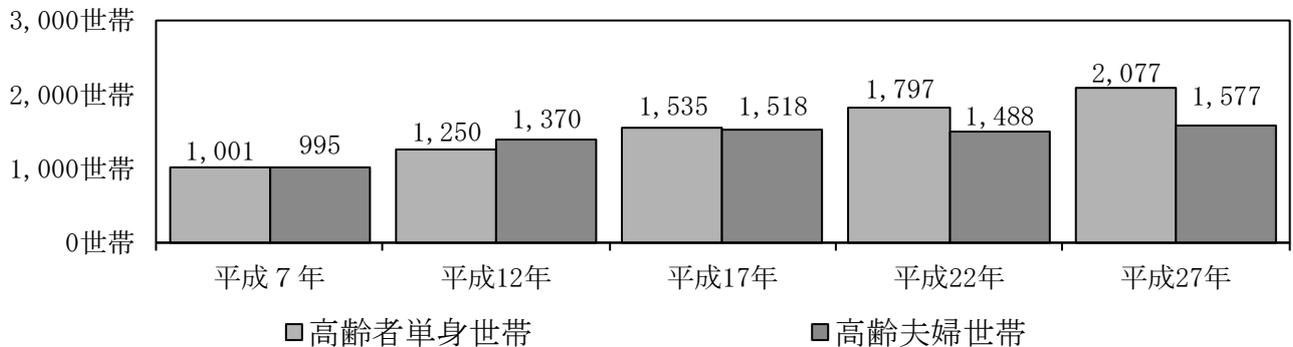
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
高郷地区	1,989人	1,924人	1,866人	1,838人	1,779人
山都地区	3,387人	3,312人	3,185人	3,061人	2,962人
塩川地区	9,969人	10,046人	10,068人	9,911人	9,887人
熱塩加納地区	2,834人	2,769人	2,675人	2,609人	2,536人
喜多方地区	32,380人	31,835人	31,451人	30,978人	30,555人

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(4) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は、高齢者単身世帯が増加し平成27年に2,077世帯、一方、高齢夫婦世帯は平成17年まで年々増加していましたが一度減少し、平成27年に再び増加しています。

■高齢者世帯の推移

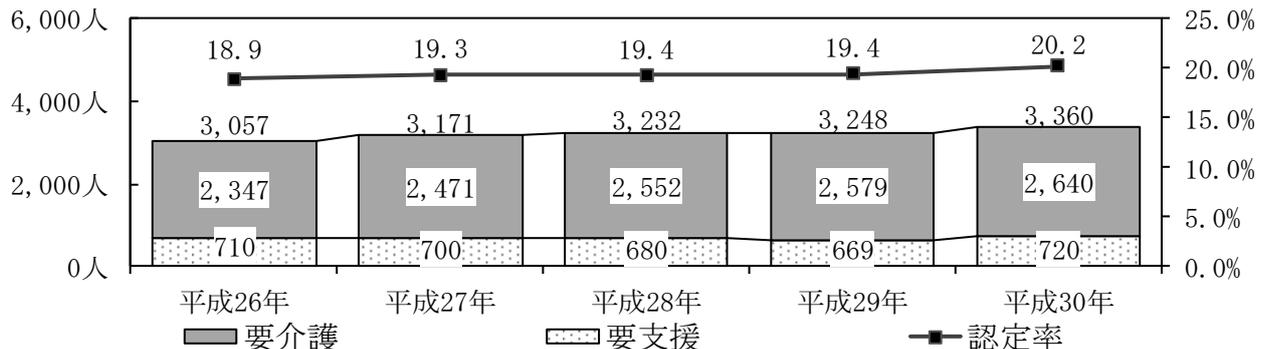


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は増加しており、認定率についても上昇傾向となっています。

■要支援・要介護認定者数と認定率の推移

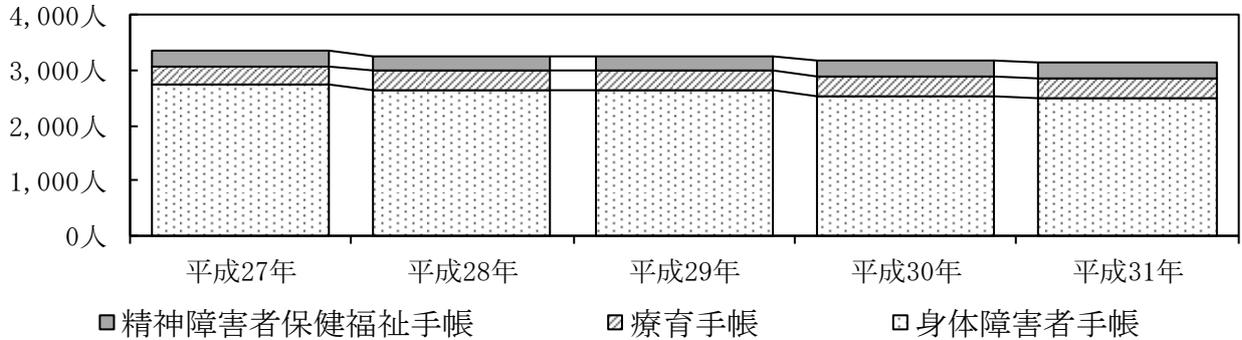


資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(6) 障がい者（児）の状況

障がい者（児）手帳所持者数は減少しており、内訳をみると身体障害者手帳所持者数は減少、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。また、療育手帳所持者数も平成 29 年以降、増加しています。

■障がい者（児）手帳所持者数の推移



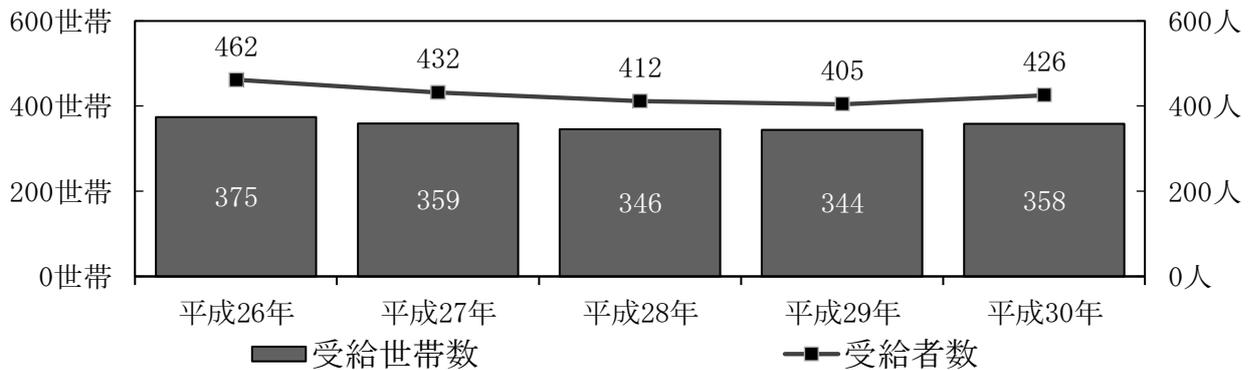
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
精神障害者保健福祉手帳	259 人	266 人	283 人	282 人	301 人
療育手帳	334 人	341 人	331 人	339 人	356 人
身体障害者手帳	2,742 人	2,645 人	2,645 人	2,535 人	2,477 人
合計	3,335 人	3,252 人	3,259 人	3,156 人	3,134 人

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(7) 生活保護の状況

生活保護は受給世帯数、受給者数ともに平成 29 年まで減少していましたが、平成 30 年には増加し、358 世帯、426 人となっています。

■生活保護受給者数及び受給世帯の推移



資料：社会福祉課（各年月平均）

2 住民アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、市民の皆様の福祉に対する考え方やご意見、地域活動への参加状況等をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査地域	市内全域		
調査対象者	18歳以上の男女 1,500人（地区や年齢ごとの人数を考慮し、対象者を抽出）		
調査期間	平成30年8月31日～平成30年9月18日		
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査方法		
配布数	1,500件		
回収数	757件	回収率	50.5%

(2) 調査結果概要（資料編 71～77 ページ参照）

- ① **回答者の性別**：「男性」が45.0%、「女性」が50.2%
- ② **回答者の年齢**：「75歳以上」が最も多く、次いで「50～59歳」「40～49歳」
- ③ **回答者の地区**：「塩川地区」が最も多く、次いで「喜多方一区」「喜多方二区」
- ④ **回答者が考える地域の範囲**：「行政区」が最も多く、次いで「喜多方市全域」「旧市町村」
→18～29歳では「喜多方市全域」、50～59歳では「旧市町村」が他の年代と比べて多い
→高郷地区では「旧市町村」、高郷地区以外の地区では「行政区」が最も多い（※熱塩加納地区は同率）
→熱塩加納地区・塩川地区・山都地区・高郷地区の4地区では「旧市町村」が喜多方地区（3地区）と比べて多い
- ⑤ **普段の隣近所との付き合い**：
「会えば立ち話をする程度」が最も多く、次いで「あいさつをする程度」「家を行き来するなど親しく付き合っている」
→18～29歳と40～49歳では「あいさつをする程度」が他の年代と比べて多い
→40歳以上では年代が上がるにつれ、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が多い
→喜多方二区以外では「家を行き来するなど親しく付き合っている」、喜多方一区と喜多方二区では「あいさつをする程度」が多い
- ⑥ **住んでいる地域での問題や課題**：
「高齢化が進行している」が最も多く、次いで「移動手段（電車・バス等）がない」「世代間の交流が少ない」
→熱塩加納地区では「移動手段（電車・バス等）がない」が他の地区と比べて多い
- ⑦ **市民相互の助け合い・支え合いの必要性**：
「必要だと思う」が最も多く、次いで「とても必要だと思う」「わからない」
→熱塩加納地区と高郷地区、喜多方三区では「とても必要だと思う」が他の地区と比べて多い

⑧ 生活困窮の問題や支援制度への意識：

「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が最も多く、次いで「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」「生活困窮の問題や制度に関心がない、わからない」

→喜多方二区では「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」、山都地区では「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」が他の地区と比べて多い

⑨ 自主防災組織の必要性：「はい」が71.5%、「いいえ」が2.4%、「わからない」が21.0%

→喜多方三区と高郷地区では「はい」が他の地区と比べて多い

⑩ 地域の行事や活動への参加状況：

「行事内容により参加する」が最も多く、次いで「全く参加していない」「ほとんど参加する」

→山都地区では「必ず参加する」、喜多方三区と熱塩加納地区、高郷地区では「ほとんど参加する」が他の地区と比べて多い

⑪ 今後、地域活動やボランティア活動をするうえで、行政または社会福祉協議会に支援してほしいこと：

「活動に関する情報提供」が最も多く、次いで「参加の呼びかけ」「活動できる拠点や場所の整備」

→30～39歳と50～59歳では「活動に関する研修や講習会の実施」が他の年代と比べて多い

→喜多方二区と熱塩加納地区では「活動に関する情報提供」が他の地区と比べて多い

⑫ 日常生活の状況：

「趣味や生きがいがある」が63.9%、「ない」が12.3%、「わからない」が11.4%

「孤立感を感じることもある」が15.6%、「ない」が53.4%、「わからない」が11.9%

→40～49歳と60～64歳では「趣味や生きがいがない」が他の年代と比べて多い

→喜多方一区では「趣味や生きがいがある」が他の地区と比べて少ない

→30～49歳では「孤立感を感じることもある」が他の年代と比べて多い

⑬ 「地域福祉」の認知度：

「内容まで知っていた」が11.6%、「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」が53.2%、「知らなかった」が26.9%

→喜多方三区では「知らなかった」が他の地区と比べてやや多い

⑭ 喜多方市の福祉サービスや福祉施設の認知度：

「ほとんど知らない」が最も多く、次いで「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」、「まったく知らない」

→熱塩加納地区では「十分な情報と知識があると思う」と「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」を合わせると他の地区と比べて多い

⑮ 今後、喜多方市で優先的に取り組んでいくべき福祉施策：

「医療サービス体制の充実」が最も多く、次いで「地域の支え合いの仕組みづくり」「高齢者や障がい者（児）の在宅生活支援」

→30～39歳では「子育ての支援体制の充実」、75歳以上では「地域の支え合いの仕組みづくり」が他の年代と比べて多い

→熱塩加納地区では「地域の支え合いの仕組みづくり」、山都地区では「移動手段の充実」、高郷地区では「医療サービス体制の充実」が他の地区と比べて多い

3 関係団体アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、市内の各地域で活動している団体や事業所の取り組み等を把握するとともに、団体や事業所から見た地域の現状をうかがうことで、地域課題の把握や今後の取り組みの参考とするためにアンケート調査を実施しました。

調査地域	市内で活動している団体や事業所		
調査対象者	・社会福祉法人 ・民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、老人クラブ連合会、身体障がい者福祉会 ・その他福祉団体及び関係機関		
調査期間	平成31年1月15日～平成31年1月31日		
調査方法	郵送配付・郵送回収による郵送調査方法		
配付数	46件		
回収数	38件	回収率	82.6%

(2) 調査結果概要（資料編78～80ページ参照）

① 回答した団体・事業所の取り組みの分野：

「高齢者支援」が最も多く、次いで「障がい者支援」「子育て支援・母子福祉」
→取り組み内容は「地域での行事やお祭りへの参加」や「高齢者・子育て家庭へのイベント活動の実施」等

② 他の団体や機関等との交流や連携：

「社会福祉協議会」が最も多く、次いで「行政機関」、「福祉施設」と「小・中学校」が同率

③ 住民相互の助け合いに対する意識：

「どちらかといえば高い」が最も多く、次いで「あまり高くない」「高い」

④ 普段の業務で感じる地域の問題点や困りごと：

「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が最も多く、次いで「近所付き合いが減っていること」「地域に関心のない人が多いこと」

⑤ 地域の問題点や困りごとの中で団体・事業所で対応できること：

「地域での交流機会を増やすこと」が最も多く、次いで「近所付き合いが減っていることへの対応」「地域に関心のある人を増やすこと」

⑥ 既存の公的な福祉サービスだけでは解決できず困っている問題と必要な支援：

問題：保育士の確保・地域でのちょっとした手助け・移動手段の確保 等

必要な支援：地域での見守り、支え合い活動の推進・団体からの情報発信 等

※記述式の設問のため、資料編にはグラフ等はありません。

⑦ 地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なこと：

「助け合い・支え合い活動の意義と重要性をもっと周知する」が最も多く、次いで「助け合い・支え合い活動の活動費・運営費等の資金的な援助を行う」「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」

⑧ 活動をしていく上で市や社会福祉協議会に望むこと：

「活動上必要な情報の提供」が最も多く、次いで「他法人・団体とのネットワーク化」「経済的支援」

4 地区懇談会からみる現状

(1) 実施概要

住民アンケート調査での量的調査、関係団体アンケート調査での質的調査に加え、市民の方々の「生の声」をお聞きすることで地域の課題や必要な支援を明確に把握し、計画に反映することでより実効性のある計画とするために実施しました。

圏域名	日時（平成31年）	場所	参加者数
塩川地区	1月16日（水）	塩川公民館	6人
山都地区	1月17日（木）	山都総合支所	25人
熱塩加納地区	1月18日（金）	保健福祉センター「夢の森」	17人
高郷地区	1月29日（火）	高郷総合支所	11人
喜多方一区	2月5日（火）	喜多方プラザ	42人
喜多方二区	2月6日（水）	喜多方プラザ	42人
喜多方三区	2月7日（木）	総合福祉センター	28人
合計			171人

(2) プログラム

ステップⅠ

「地域での良いところや困っているところ」について考えてみましょう

身近な地域での良いところや困っているところを、付箋に書き出し、発表しながら模造紙に貼っていきました。



ステップⅡ

「解決アイデア」について話してみましょう

ステップⅠで挙げた「地域の良いところ」については継続していくために必要なこと、「地域で困っているところ」については改善するための解決アイデアをそれぞれ付箋に書き出して発表し、模造紙に貼り出しました。



全体発表

話し合ったことについて、グループごとに発表し、全体で共有しました。



(3) 実施結果

① 地域の良いところ

【助け合い・支え合い・地域活動・交流】

- ・近所の見守りがある
- ・団結力がある、人情が厚い、温かい人柄
- ・施設や学生と地域との交流がある
- ・サロンが多い、活発
- ・地区行事への参加者が多い
- ・年代ごとの取り組みがある

【少子化・子育て】

- ・子育ての環境が充実している
- ・子どもたちが元気よくあいさつをする
- ・子どもの通学時の見守りがある

【健康・生きがい・医療・福祉】

- ・高齢者の生きがいづくりの場がある
- ・主要施設（学校・公民館等）がまとまっている
- ・クラブ活動（趣味）が盛ん

【教育・学校】

- ・学生によるボランティアが活発
- ・小・中学校が地域活動に積極的
- ・小学校での農業体験（幼稚園も）

【環境】

- ・アパートが増え、若い世帯が増えている
- ・移動スーパーが来てくれる
- ・ゴミ箱の管理・整理をボランティアでする人がいる

【交通・移動手段】

- ・交通の便が良い
- ・自家用車での移動は利便性が良い
- ・JRの駅があり、出掛けるのに利用できる

【防犯・防災】

- ・雪以外の災害が少ない
- ・治安が良い
- ・消防団が見回りをしてくれている

【自然】

- ・食物が豊富、自然が美しい
- ・三ノ倉高原の菜の花、ひめさゆり、ひまわり
- ・サイクリングロードがある

【歴史・伝統】

- ・そば祭り、盆踊りといった行事が多い
- ・伝統行事がまだ残っている
- ・年に1回の地区のイベントを長い間継続している

地域福祉を進める上で根幹となる「地域でのつながりや助け合い・支え合い」の意識が高い

継続していくためのアイデア

サロン同士の交流
を図る



サロン活動への参加

世代間交流の懇親会

自然を活用した行事
を実施する

市全体で花ロード
を作り、おもてな
しをする

環境保全の教育

若い世代が子育て
しやすい環境づくり



助け合いができる組織を作る

積極的な
あいさつ運動



人とのつながりを
大切にする

地域の自然の良さを
掘り起こす

地域の行事に子ども
を巻き込む

地域の特性を PR するマ
ップを作る（喜多方の宝）

ボランティアの輪
を広げる

市民参加の
ウォーキングイベントの
企画



② 地域で困っているところ

【助け合い・支え合い・地域活動・交流】

- ・アパートに暮らす方と地域との交流が少ない
- ・商店街でも日中ほとんど人影が見えない
- ・世代間交流が少ない
- ・高齢者が多く、助け合いが困難になっている
- ・若い人の地域活動への参加が少ない
- ・行政区内の組織における後継者不足

【少子高齢化・子育て】

- ・子どもが少なく、活気がない
- ・子どもの遊び場が少ない
- ・山間部は高齢化が進み、孤立しがち

【健康・生きがい・医療・福祉】

- ・医療・病院が近くにない
- ・重度の障がい者・高齢者の避難支援が難しい
- ・地区によって受けられる福祉サービスが少ない

【教育・学校】

- ・地元企業が少なく、若い人が出て行ってしまふ
- ・学校が遠く、送迎が必要
- ・学区と行政区が異なり、子どもが混乱している

【住環境】

- ・空き家が増えている
- ・ゴミの分別
- ・買物できるお店が少ない

【交通・移動手段】

- ・方部から中心部への移動手段が不便
- ・公共バスの本数が少ない
- ・高齢者の買い物・病院への足がない

【防犯・防災】

- ・空き家が増えることで、防犯上懸念がある
- ・街灯のない所があつて危険
- ・ダムの決壊等の避難、災害被害範囲が分からない

【自然】

- ・豪雪地域のため、いつまで住めるかが心配
- ・サル・イノシシ等の被害が拡大している
- ・農業（米作り）の世代が高齢化している



地域での助け合い・支え合いを継続していくために重要となる「担い手の確保」と「住環境の整備」が課題

解決アイデア

デマンド交通の改善



自然を生かして、アスレチックを作る

都市との交流を通じて移住者を募る

地域での話し合いの場を作る



空き家を借り受け、つるし飾り、絵画、パッチワーク等の展示、販売

地域で何でも対応できる組織を作る

除雪の応援部隊を作る

買物ツアーの企画

見守り体制の確立

高齢者向きのシェアハウス

ボランティアのポイント制



ボランティア講習会の実施

世代間交流等の新たなイベントを創出する



ミニサロンをつくる（10人未満）

山間部に住んでいる方限定のサービスを作る

地域リーダーの育成

5 喜多方市の地域福祉に関わる主な課題

現在の市の状況や住民・関係団体アンケート調査、地区懇談会の結果をもとに、複合的に整理を行い、地域福祉に関わる各分野の主な課題をとりまとめました。

分野	課題
① 福祉全般	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での助け合い・支え合い活動の推進 ・「地域福祉」について学ぶ場や機会の充実
② 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会等による高齢者福祉に関する事業の充実 ・地域生活の継続に向けて、行政・関係団体（機関）・地域の連携強化と情報の共有 ・地域の状況に応じた福祉サービスの提供
③ 児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体（機関）と地域が連携し、子育て家庭が不安や悩みを相談しやすい環境の整備
④ 障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の継続に向けて、行政・関係団体（機関）・地域の連携強化と情報の共有
⑤ 防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、必要な情報の提供及び周知 ・地域での防災対策に関する取り組みの促進と支援 ・災害時に対応できるよう、行政・地域での情報の共有
⑥ 見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要な方・世帯の把握・共有 ・緊急時に向け、地域での日頃からの見守りや安否確認の実施
⑦ 相談・情報提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスや地域活動を行う上で必要となる情報提供の充実 ・地域における様々な情報の発信による地域福祉の意識の醸成 ・個々の状況に即した情報提供と生活上の困りごとを相談する総合相談窓口の充実
⑧ 交通・移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、デマンド交通の充実 ・地域での助け合いによる送迎方法の構築
⑨ 生きがいづくり・健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族の健康・介護等について一人で抱え込むことなく、周りの人や専門機関に相談ができる環境づくり
⑩ 地域での交流	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な交流の充実による地域のつながりの強化 ・年齢層に応じた地域での関わり方の仕組みづくり ・各関係団体同士の交流機会の充実
⑪ 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関わる若年層の確保 ・地域活動に関心がない人に地域活動に関わってもらうきっかけづくり
⑫ コミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に集まることができ、地域活動の拠点となる場所の確保 ・地域課題の解決に向けて、地域での話し合いの場づくり ・地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり
⑬ 地域活動・ボランティア活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関する情報の周知と気軽に参加できる仕組みづくり ・社会福祉協議会による地域での福祉活動の推進と調整

地域福祉に関わる各分野の主な課題を踏まえ、本計画では以下の4点を本市の地域福祉の推進にあたって、特に重点的に取り組むべき課題として位置づけます。

1 地域福祉を推進するため、地域で学び話し合う場が求められています。



地域住民がみんなで助け合い・支え合えるような仕組み、気軽に集まって交流、話し合いも出来る場や機会が増えればと思います。

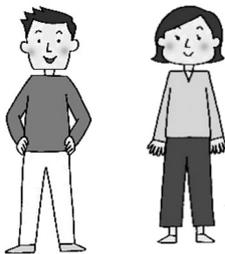
(住民アンケート調査の自由回答より)

地域福祉とは何か、具体的なことを学ぶ場があると良いと思う。

(関係団体アンケート調査の自由回答より)

人口減少や少子高齢化等により市民一人ひとりが役割を持ち、地域課題を我が事と捉え、地域全体で解決に向かって取り組むことが必要となっており、そのために地域で学び話し合う場や課題を解決するための組織づくりが求められています。

2 地域活動の継続に向けて、担い手の育成が必要となっています。



地域で助け合い、支え合いが理想だが、地域全体が高齢化し、地域を支える担い手（若者等）が少ない現状。

問題を抱えたときに支援が必要になると思うが、知識や関心がない人は支援も協力も得られないと思う。子どもの頃から認知症の理解や福祉への関心を高めると良いと思う。(住民アンケート調査の自由回答より)

本市では人口減少や高齢化に加え、若年層の地域活動への参加の少なさ等が課題となっている一方で、市民同士の助け合い・支え合いへの意識が高く、お祭り等の伝統行事や年代ごとの取り組みにより、地域の交流が図られています。今後は地域の状況や年齢層に応じた情報発信等により、これからの地域を担う人材を育成していくことが求められています。

3 安全・安心な生活を維持するため、移動手段の確保が求められています。



中心部から離れている家族の送迎が難しい世帯、高齢者のみの世帯は移動手段（タクシー代）が大変と話を聞く。

車等運転出来るうちは良いですが、車等運転出来なくなった時は通院・買物等を考えてほしい。

用事を済ます為の、高齢者の為の交通手段をもう少し考えてほしい。(住民アンケート調査の自由回答より)

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査や地区懇談会において、移動手段に関する課題が多く挙げられています。特に山間部における高齢者の買物や通院での移動手段が問題となっており、安全・安心な日常生活の維持に直結する重要な課題となっています。

4 分野・組織の枠を超えた支援体制の構築が求められています。



在宅生活が困難（認知症状が進行したため）で施設入所を余儀なくされ、利用料金の支払いが年金だけでは大変であり、市窓口で相談したものの知識不足のためか、確実な回答が得られなかった。さまざまな悩みを抱えている家族も多いのではないのでしょうか？

(住民アンケート調査の自由回答より)

近年、1つの世帯もしくは個人で複数分野の課題を抱える等、生活課題が多様化・複雑化しています。本市では福祉サービスの認知度が低く、サービスに関する情報も入手しにくいとの意見もあることから、総合相談窓口等分野・組織を超えた支援体制のあり方が求められています。

第3章 地域の状況

1 喜多方一区

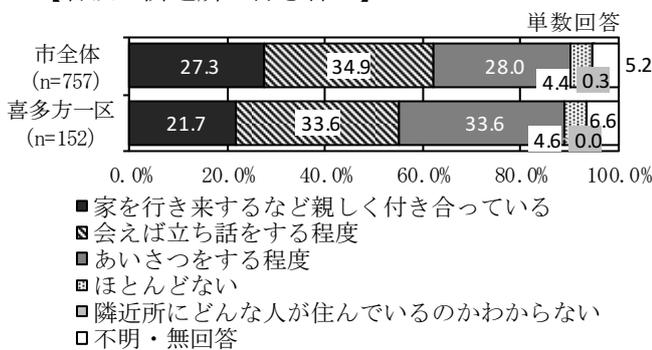
① 地域について

【統計資料】

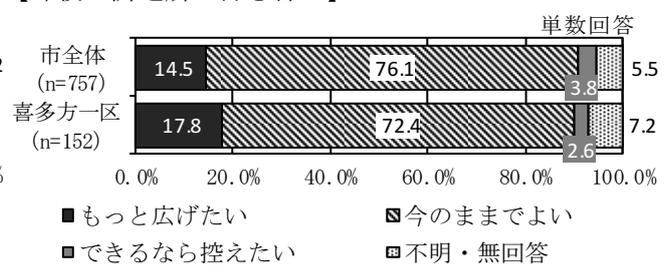
行政区数	35	子どもの人数(0~14歳)	1,243人
総人口	9,245人	要支援・要介護認定者数	648人
総世帯数	3,820世帯	障がい者手帳所持者数	616人
高齢者数・高齢化率	3,112人 33.7%	民生児童委員数	33人
一人暮らし高齢者数	813人	老人クラブ会員数	220人

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（平成31年3月31日）

【普段の隣近所の付き合い】



【今後の隣近所の付き合い】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

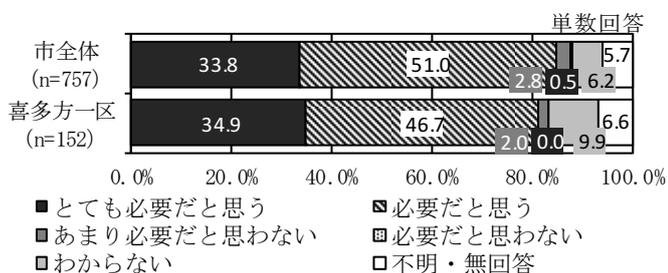
- ・1ヶ月に1回清掃日があり、顔を合わせられる
- ・高齢者の交流する場所が少ない
- ・地域住民の顔が見えない（高齢化）

《今後、地域で必要な取り組み》

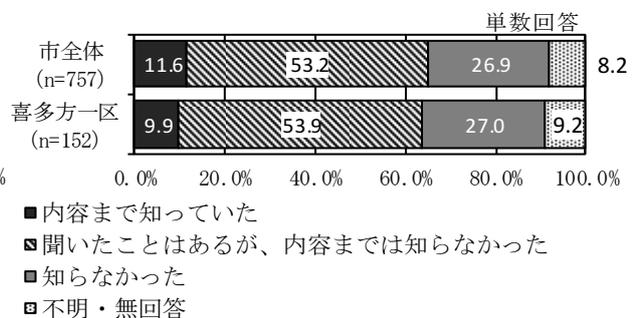
- ・世代間交流の懇親会を行う

② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】



【「地域福祉」の認知度】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・朝のあいさつ運動等、見守り活動がある
- ・共助を進める自治意識が強い

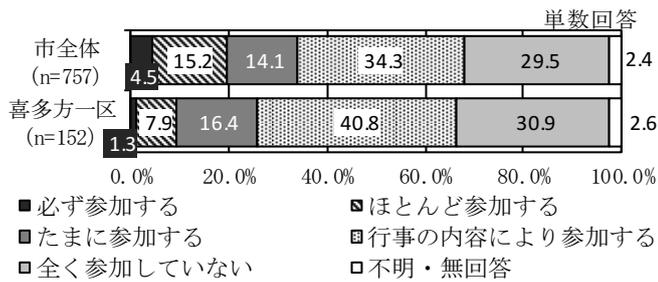
《今後、地域で必要な取り組み》

- ・集会所を開放し、話し合いをする
- ・助け合いができる組織をつくる

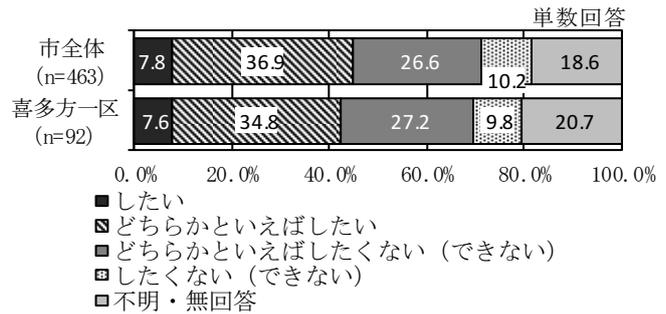


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】



【ボランティア活動への参加意向】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

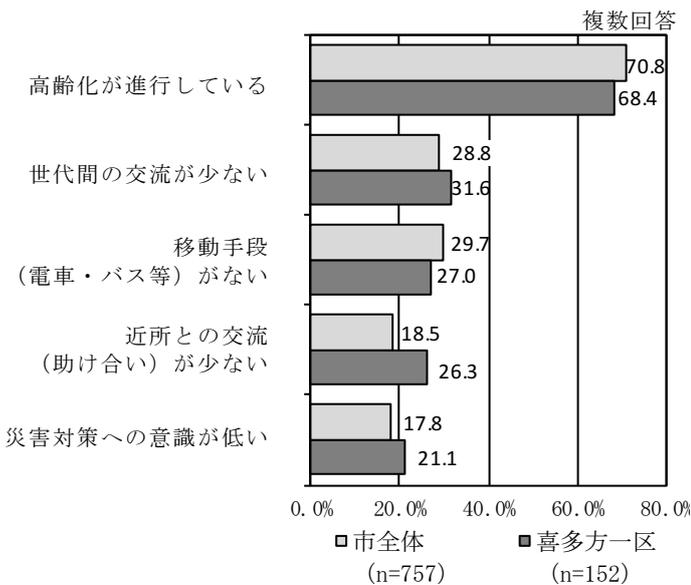
- ・年代ごとに町内のサークルがあり、伝達しやすい
- ・アパート世帯の町内活動への関わりが少ない
- ・町内の行事等への参加意識が薄い

《今後、地域で必要な取り組み》

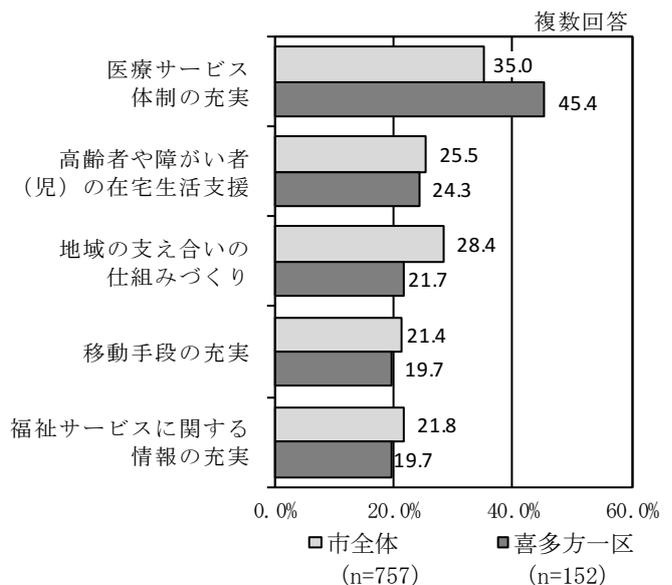
- ・地域でのリーダーの発掘・育成が必要

④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題 (地区上位 5 つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策 (地区上位 5 つ)】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・一軒、一軒のつながりがなくなっているように見える
- ・高齢者の買い物、通院の足がない

《今後、地域で必要な取り組み》

- ・共通の話ができる場をつくる
- ・隣近所との協力、タクシー券等公的支援



⑤ 喜多方一区における各種調査結果

- ・朝のあいさつ運動での見守りや年代ごとのサークル活動等地域での交流が活発に行われており、地域課題を発見・共有するための体制が構築されていることがうかがえます。
- ・一方で、近所付き合いや地域行事への参加者が少なく、地域課題の解決に向けた地域での話し合いの場や組織づくり、組織を先導するリーダーの育成が求められています。

2 喜多方二区

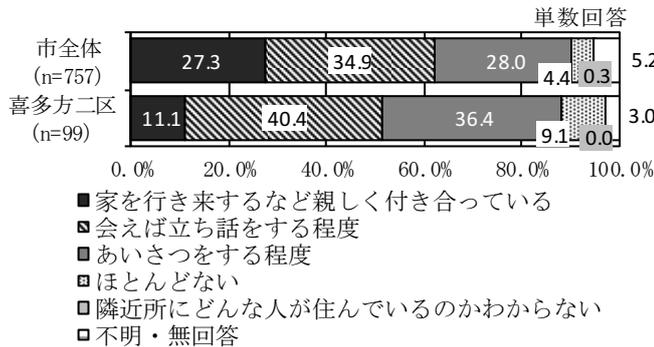
① 地域について

【統計資料】

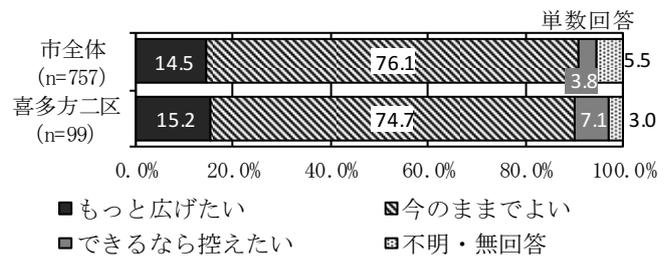
行政区数	33	子どもの人数(0~14歳)	1,323人
総人口	10,680人	要支援・要介護認定者数	806人
総世帯数	4,429世帯	障がい者手帳所持者数	695人
高齢者数・高齢化率	3,650人 34.2%	民生児童委員数	30人
一人暮らし高齢者数	1,032人	老人クラブ会員数	483人

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（平成31年3月31日）

【普段の隣近所の付き合い】



【今後の隣近所の付き合い】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

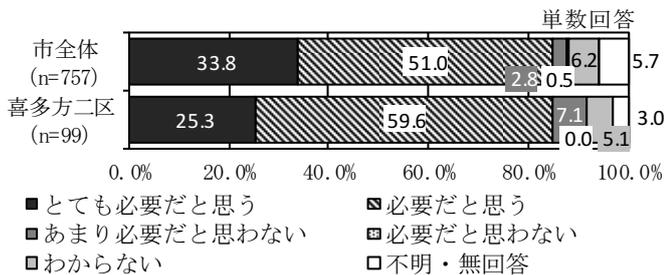
- ・近所付き合いがあまりない
- ・お祭りを通した世代間の交流がある
- ・広報配布時、1軒1軒声をかけながら配っている

《今後、地域で必要な取り組み》

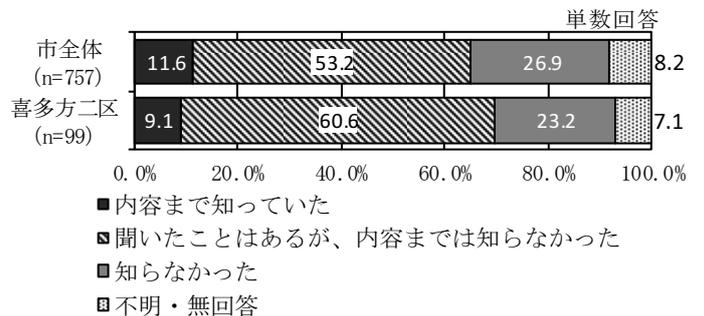
- ・隣近所でお互い助け合いの意識を持ってもらう

② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】



【「地域福祉」の認知度】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・近所の方との話し合いが少ない
- ・地域役員、世話役のなり手が不足している

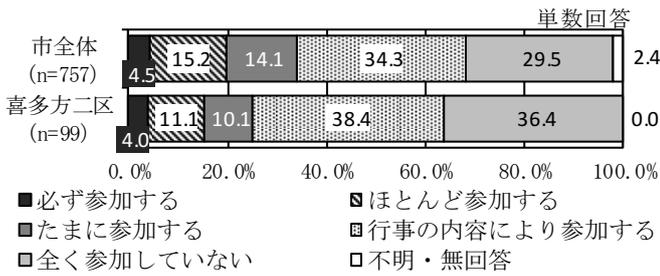
《今後、地域で必要な取り組み》

- ・地域での話し合いの場を作って、みんなで問題を解決していく
- ・地域での情報の共有

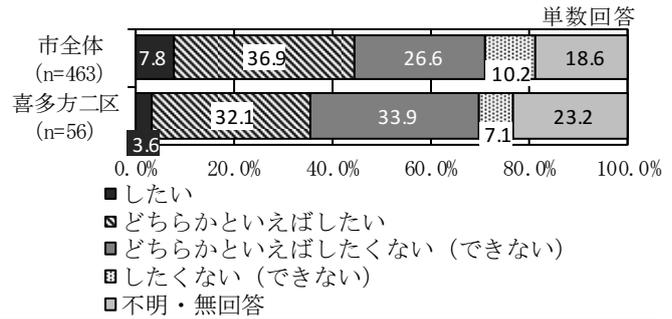


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】



【ボランティア活動への参加意向】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

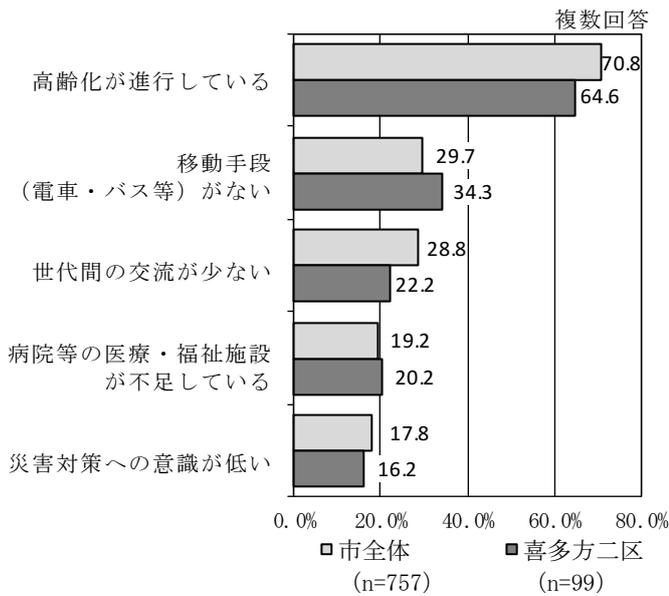
- ・サークル活動が活発
- ・ボランティア活動をする人が少ない

《今後、地域で必要な取り組み》

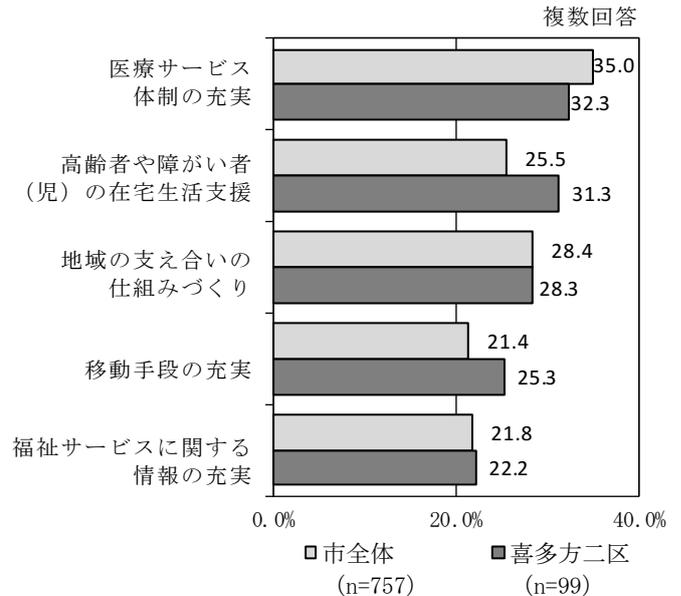
- ・サロンの実施回数を増やす
- ・身近なボランティア（見守り）から始める

④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題（地区上位5つ）】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策（地区上位5つ）】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・重度の障がい者、高齢者の避難支援が難しい
- ・一人暮らし高齢者が多く、見守りが大変
- ・空き家が多くなってきた

《今後、地域で必要な取り組み》

- ・空き家を活用した集いの場の創設



⑤ 喜多方二区における各種調査結果

- ・お祭りを通して、子どもも巻き込んだ世代間交流が行われており、地域での助け合い・支え合いを進めていくための土壌が形成されていることがうかがえます。
- ・一方で、地域役員等のなり手不足や地域の連帯感の希薄化が課題となっており、地域課題の解決に向け、地域で話し合い、地域全体で解決していくための仕組みづくりが求められています。

3 喜多方三区

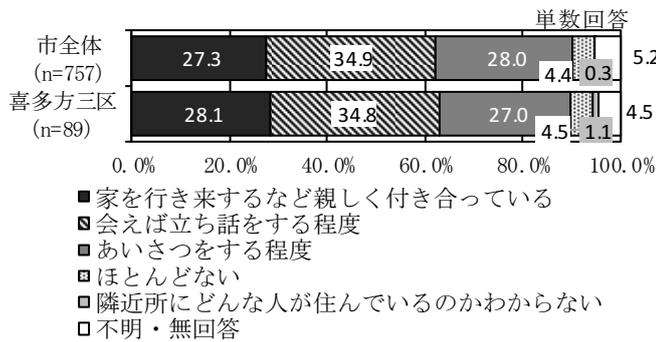
① 地域について

【統計資料】

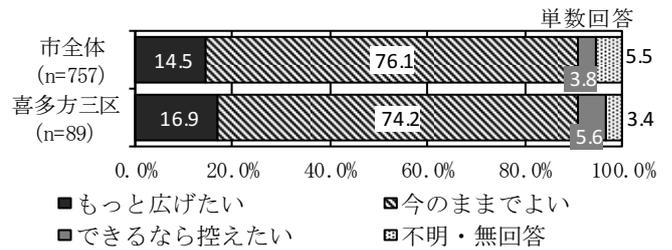
行政区数	51	子どもの人数(0~14歳)	856人
総人口	10,630人	要支援・要介護認定者数	662人
総世帯数	3,987世帯	障がい者手帳所持者数	633人
高齢者数・高齢化率	3,635人 34.2%	民生児童委員数	35人
一人暮らし高齢者数	593人	老人クラブ会員数	283人

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（平成31年3月31日）

【普段の隣近所の付き合い】



【今後の隣近所の付き合い】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

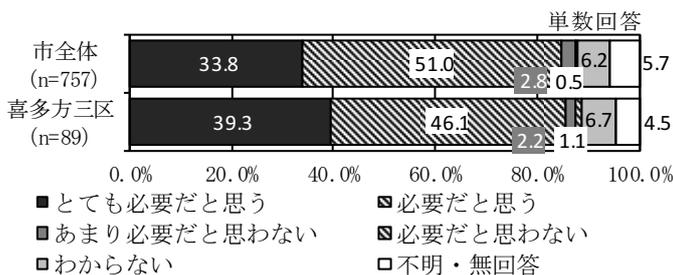
- ・除雪の時等に近所の助け合いがある
- ・地域で声をかけ合って、集会に出ている
- ・世代間交流が少ない

《今後、地域で必要な取り組み》

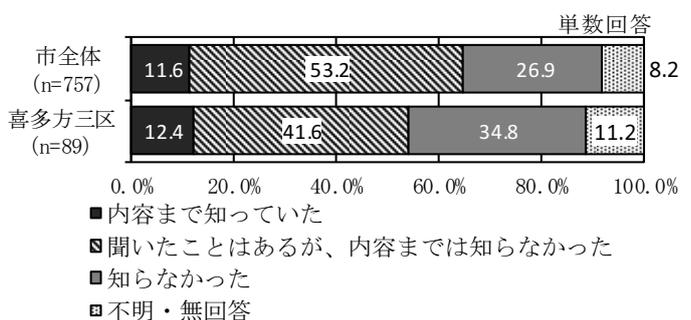
- ・回覧板等は手渡しにする、顔の見える関係を作る

② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】



【「地域福祉」の認知度】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・消防団が見回りをしてくれている
- ・気軽に集まれる場所が無い

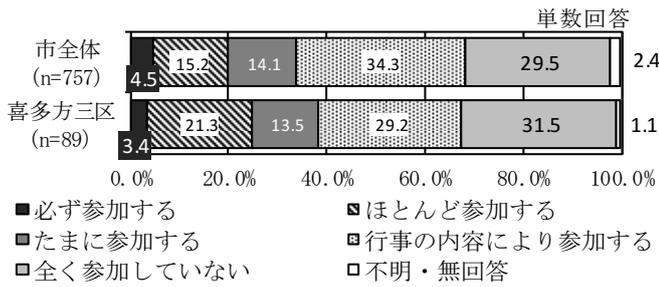
《今後、地域で必要な取り組み》

- ・地域で何でも対応できる組織を作る
- ・小学校の跡地で地域の人がデイサービスをする

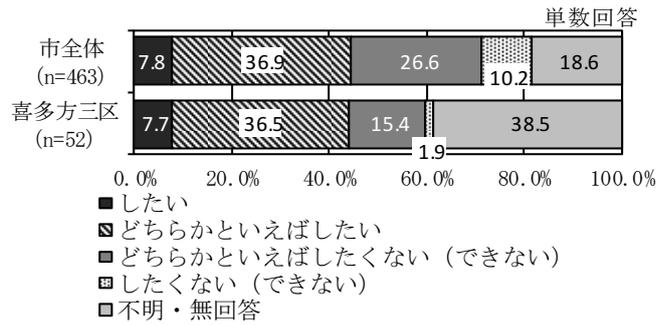


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】



【ボランティア活動への参加意向】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

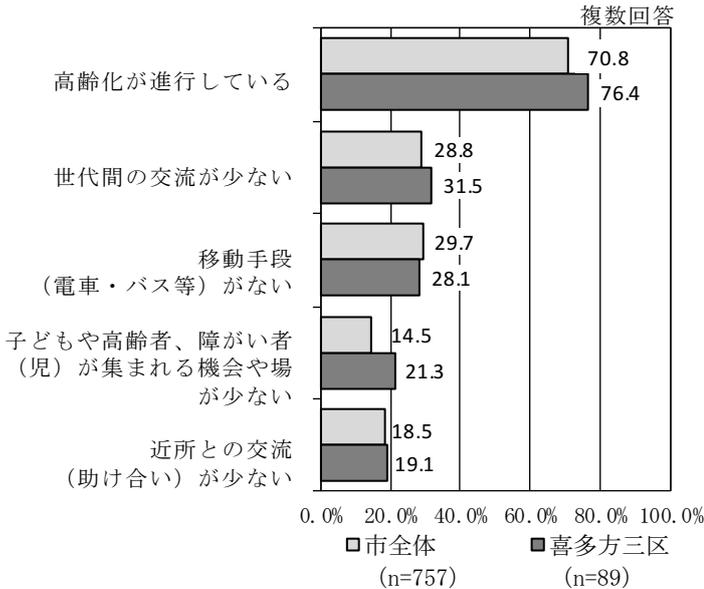
- ・年代ごとの取り組みがある (いきいきサロン、祭り盛り上げ隊、育成会等)
- ・地域の行事が多い (運動会、新春のつどい)
- ・夏祭り運営が困難

《今後、地域で必要な取り組み》

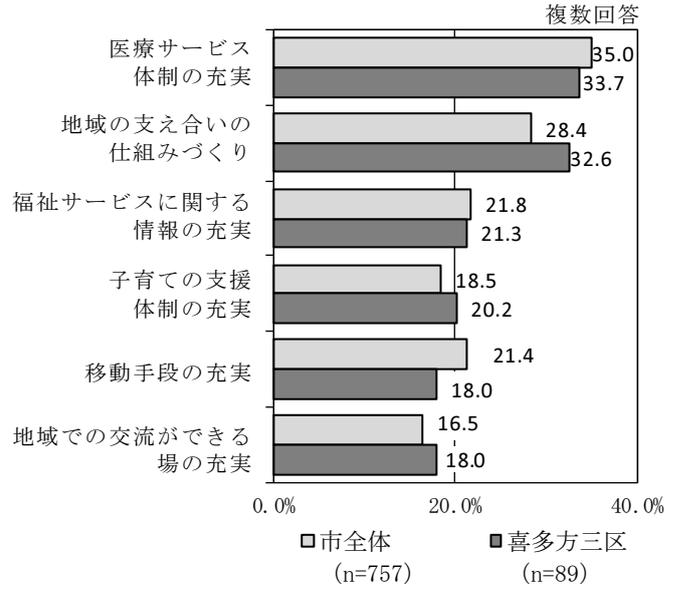
- ・行政区単位で人材育成をする

④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題 (地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策 (地区上位5つ)】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・一人暮らし高齢者や高齢者夫婦が多い
- ・公共交通機関がなく、デマンドバス・タクシーが利用しづらい

《今後、地域で必要な取り組み》

- ・地域住民による送迎サービスの提供
- ・空き家を借りて、高齢者や学校帰りの子どものいこいの場にする



⑤ 喜多方三区における各種調査結果

- ・地域行事が多く、年代ごとの取り組みも行われており、また地域の集いに声をかけ合って出席している等地域全体での協力体制が形成されています。
- ・一方で、地域全体での協力体制を継続していくための組織づくりや人材育成が求められており、さらに地域課題の解決に向けた新たな取り組みへの意識も高まっています。

4 熱塩加納地区

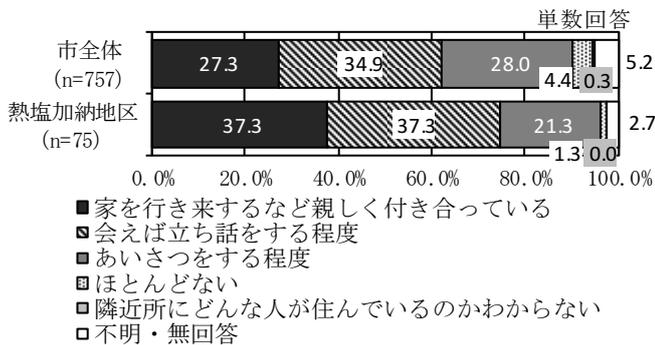
① 地域について

【統計資料】

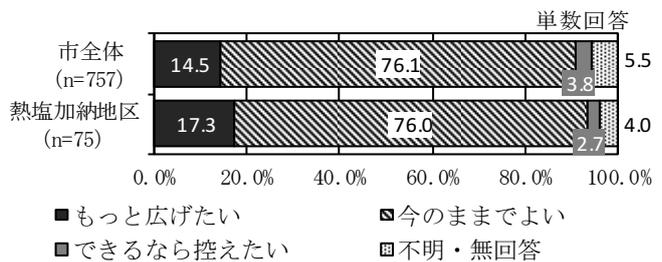
行政区数	31	子どもの人数(0~14歳)	236人
総人口	2,536人	要支援・要介護認定者数	202人
総世帯数	901世帯	障がい者手帳所持者数	207人
高齢者数・高齢化率	1,051人 41.4%	民生児童委員数	17人
一人暮らし高齢者数	161人	老人クラブ会員数	86人

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（平成31年3月31日）

【普段の隣近所の付き合い】



【今後の隣近所の付き合い】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

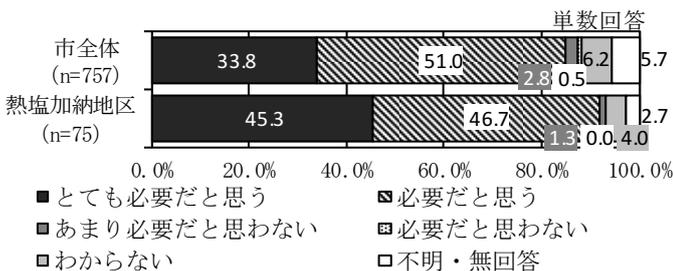
- ・高齢者が集まるきっかけがある（サロン、茶話会）
- ・団結力がある
- ・近所同士の茶飲みがある

《今後、地域で必要な取り組み》

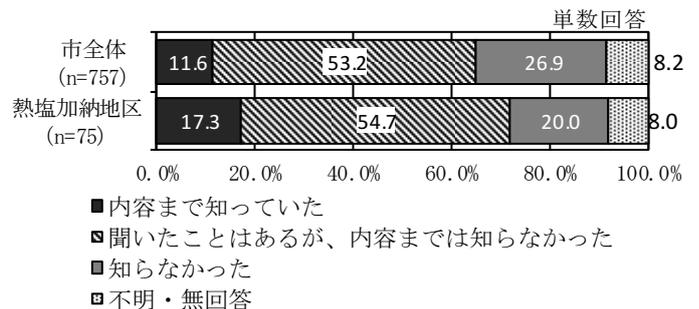
- ・連絡体制の環境を整備する

② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】



【「地域福祉」の認知度】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・近所の見守り等はできている
- ・助け合いや支え合いの心がある
- ・地域への思い、愛が強い

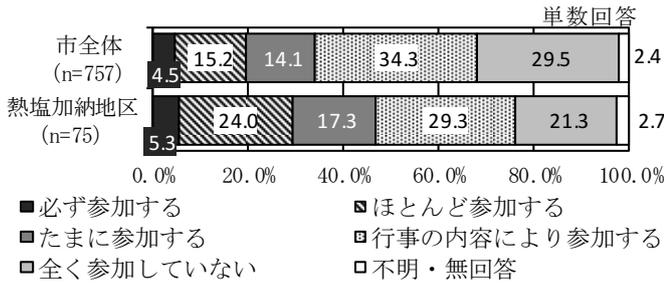
《今後、地域で必要な取り組み》

- ・人とのつながりを大切にする

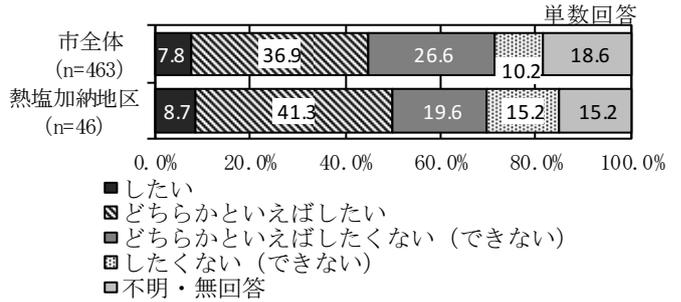


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】



【ボランティア活動への参加意向】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

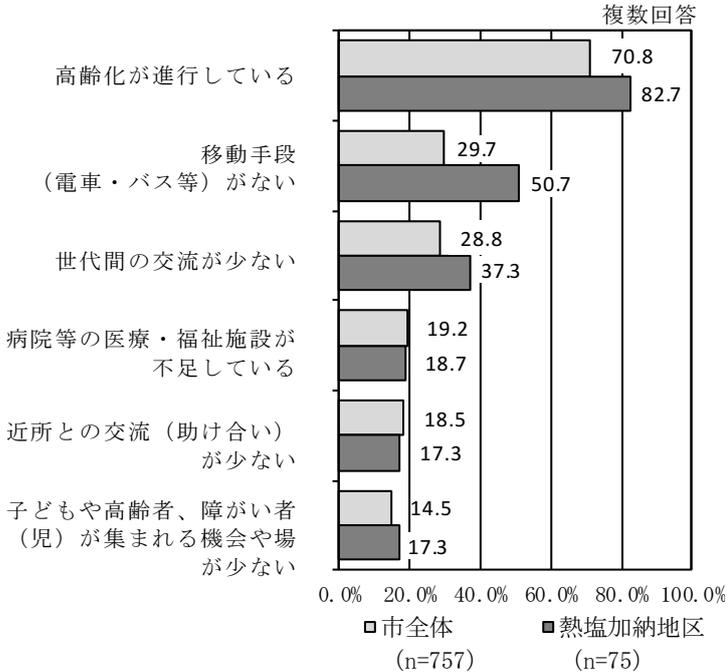
- ・地域での活動が活発である
- ・小・中学校が地域活動に積極的
- ・自由に集まる場所が無い

《今後、地域で必要な取り組み》

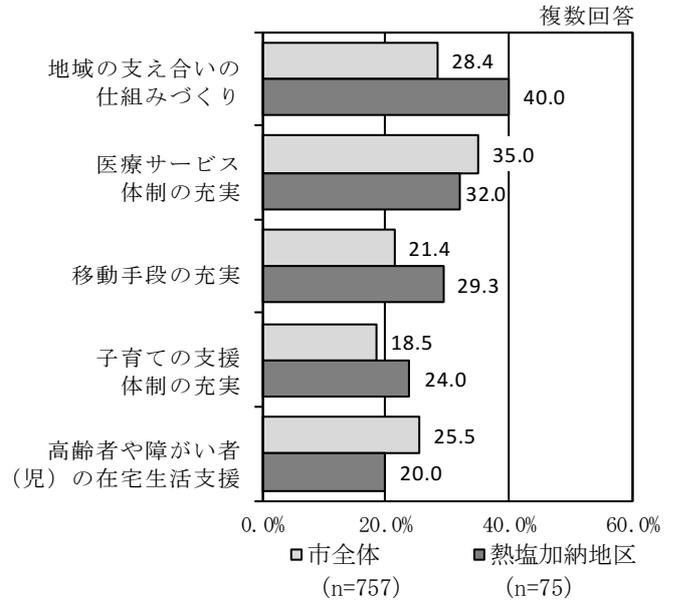
親子で参加するイベントを企画する

④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題 (地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策 (地区上位5つ)】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・自然が豊か
- ・移動手段がないため、行事にも参加しづらい

《今後、地域で必要な取り組み》

- ・自然を活用した行事を実施する
- ・デマンド交通の改善



⑤ 熱塩加納地区における各種調査結果

- ・隣近所との付き合いや地域での自主的な助け合い・支え合いへの意識が高く、地域福祉の意識が醸成されていることがうかがえます。
- ・一方で、移動手段や集まる場所等、地域での助け合い・支え合いを推進していくための環境の整備が求められています。

5 塩川地区

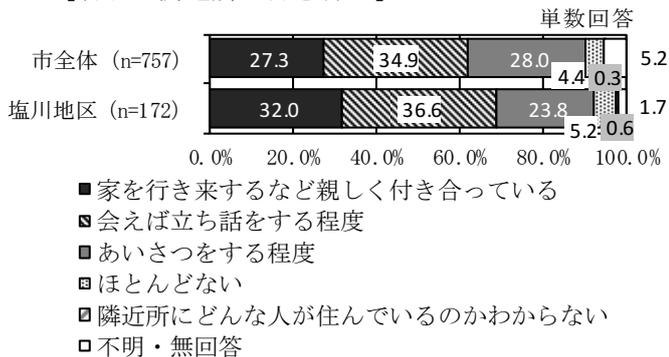
① 地域について

【統計資料】

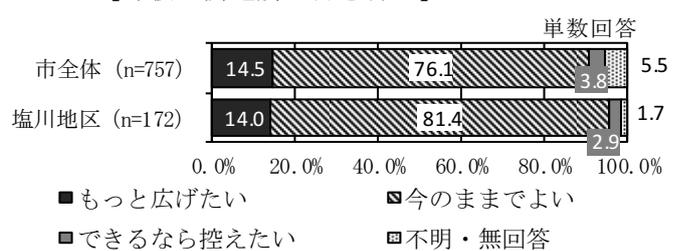
行政区数	67	子どもの人数(0~14歳)	1,356人
総人口	9,887人	要支援・要介護認定者数	671人
総世帯数	3,626世帯	障がい者手帳所持者数	577人
高齢者数・高齢化率	3,116人 31.5%	民生児童委員数	27人
一人暮らし高齢者数	663人	老人クラブ会員数	262人

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（平成31年3月31日）

【普段の隣近所の付き合い】



【今後の隣近所の付き合い】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

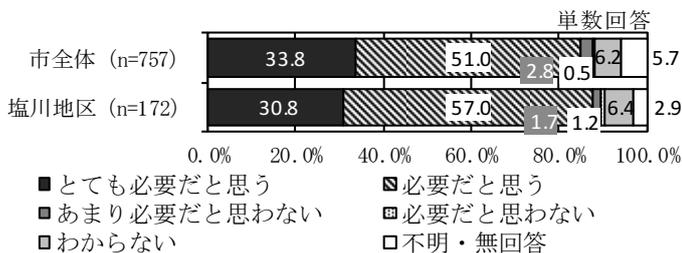
- ・近所の人からトラクターで雪かたしをしてもらえる
- ・子どもが育ってしまうと、隣近所との交流が少なくなる

《今後、地域に必要な取り組み》

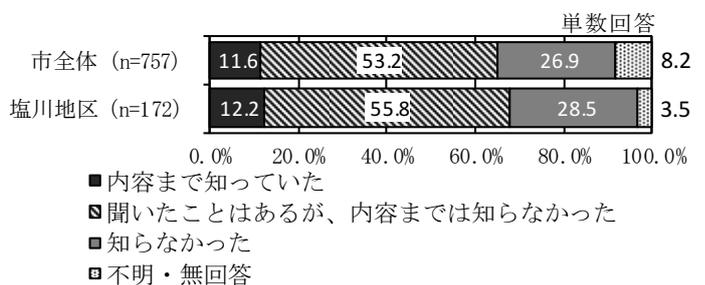
- ・お祭りを伝承していくことが世代間交流
- ・お盆に帰省する家族もまじえて、サロンで世代間や近所間の交流

② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】



【「地域福祉」の認知度】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・住民同士の助け合いがある
- ・山間部は高齢化が進み、孤立しがち
- ・高齢者が多く、助け合いが困難になっている

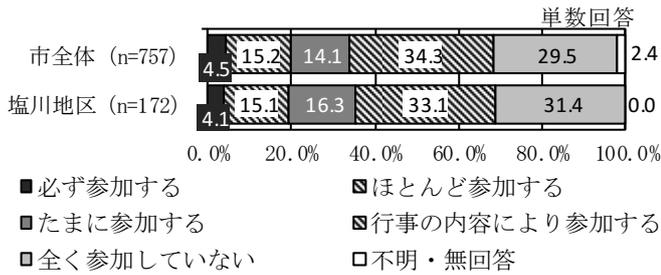
《今後、地域に必要な取り組み》

- ・ファミリーサポート高齢者版（支え合いの体制づくり）

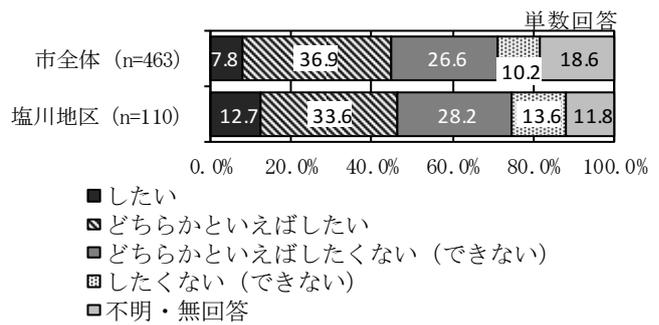


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】



【ボランティア活動への参加意向】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

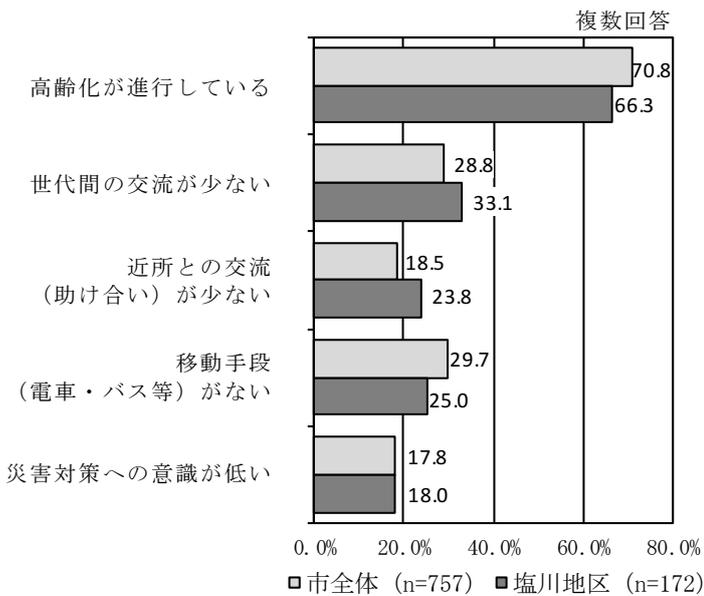
- ・高齢者の生きがいづくりの場がある
- ・若い人の地域活動への参加が少ない

《今後、地域で必要な取り組み》

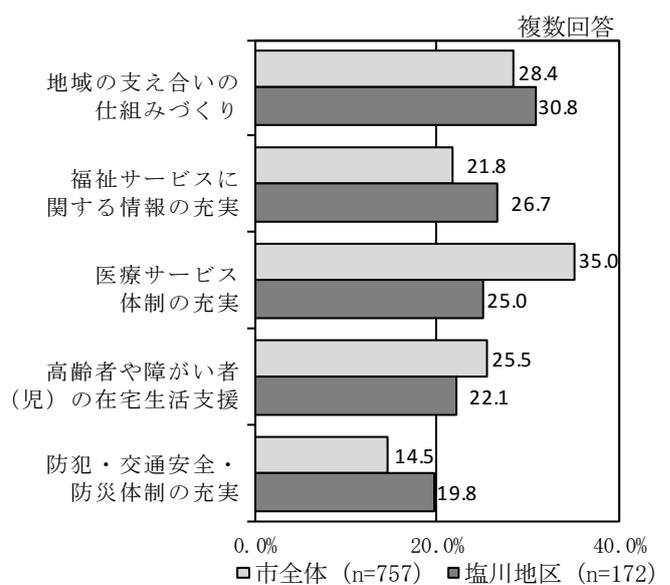
- ・子ども会、行政区の行事の活性化
- ・地域活動への子どもの参加

④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題(地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策(地区上位5つ)】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・子どもの数が減っている、一人暮らし高齢者が増えている
- ・山間部の高齢者の移動手段がなく、車の免許返納が遅れる

《今後、地域で必要な取り組み》

- ・デマンド交通の利便性の向上と利用方法の検討



⑤ 塩川地区における各種調査結果

- ・雪やお祭り等地域の特徴を生かした身近な隣近所の付き合いがあり、地域での見守り活動への意識が高くなっています。
- ・一方で、少子高齢化等による地域活動の維持が課題となっており、今後も助け合い・支え合いを推進していくため、地域での支え合いの仕組みづくりや世代間交流が重要となっています。

6 山都地区

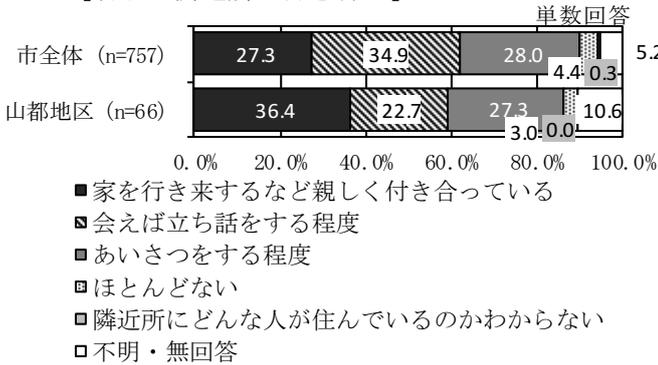
① 地域について

【統計資料】

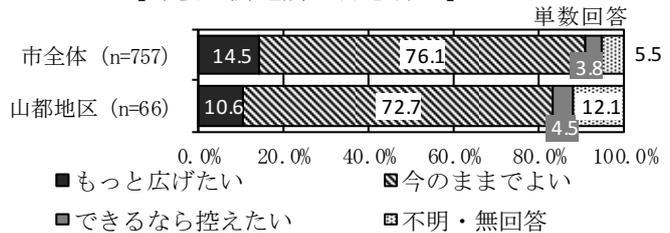
行政区数	35	子どもの人数(0~14歳)	234人
総人口	2,962人	要支援・要介護認定者数	339人
総世帯数	1,241世帯	障がい者手帳所持者数	276人
高齢者数・高齢化率	1,357人 45.8%	民生児童委員数	22人
一人暮らし高齢者数	349人	老人クラブ会員数	281人

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（平成31年3月31日）

【普段の隣近所の付き合い】



【今後の隣近所の付き合い】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

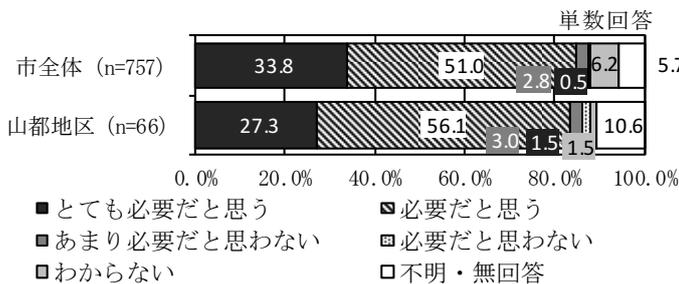
- ・世代間交流が多い
- ・地域内にある学校との交流がある
- ・地区により、集まる場所、サロンが少ない

《今後、地域で必要な取り組み》

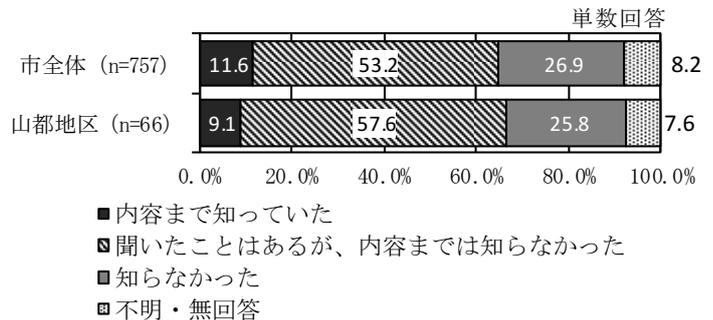
- ・ミニサロンをつくる（10人未満）

② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】



【「地域福祉」の認知度】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・サロン活動が活発
- ・地縁意識が強く、隣近所で日常的に助け合いが行われている
- ・除雪をする人が少なく、一部の人に負担がかかっている

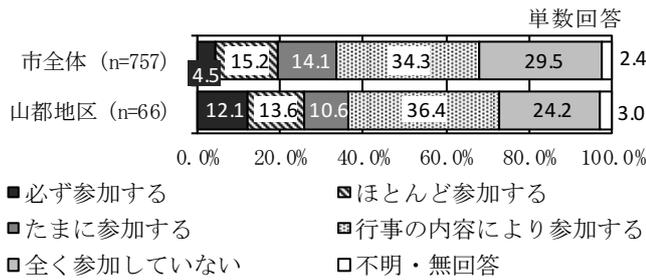
《今後、地域で必要な取り組み》

- ・サロン同士の交流を図る

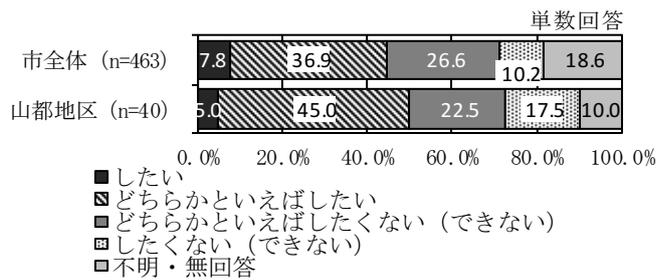


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】



【ボランティア活動への参加意向】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

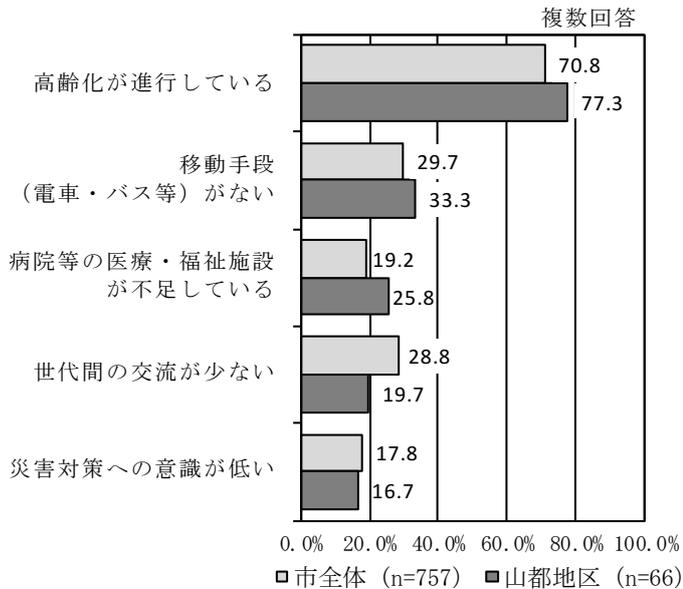
- ・学生によるボランティア活動が活発である
- ・地域の伝統行事がなくなっている
- ・地域のリーダーが同じであり、新しい方が出ない

《今後、地域で必要な取り組み》

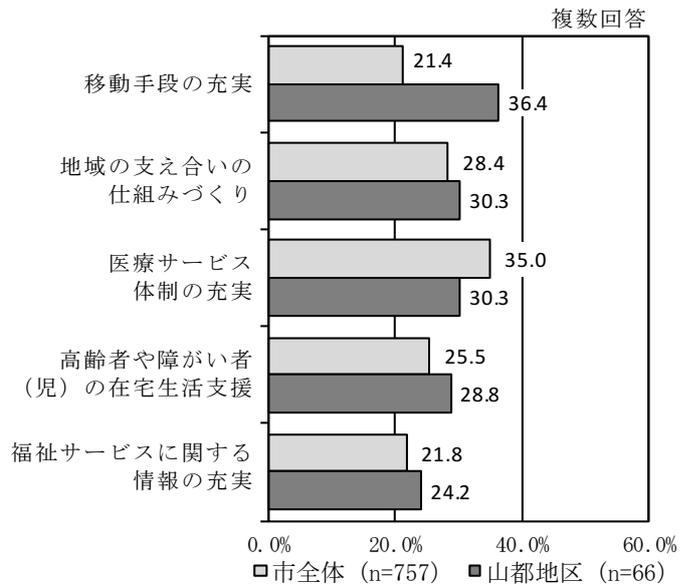
- ・ボランティアの輪を広げる

④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題（地区上位5つ）】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策（地区上位5つ）】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・社会資源が少ない
- ・山間部に住んでいる高齢者の買い物・通院の交通手段が少ない

《今後、地域で必要な取り組み》

- ・地域で作るミニデイ
- ・地域で送迎できる仕組みづくり



⑤ 山都地区における各種調査結果

- ・サロン活動や世代間交流が行われており、地縁意識も強く、地域での助け合い・支え合いへの意識が高いことがうかがえます。
- ・一方で、集いの場や担い手不足が課題となっており、地域の地理的条件や資源に応じた取り組みが求められています。

7 高郷地区

① 地域について

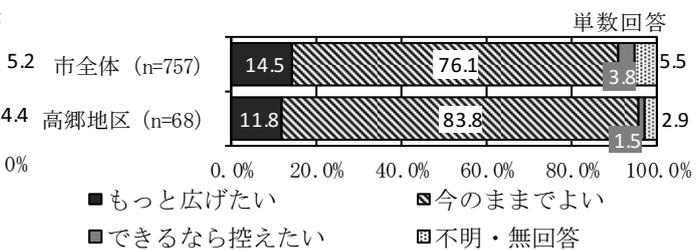
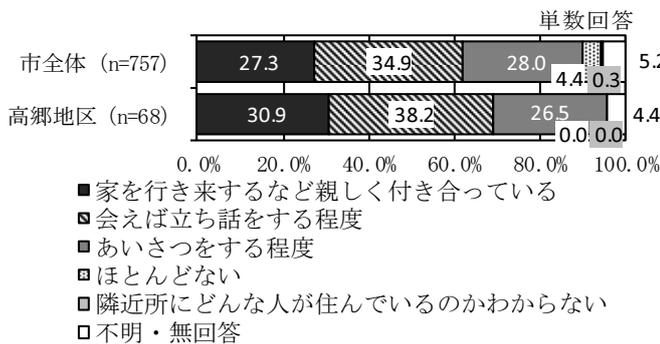
【統計資料】

行政区数	20	子どもの人数(0~14歳)	151人
総人口	1,779人	要支援・要介護認定者数	136人
総世帯数	622世帯	障がい者手帳所持者数	119人
高齢者数・高齢化率	754人 42.4%	民生児童委員数	10人
一人暮らし高齢者数	110人	老人クラブ会員数	545人

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（平成31年3月31日）

【普段の隣近所の付き合い】

【今後の隣近所の付き合い】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・近隣間の絆が深い
- ・園児や小中学生と高齢者施設との交流がある
- ・子どもが少なく、活気がない

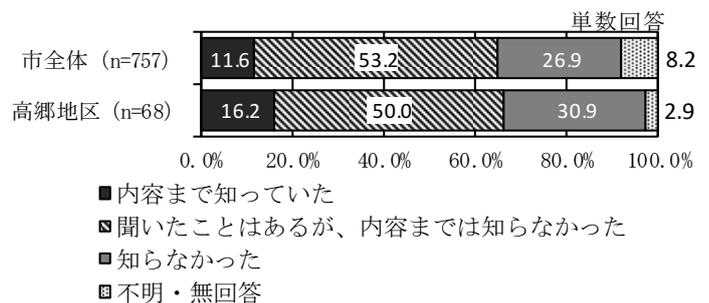
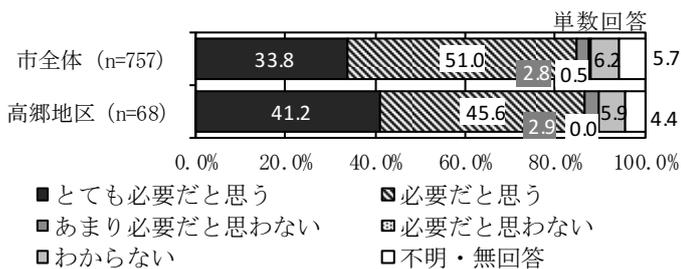
《今後、地域に必要な取り組み》

- ・高齢者が元気でいられる地域づくり

② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

【「地域福祉」の認知度】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・一人暮らし高齢者が多くなっている
- ・雪が多く、除雪に困っている

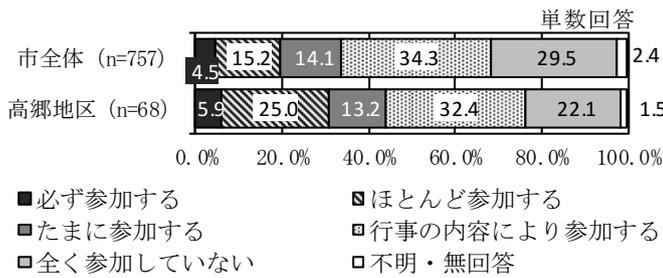
《今後、地域に必要な取り組み》

- ・見守り体制を確立する（集落での見守り）
- ・除雪を生かした助け合いの仕組みを作る

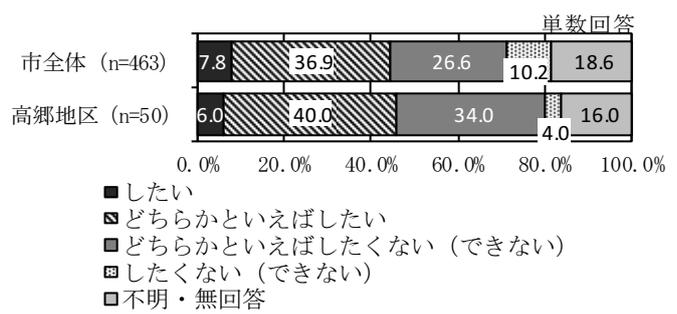


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】



【ボランティア活動への参加意向】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

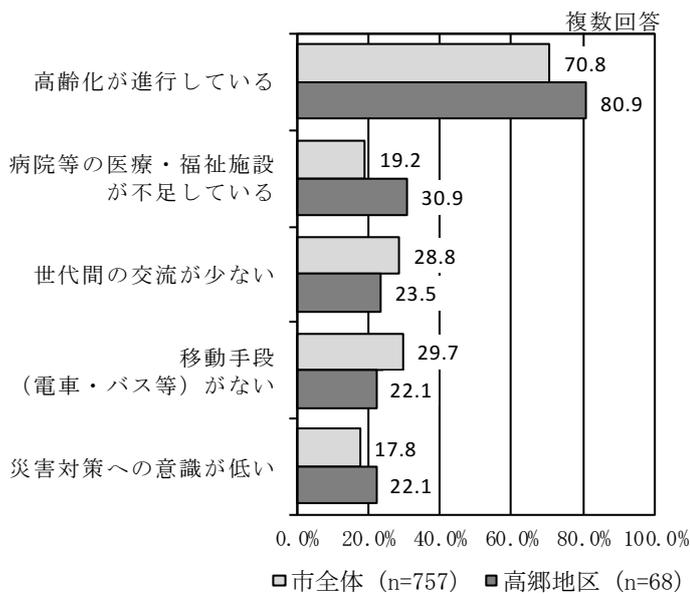
- ・老人クラブの活動が活発で、高齢者が元気
- ・地区の行事が減り、参加者も少なくなっている

《今後、地域で必要な取り組み》

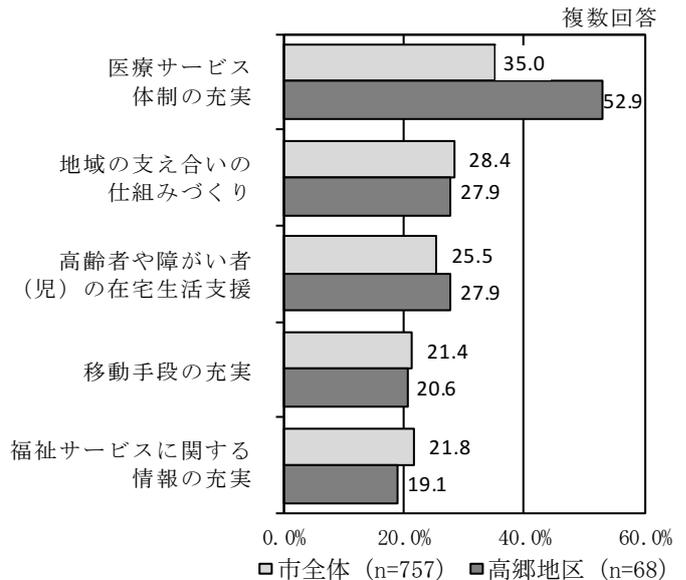
- ・ボランティアのポイント制を作る
- ・高齢者が参加できる集いの場を増やす

④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題(地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策(地区上位5つ)】



【地区懇談会での意見】

《地域の現状》

- ・若い人が減っている
- ・旧市内に比べて、受けられるサービスが少ない

《今後、地域で必要な取り組み》

- ・都市との交流を通じて、移住者を募る
- ・山間部に住んでいる方限定のサービスを作る



⑤ 高郷地区における各種調査結果

- ・元気な高齢者が多く、自主的な助け合い・支え合いへの意識も高くなっており、地域福祉への住民の意識が高いことがうかがえます。
- ・一方で、高齢化が課題となっており、高齢者も元気でいられる地域や除雪を生かした助け合いの仕組み等、これからの地域の姿を見据えた地域づくりが求められています。

第4章 計画の方向性

1 基本理念

本市では、「喜多方市総合計画 きたかた活力推進プラン」において、「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」を将来の都市像とし、計画全体に関わる4つの基本的な考え方（「協働によるまちづくり」「だれもが輝くまちづくり」「地域性を生かしたまちづくり」「交流と連携によるまちづくり」）を示しています。

また、将来の都市像の実現に向けて、4つの大綱を施策の基本的方向としてまちづくりに取り組んでおり、そのなかの「安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり」の保健・医療・介護・福祉分野では「保健・医療・介護・福祉の連携により、だれもが住み慣れた地域で健康に、安心してくらし続けることができるまち」を目指しています。

そのため本計画においても、地域での助け合い・支え合い活動や各種関係団体との連携を行い、子どもから高齢者まで、だれもが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指し、次の基本理念を掲げ計画を推進します。

基本理念

みんなで支え 未来の地域を築く

安心・快適なまち きたかた



2 基本目標

第2章「5 喜多方市の地域福祉に関わる主な課題」を踏まえ、基本目標が地域福祉計画・地域福祉活動計画の対象範囲を網羅するよう、体系的にまとめています。また、基本目標については、喜多方市の「きたかた」の4文字を用いて、目標を設定しています。

一方、重点施策は同節で示した重点的に取り組むべき課題を踏まえて、基本目標ごとに本計画期間で特に力を入れて推進していく取り組みについて記載しています。

基本目標1 地域をつなぐ「きずな（絆）」づくり

地域での助け合いや支え合い（地域福祉）の「絆」を広げていくためには、地域福祉への関心と理解が重要です。福祉意識の醸成に向け、研修会や講演会の実施、地域での連携・交流機会の充実に取り組みます。

基本目標2 地域を支える「たいりょく（体力）」づくり

地域での助け合いや支え合いを継続していくためには、地域住民のパワー「体力」が必要となります。そのため、地域を支える人材の育成や市民一人ひとりの健康増進・生きがいくりに取り組みます。

基本目標3 安全・安心に暮らせる「かんきょう（環境）」づくり

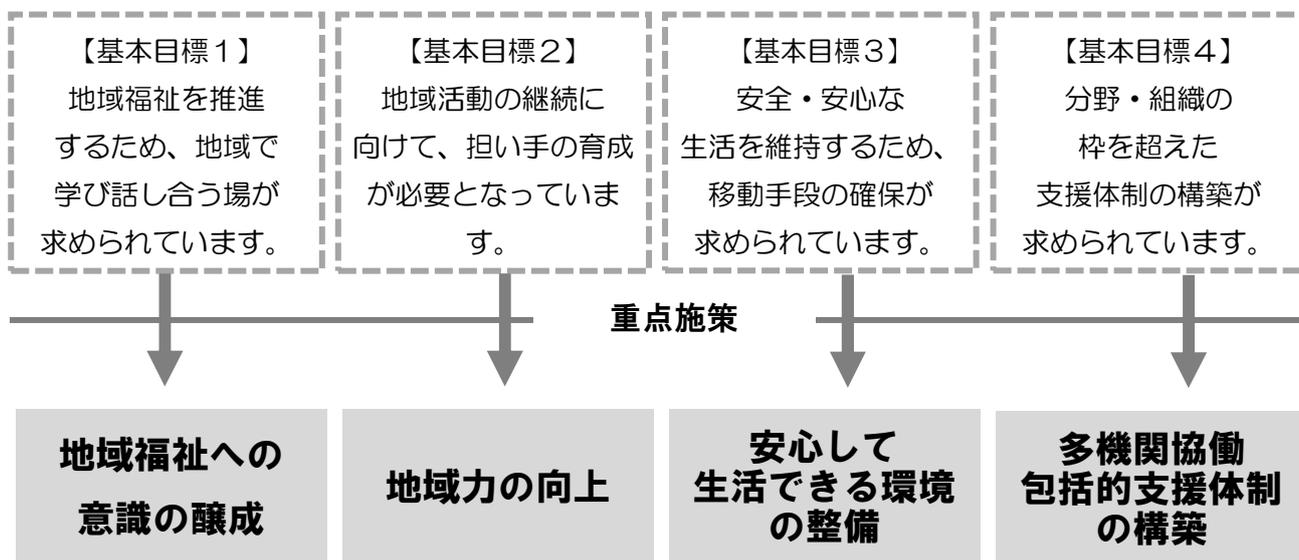
地域に住む誰もが安全・安心に自立した生活を送れるようにするには、日常生活での「環境」づくりが重要となります。そのため、日常生活を送る上で必要不可欠な公共交通機関等の移動手段の確保と情報の発信、また普段からの防犯・防災対策の充実に取り組みます。

基本目標4 一人ひとりを守る「たいせい（体制）」づくり

多様化・複雑化している福祉課題に対応していくためには、専門性だけでなく、分野を超えた総合支援「体制」が重要となります。多分野・多機関での連携により、福祉サービスの充実に図ります。



重点的に取り組むべき課題



3 重点施策

(1) 地域福祉への意識の醸成

【現状】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、災害等の緊急時においても地域で協力して避難や助け合いができるようになるためには、普段から地域福祉への理解・関心を深めていくことが必要となります。

住民と関係団体アンケート調査においても地域活動に関する研修会や講習会へのニーズが高く、助け合い・支え合い活動の意義と重要性を周知するための場が求められています。

本市では、当事者を含めた「障がい者シンポジウム」の開催や子どもの頃からの福祉意識の醸成を図るため「高校への講師派遣」等の研修会や講演会を実施しており、また地域の自主的な活動を支援するため「生活支援支え合い会議」開催の支援や「協働のまちづくり推進事業」を行っています。

【今後の方向性】

今後は、地区懇談会においても地域で課題を解決する組織や話し合いを行う場が求められていることから、地域福祉に関する知識について学ぶ場と、各種講座等での内容や地域の状況等について話し合いを行う場の充実を図ります。

また、住民同士が話し合う場の創出は、誰もが気軽に地域活動に参加する機会になるだけでなく、支えられる人も支える側として「自分が地域でできること」を考え、日常生活に生きがいを見いだすきっかけにもなることが考えられます。

地域福祉について学ぶ場と地域で意見交換を行う集いの場や地域活動の場づくりに取り組み、地域のつながりを深める活動を推進していきます。

■地域での取り組み



(2) 地域力の向上

【現状】

地域力を高めていくためには、地域を担う人材の育成が重要となります。さらに、地域の担い手を育成していくためには、まず地域に興味・関心を持ち、地域活動へ参加してもらうきっかけづくりとして、地域や公的サービス等に関する情報が必要となります。

本市ではこれまで、広報やホームページ、市の公式 SNS を通して市内の情報発信に努め、各課のパンフレットやイベント時において、公的サービスや市の取り組みの周知にも取り組んできました。

しかし、住民・関係団体のアンケート調査において、福祉サービスや地域に関する情報発信への意見が多く挙げられています。また、年代が若いほどボランティア活動への参加意向が高く、この意欲を地域活動にもつなげていく方策が求められています。

【今後の方向性】

市内の情報発信に関しては、現状でも述べたようにこれまでも市民に分かりやすい情報発信に努めてきましたが、引き続き新たな手法も含めた情報発信の方法を工夫していきます。

また、(4) 多機関協働包括的支援体制を活用し、庁内及び関係機関との情報共有の促進を図ることで、情報の受け手側の年代・属性をもとに発信する情報内容の精査、必要なときに必要な情報を素早く検索できる情報提供媒体の検討等、情報発信に関する精度の向上を図ります。

地域活動を推進していく上で必要となる情報について様々な機会・媒体を用いて発信することにより、地域への興味・関心を高めるとともに、地域での助け合い・支え合いの中核となる人材を育成し、地域力の向上を図ります。

■情報発信の手法及び発信する情報の内容

	市全域	地域内
情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービス ・イベントや講演会の告知 ・市政全般に関する情報 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントや活動の周知 ・地域の居場所（交流スペース） ・地域別の情報 等
情報の発信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・世代別や目的別等、ターゲットの明確化 ・講座やイベントを活用した情報発信 ・SNSの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等地域に出向いた情報発信 ・地域内の口コミや掲示板等での共有 ・圏域等、地域的を絞った情報発信の検討



(3) 安心して生活できる環境の整備

【現状】

誰もが住み慣れた地域で日常生活を送るためには、移動手段の充実には重要な視点となります。また、全国的には平成29年3月の「改正道路交通法」施行に伴い、75歳以上の高齢ドライバーの免許更新時に認知機能検査が義務となったこと等もあり、高齢ドライバーの運転免許の自主返納が増加し、公共交通機関の需要が高まることが考えられます。

本市では、平成22年3月に策定した「喜多方市公共交通総合連携計画」により、バス路線の再編や予約型乗合交通（デマンド交通）の導入により、交通空白地区がほぼ解消されました。しかし、近年の人口減少や少子高齢化等の影響により公共交通機関の利用者数は減少しており、市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性を向上することが課題となっています。

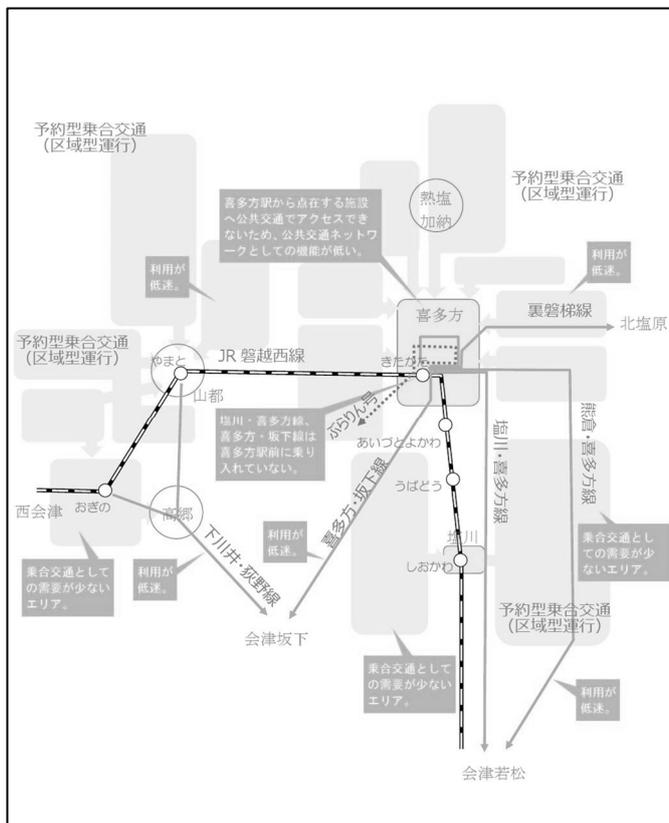
【今後の方向性】

市の「総合計画」では、鉄道やバス利用者の利便性の向上を図り、持続可能な公共交通の形成を目指しており、市では、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を策定し、公共交通の再編事業に着手したところです。

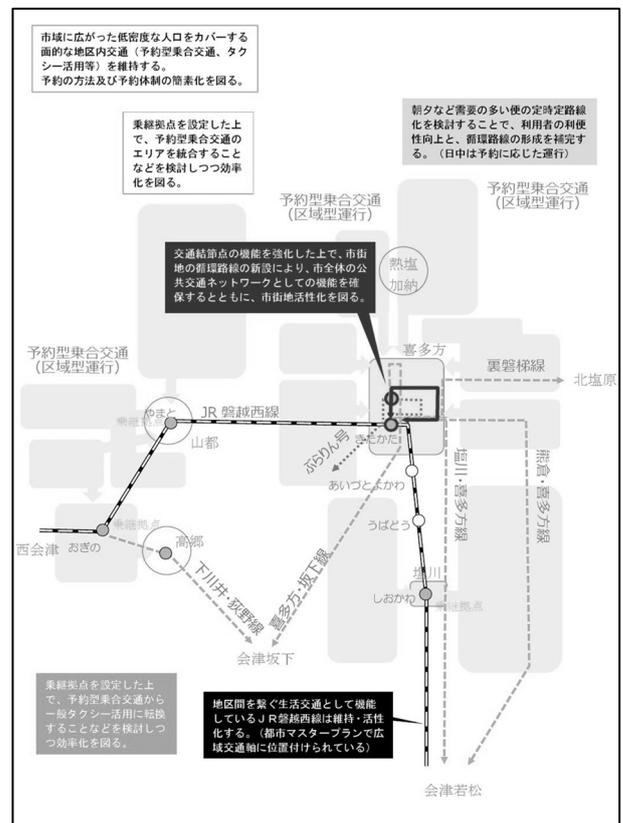
本市においては、公共交通が市内のほぼ全域をカバーしていることから、これら計画に基づく予約型乗合交通（デマンド交通）の見直し等、現在の公共交通の利便性向上の取り組みを進め、高齢者を含む市民の移動手段の確保を図ることを基本としておりますが、併せて本計画においては、公共交通を補完する輸送サービスのあり方についても検討することとします。

■公共交通ネットワーク（喜多方市公共交通網形成計画より引用）

【現状のバスネットワーク】



【将来のバスネットワーク再編のイメージ】



4 計画の体系

基本理念 みんなで支え 未来の地域を築く 安心・快適なまち きたかた

基本目標1 地域をつなぐ **き** ずな（絆）づくり

地域福祉への意識の醸成

地域のつながりづくり

ボランティア活動の推進



基本目標2 地域を支える **た** いりよく（体力）づくり

地域力の向上

健康への意識向上

誰もが輝く生きがいづくり



基本目標3 安全・安心に暮らせる **か** んきょう（環境）づくり

安心して生活できる環境の整備

地域で取り組む防犯・防災

情報の発信と発信方法の充実



基本目標4 一人ひとりを守る **た** いせい（体制）づくり

多機関協働包括的支援体制の構築

総合相談体制の強化

一人ひとりに寄り添う支援の充実

福祉ニーズへの対応と権利擁護



第5章 施策の展開

基本目標1 地域をつなぐきずな(絆)づくり

【き・た・か・た】

地域での助け合いや支え合い（地域福祉）の「絆」を広げていくためには、地域福祉への関心と理解が重要です。福祉意識の醸成に向け、研修会や講演会の実施、地域での連携・交流機会の充実に取り組みます。

成果目標

「地域福祉」の認知度を高める (住民アンケート調査で「内容まで知っていた」と「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」の合計)	現状値 (平成30年)		目標値 (令和7年)
	64.8%		75.0%

現状と課題

① 市民一人ひとりの「地域福祉」への関心・理解を高めていくことが求められています。

- 「社会福祉法」の改正に伴い、「地域において、福祉サービスを必要とする地域住民や世帯が抱える生活課題を把握し、関係機関等が連携しながら解決に向けて取り組むこと」が地域福祉の推進の理念として定められました。
- 住民アンケート調査では、助け合いや支え合いへの意識が高い一方で、地域福祉の認知度について「内容までは知っていた」が1割にとどまっており、「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」が約半数、「知らなかった」が2割台となっています。
- 関係団体アンケート調査では、地域における助け合い・支え合い活動を進めていくために必要なこととして「地域での助け合い・支え合い活動の意義と重要性の周知」が最も多くなっています。

② 地域福祉の推進に向け、地域でのつながりづくりが求められています。

- 地域における担い手不足等の様々な課題に対応していくためには、市民主体の地域づくりと行政や関係機関との連携が必要となっています。
- 住民アンケート調査では、今後地域福祉を進めていく上での行政と地域住民との関係については「行政と住民がともに協力し合う」が最も多くなっています。
- 地区懇談会では、全ての地域において地域課題の解決策として、「地域での話し合いの場づくり」や「地域で課題を解決するための組織づくり」といった意見が挙げられています。

施策

- (1) 地域福祉への意識の醸成
- (2) 地域をつなぐづくり
- (3) ボランティア活動の推進

「受け手」と「支え手」

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けて、住民が世代や分野を超えてつながり、相互に役割を持ち、「受け手」「支え手」といった関係を超えて支え合うことが必要です。

問題が複雑化・多様化している現代社会において、地域力を高めていくひとつの考え方になっています。

(1) 地域福祉への意識の醸成

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や社協だより等で福祉に関する情報を収集し、周りと共有しましょう。 ・ 近くに困っている人がいたら、声をかけ、必要に応じて関係機関へつなぎましょう。 ・ 積極的に研修会や各種講座に参加し、地域福祉への理解を深めましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の広報紙「社協だより」や本計画の概要版、ホームページ等の電子媒体を通して、地域福祉の意識醸成を図ります。 ・ 行政との共催による市社会福祉大会、社会福祉協議会主催の「ふれあい社会福祉講座」や「社協まつり」の開催等、地域福祉への理解を深める取り組みを実施します。 ・ 福祉教育の向上を図るため、小中高校等へ職員を派遣する出前講座を実施します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や本計画の概要版等を用いて、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。 ・ 地域で認知症や障がい者に関する講座や講演会を行い、市民の地域福祉への関心・理解向上に取り組みます。 ・ 学校で福祉教育を推進し、子どもの頃から地域福祉への理解を深めるとともに、介護・福祉分野へ就職を目指す人材の確保に取り組みます。 ・ 地域福祉に関する研修会の開催や地域への情報提供に向け、先進的な事例の収集や視察を行います。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
市社会福祉大会	社会福祉課
障がい者シンポジウム	
高校への講師派遣	社会福祉課 高齢福祉課
認知症サポーター養成講座	高齢福祉課
わんわんパトロール隊養成講座	
認知症キッズサポーター養成講座	
学校での福祉教育の推進	学校教育課
市社会福祉大会、ふれあい社会福祉講座、社協まつり	社会福祉協議会
福祉と介護の出張講座	

(2) 地域のつながりづくり

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所や地域で自分から元気よく、あいさつや声かけをしましょう。 ・ 大人から子どもまで世代間で連携・協力しましょう。 ・ 地域行事やサロン活動に隣近所で誘い合って、積極的に参加しましょう。 ・ 子どもたちも参加しやすい地域行事やイベントを考えましょう。 ・ 企業では、従業員の地域活動への参加を推進しましょう。 ・ 地域課題の解決に向けて、地域で話し合しましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等の居場所・生きがいつくりの場となる高齢者サロンの設置推進と運営の充実・強化に取り組みます。 ・ 地域での支え合いの仕組みを地域住民、行政、社会福祉協議会が一体となって協議する「生活支援支え合い会議」を市内 16 圏域（主に単位民生児童委員協議会ごと）に設置します。 ・ 支部社会福祉協議会やふれあい福祉協議会等の身近な地域で活動する団体との連携を強化し、市民主体の地域福祉活動を支援します。 ・ 行政や医療・福祉等の専門職と連携した地域ケア会議を実施し、市民一人ひとりの課題解決に取り組みます。 ・ 介護者同士の交流と心身の負担軽減を図るため、家族介護者交流事業を実施します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、一人暮らし高齢者や重度障がい者等への声かけや見守り活動に取り組みます。 ・ 地域住民が自ら地域課題の解決に取り組むための仕組みづくりや支援を行います。 ・ 高齢者の介護を行う家族の心身の負担軽減に取り組みます。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
安全協力員事業	高齢福祉課
家族介護者交流事業	
認知症カフェ	
地域住民グループ支援事業	
配食サービス事業	
生活支援支え合い会議	
協働のまちづくり推進事業	地域振興課
市民総ぐるみあいさつ運動	生涯学習課
高齢者サロン世話人連絡会及びレクリエーションボランティア養成講座	社会福祉協議会
生活支援支え合い会議	
地域ケア会議	
家族介護者交流事業	

(3) ボランティア活動の推進

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座等のイベントに参加し、ボランティア活動への理解・関心を深めましょう。 ・身近にできるボランティアから取り組みましょう。(子どもたちの登下校時の見守りや除雪ボランティア等) ・ボランティア活動の情報を発信し、活動の輪を広げましょう。 ・ボランティア活動団体同士の交流に取り組みましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティア活動に関する活動紹介・情報提供等を行い、市民が主体となる活動や参加を支援します。 ・福祉ボランティアセンターを拠点として、市民ニーズに応じた傾聴ボランティアや福祉レクリエーションボランティア、子育てボランティア等の養成に取り組みます。 ・児童生徒を対象とした福祉教育の向上を図るため、ボランティア指定校事業やサマーショートボランティアスクール事業の充実を図ります。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターの運営を支援します。 ・支援を必要とする方の状況に応じて、新たなボランティアの立ち上げを支援するとともに、育成支援、団体同士の交流機会の提供に取り組みます。 ・子どもの頃からボランティアについて学ぶ機会を提供します。 ・ボランティア活動の情報発信に取り組みます。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
除雪ボランティア団体への活動支援	高齢福祉課
ふれあい福祉事業	
観光ボランティアの育成	観光交流課
青少年のボランティア活動への参加の周知と支援	生涯学習課
市民活動支援センター運営事業	生活防災課
学校でのボランティア教育の推進	学校教育課
ボランティアセンター事業	社会福祉協議会

基本目標2 地域を支えるたいいよく(体力)づくり

【き・た・か・た】

地域での助け合いや支え合いを継続していくためには、地域住民のパワー「体力」が必要となります。そのため、地域を支える市民一人ひとりの健康増進・生きがいつくりに取り組みます。

成果目標

日常生活で趣味や生きがいがある市民を増やす (住民アンケート調査で「はい(ある)」の割合)	現状値 (平成30年)		目標値 (令和7年)
	63.9%		75.0%

現状と課題

① 地域福祉活動の推進に向け、市民一人ひとりの健康意識を上げていくことが必要です。

- 本市の平均寿命は延び、男女の格差は縮小しているものの、健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）については平均寿命の延びを下回っています。
- 本市では、介護予防の取り組みの浸透や認知症サポーターの養成に向け、各種講習会や講座を開催しています。
- 住民アンケート調査では、日常生活の中での不安や悩みとして「自分や家族の健康」が最も多く挙げられています。
- 地区懇談会では、地域をさらに良くしていくためのアイデアとして、「温泉施設等の地域資源を生かした健康づくり」が挙げられています。

② 心身ともに健康で充実した生活を送るため、一人ひとりの状況に応じた役割や生きがいつくりが求められています。

- 本市では、市民の自主的な生涯学習活動の促進に向け、生涯学習を行う講師の情報を収集し、地域のニーズに合った情報を提供しています。
- 住民アンケート調査では、若年層の隣近所とのつながりは少なくなっていますが、災害時等の手助けやボランティア活動への参加意向は高くなっています。
- 地区懇談会では、元気な高齢者や若い人等世代に応じた活躍の場の必要性が挙げられています。

施策

- (1) 地域力の向上
- (2) 健康への意識向上
- (3) 誰もが輝く生きがいつくり

「生活支援コーディネーター」(P46)って？

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活を支えるサービスや要介護状態を防ぐ取り組みを進めるため、地域の中の資源、関係者、サービス提供者のネットワークを築き、地域ニーズの把握と取り組みとのマッチング等を行っています。

(1) 地域力の向上

取り組み

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに地域の伝統文化や行事を伝承していきましょう。 ・お祭りや地域の伝統行事等での世代間交流を継続していきましょう。 ・地域での人材育成に取り組みましょう。 ・地域活動への参加を呼びかけましょう。 ・空き家の活用方法を考えてみましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2層（主に単位民生児童委員協議会ごと）に生活支援コーディネーターを配置し、各地域の介護予防や日常生活への支援活動を推進します。 ・地域の支え合いの仕組みである共同募金運動を市民と一体となり、推進します。 ・ミニサロン等交付金事業の活用を促進し、地域力の向上を図ります。 ・介護職員等の養成や定着に向けた取り組みを、行政と連携して実施します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の日常生活への支援と介護予防サービスの提供体制を充実していくため、コーディネートする人材の配置・育成に取り組みます。 ・空き家等を活用し、地域福祉活動に取り組むための拠点施設や子どもから大人まで利用できる憩いの場の整備を支援します。 ・変化する福祉ニーズに対応し、新たな福祉サービスが展開できるよう、職員の育成に取り組みます。 ・様々な講座や講演会、パンフレット等を用いて、地域に関する情報を発信し、地域活動を担う人材の育成に取り組みます。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
市社会福祉大会	社会福祉課
太極拳ゆったり体操サポーター講習会	高齢福祉課
太極拳ゆったり体操サポーターステップアップ講習会	
太極拳ゆったり体操指導のための講習会	
認知症サポーターステップアップ講座	
生活支援コーディネーター	
集会施設整備事業補助金	総務課
協働のまちづくり推進事業	地域振興課
空き家再生推進事業補助金	都市整備課
第2層生活支援コーディネーター	社会福祉協議会
共同募金運動	
ミニサロン等交付金事業	
介護職員初任者養成事業	

(2) 健康への意識向上

取り組み

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から体を動かしましょう。 ・定期的に健康診断を受診し、生活習慣病予防に取り組みましょう。 ・地域資源等を活用した健康教室やスポーツイベントを企画しましょう。 ・地域で健康増進や食育について学ぶ場に参加しましょう。 ・企業では、従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防や認知症予防推進のため、出前講座の実施に取り組みます。 ・市民の健康保持・増進に向け、総合福祉センターや保健福祉センターに設置された入浴施設等の公共施設について、市民が利用しやすい環境づくりに取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での介護予防や健康づくりの取り組みを推進します。 ・医療機関や学校等と連携し、本市の健康に関する現状を把握し、個別の保健・栄養指導等により、市民の健康づくりを推進します。 ・健康づくりに関する情報提供や健康に関するイベントを開催し、市民の健康意識の醸成を図ります。 ・市民の健康増進に取り組む団体・企業を支援します。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
もの忘れ検診	高齢福祉課
足腰元気教室	
喜多方市医療・介護資源情報提供システム	
太極拳ゆったり体操教室	
介護予防講演会	
親子みんな健康アプリ	保健課
食育推進連携事業	
健康ポイント事業	
特定健診受診率向上の取り組み	
特定保健指導・重症化予防事業	
きらり喜多方市民健康祭	学校教育課
学校での食育の推進	
出前講座（介護予防教室等）	社会福祉協議会
喜多方市総合福祉センター管理運営	
熱塩加納保健福祉センター「夢の森」管理運営	
塩川保健福祉センター「いきいきセンター」管理運営	

(3) 誰もが輝く生きがいがづくり

取り組み

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の趣味や特技を生かして、地域活動に参加しましょう。 ・生涯学習に関する研修会やスポーツイベントに参加し、心身ともに健康な体づくりを意識しましょう。 ・元気な高齢者や障がい者、若い人等それぞれが活躍できる場づくりに取り組みましょう。 ・シルバー人材センター等を活用しながら、社会参加に取り組みましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生産活動センターや塩川陶芸教室を拠点とし、「ものづくり」を通じた生きがいの場を提供します。 ・老人クラブによる趣味の活動や、高齢者サロン及び障がい者福祉会での健康づくり事業の運営を支援し、高齢者・障がい者等の生きがいがづくりに取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的な生涯学習活動の促進に向け、生涯学習の機会と場の提供や講師の派遣、講師等の情報提供に取り組みます。 ・市民の健康増進や体力向上に取り組む団体の活動を支援します。 ・スポーツイベントやスポーツ教室の開催・スポーツ大会等の開催支援に取り組みます。 ・障がい者の生きがいがづくりや健康増進に向け、余暇活動やスポーツ教室の開催に取り組みます。 ・市民が安全・安心なスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ団体の指導者を対象とした講習会の開催を支援します。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
障がい者余暇活動	社会福祉課
障がい者スポーツ教室	
太極拳フェスティバル	高齢福祉課
生涯学習の機会や場の提供、生涯学習講師派遣や講師情報の提供	生涯学習課 中央公民館
スポーツイベントやスポーツ教室の開催	
スポーツ団体の活動支援やスポーツ指導者講習会の開催支援	
高齢者生産活動センター事業及び塩川陶芸教室	社会福祉協議会
福祉団体活動支援	

基本目標3 安全・安心に暮らせるかんきょう(環境)づくり

【き・た・か・た】

地域に住む誰もが安全・安心に自立した生活が送れるようにするには、日常生活での「環境」づくりが重要となります。そのため、日常生活を送る上で必要不可欠な移動手段の確保と情報の発信、また普段からの防犯・防災対策の充実に取り組みます。

成果目標

「福祉サービスや福祉施設」の認知度を高める (住民アンケート調査で「十分な情報と知識があると思う」、「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」の合計)	現状値 (平成30年)		目標値 (令和7年)
	42.9%		68.0%

現状と課題

① 地域福祉活動への参加を促進するための環境整備と情報発信が求められています。

- 「障害者差別解消法」に基づき、障がい者（児）が社会の中で障壁を感じているときに、その障壁を取り除く合理的配慮が求められています。
- 住民アンケート調査では、福祉サービスや福祉施設の認知度が低く、情報も入手しにくいという意見が多くなっています。
- 関係団体アンケート調査では、地域での助け合い・支え合い活動を推進していくために必要なこととして「地域における様々な情報の発信」が多く挙げられ、団体等が市や社会福祉協議会に望むこととしても、今後の活動に向けた情報の発信や共有が求められています。
- 地区懇談会では、通院や買い物の際の移動手段に関する意見が挙げられています。

② 平常時から緊急時まで安全・安心に暮らしていくための体制整備が求められています。

- 本市では、悪徳商法等の日常生活の消費に関する相談が複雑かつ多岐に渡っており、相談件数も増加傾向となっています。
- 住民アンケート調査では、自主防災組織が必要であると考えている割合及び災害時の支援や安否確認に向けて、地域で個人情報を共有することが必要と考えている割合が7割台となっています。
- 本市では自然災害だけでなく降雪も多く、地区懇談会では日常的な除雪の担い手不足が課題となっています。

施策

- (1) 安心して生活できる環境の整備
- (2) 地域で取り組む防犯・防災
- (3) 情報の発信と発信方法の充実

「ヘルプマーク」(P51)って知っていますか？

ヘルプマークは、東京都が平成24年10月に作成したマークです。

心臓やじん臓等の内部障がいや難病の人、妊娠初期の人等、外見からは分からなくても支援や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのものです。



(1) 安心して生活できる環境の整備

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の場ではマナーを守り、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組みましょう。 ・病院への通院や買い物のお手伝い等、地域で助け合いましょう。 ・行政と連携しながら、道路環境の整備に取り組みましょう。 ・バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めましょう。 ・消費者トラブルに合わないよう、地域で情報を共有しましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等の様々な権利を守るため、関係機関と連携を図り、消費者被害等の防止・対応に取り組みます。 ・おもちゃ図書館事業や常設したキッズスペースを通して、子どもたちが安心して遊べる環境づくりに取り組みます。 ・災害時における速やかな被災者支援を行うため、災害ボランティアセンターを設置します。 ・災害時の円滑な対応を図るため、行政をはじめ会津喜多方青年会議所、県内他市町村の社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携を強化します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解向上に取り組みます。 ・地域と連携しながら、路線バスやデマンド交通等の公共交通機関の運営方法を検討します。 ・経済的に困難を抱えている世帯に対して、住宅の確保を支援します。 ・ユニバーサルデザインに基づき、公共施設や道路を整備します。 ・空き家対策を推進します。 ・消費生活支援センターの運営を支援します。 ・消費者トラブルの対応に向け、情報提供と広域での連携に取り組みます。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
重度障がい者タクシー料金助成事業	社会福祉課
バリアフリーやユニバーサルデザインについての啓発活動	社会福祉課、高齢福祉課、こども課、学校教育課他
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	高齢福祉課
道路、公園、公共施設等の改修、修繕	建設課、都市整備課他
地域公共交通対策事業	地域振興課
空き家対策事業	都市整備課
消費生活センター運営事業	生活防災課
おもちゃ図書館事業	社会福祉協議会
災害時ボランティアセンターの設置	

(2) 地域で取り組む防犯・防災

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練に参加しましょう。 ・普段から防災意識を持ち、もしもの場合に備えましょう。 ・災害時には地域で助け合いましょう。 ・子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で声かけや見守りに取り組みましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支部社会福祉協議会が実施する高齢者等見守り活動や老人クラブが行う児童の登下校時見守り活動の支援に取り組みます。 ・地域の身近な組織となる老人クラブや高齢者サロンにおける防犯・防災意識の向上を図るため、警察署や消防署等が行う啓発活動に関する情報提供を行います。 ・防犯・防災意識の向上を図るためのテーマを設け、ふれあい社会福祉講座をはじめとする各種講座の開催に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の自主防災組織の運営を支援し、地域の防災力強化を図ります。 ・災害時に市民への迅速な情報提供に取り組みます。 ・各地域で防災訓練への啓発と支援を行い、市民の防災意識の醸成・向上を図ります。 ・災害時に避難等の支援が必要な方の把握と避難時の対応に取り組みます。 ・地域の防犯協会等と連携し、活動支援と市民の防犯意識の向上を図ります。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
地域生活支援拠点等緊急時の受け入れ・対応事業	社会福祉課
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	
緊急時要援護者登録制度	高齢福祉課
自主防災組織支援事業	生活防災課
市防災訓練	
防犯団体との連携	
学校での防災訓練の実施	学校教育課
高齢者の権利擁護事業	社会福祉協議会
ふれあい社会福祉講座	

(3) 情報の発信と発信方法の充実

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような福祉サービスがあるか、利用したいときに困らないように普段から福祉に関する情報を調べましょう。 ・地域で各自が集めた福祉に関する情報について、共有や意見交換が行える場をつくりましょう。 ・地域で活動している人は、自分たちの活動情報を積極的に発信しましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業のリーフレットを作成し、各事業への理解促進を図ります。 ・社会福祉協議会の取り組みや共同募金等への理解を深める取り組みとして、「社協まつり」を実施します。 ・地域に住む誰もが等しく情報を享受するため、声の広報や点字ボランティア事業の充実に取り組みます。 ・地域福祉事業や福祉サービスへの理解を深めるため、広報紙やホームページ、Facebook を充実し、情報の発信に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む誰もが等しく情報を享受できるよう、情報の提供方法を検討します。 ・地域福祉の推進に向けて、福祉サービスや福祉施設の情報をホームページや広報、パンフレット等の様々な媒体を用いて発信します。 ・地域での情報共有の促進に取り組みます。 ・複合的な課題への対応に向け、庁内での情報共有の強化を図ります。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
声の広報・点字広報	社会福祉課
手話通訳者設置事業	
各種子育て支援事業案内	こども課
保育施設入所手続き案内	
広報や市のホームページの充実	企画調整課
行政情報の提供方法の充実	情報政策課
地域における情報共有の促進	
庁内における情報の共有方法の検討	
社協まつり	社会福祉協議会
広報紙、ホームページ、Facebook の充実	

基本目標4 一人ひとりを守るたいせい(体制)づくり

【き・た・か・た】

多様化・複雑化している福祉課題に対応していくためには、専門性だけでなく、分野を超えた総合支援「体制」が重要となります。多分野・多機関との連携により、福祉サービスの充実と様々な生活課題を抱える市民の自立を支援します。

成果目標

日常生活で孤立感を感じることがある市民を減らす (住民アンケート調査で「はい(ある)」の割合)	現状値 (平成30年)		目標値 (令和7年)
	15.6%		10.0%

現状と課題

①

多様化・複雑化した生活課題に対応できる総合相談窓口と福祉サービスの充実が求められています。

- 住民アンケート調査では、市で優先的に取り組んでいくべき福祉施策として、「医療サービス体制の充実」と「高齢者や障がい者(児)の在宅生活支援」が多く挙げられています。
- 住民アンケート調査では、社会福祉協議会に期待することとして「高齢者福祉に関する事業の推進」が最も多く、次いで「生活(困りごと)への相談体制の充実」となっています。
- 関係団体アンケート調査では、公的な福祉サービスでは解決できない問題として「日常生活におけるちょっとした手助け」が挙げられています。
- 地区懇談会では、地区の状況に応じた福祉サービスの必要性が挙げられています。

②

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安全・安心に自立して暮らせる地域づくりが求められています。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」に基づき、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくため、関係機関の連携等による支援体制の充実が重要となっています。
- 本市においても複合的な課題を抱えている家庭が多く、課題の解決が長期化しています。
- 住民アンケート調査では、生活困窮の問題や制度について必要な制度だと思っている割合が8割台となっており、必要な支援では「就労支援」が最も多く、次いで「生活支援」となっています。

施策

- (1) 多機関協働包括的支援体制の構築
- (2) 総合相談体制の強化
- (3) 一人ひとりに寄り添う支援の充実
- (4) 福祉ニーズへの対応と権利擁護

「成年後見制度」って知っていますか？

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なため、自分一人では契約や財産管理等をすることが難しい人に、不利益が生じないように支援する人(後見人等)を設ける制度です。

後見人等が福祉サービスの利用や施設入所の契約、不動産や預貯金の管理等を代理・補助することにより、本人の権利と暮らしを守ります。

(1) 多機関協働包括的支援体制の構築

取り組み

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している団体や事業所同士で情報の発信・共有を行い、地域でのネットワークづくりに取り組みましょう。 ・市や社会福祉協議会との連携を強化しましょう。 ・地域での話し合いの場を通して、多職種間の連携を強化しましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、生活支援支え合い会議等と連携を強化し、福祉のまちづくりに取り組みます。 ・他の社会福祉法人と連携した地域貢献活動の推進に取り組みます。 ・介護保険サービス事業者部会の開催及び部会間の横断的な連携を図るとともに、介護事業関係者による研修会を開催し、介護技術や知識の向上及び情報の共有化を図ります。 ・「子ども食堂」等の市民が主体となる福祉活動の支援に取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域課題の解決に向け、多様な主体が参加する会議において、地域ごとの状況を把握します。 ・多職種間の相互理解や課題の解決に向け、各分野の関係機関が集まり、情報共有や困難事例の対応を検討する研修会を開催します。 ・社会福祉協議会や他の社会福祉法人、医療機関との連携を強化します。 ・福祉総合相談員を配置し、組織構成の枠を超えた支援体制を整備します。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
喜多方市認知症施策連携会議	高齡福祉課
喜多方市地域ケア会議	
喜多方市在宅医療・介護連携会議	
喜多方市生活支援支え合い連携会議	
生活支援支え合い会議の設立支援	
医療介護連携研修会	
包括連絡会	
民生児童委員連合会や老人クラブ連合会等への支援	社会福祉協議会
介護保険サービス事業者部会	
子ども食堂との連携	

(2) 総合相談体制の強化

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困ったことがあったときに相談ができるよう、普段から相談窓口の情報を収集しておきましょう。 ・ 悩みや不安があれば、一人で抱え込まず、身近な人や専門機関に相談しましょう。 ・ 子どもも大人も相談しやすい環境づくりに取り組みましょう。 ・ 隣近所や地域の人々の異変に気づいたら、声をかけましょう。 ・ 身近な人から相談を受けたら、必要に応じて専門機関につなげましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な相談に対応する職員の資質向上を図り、市民のよろず相談所となる「心配ごと相談事業」の充実に取り組みます。 ・ 過去の相談内容の分析等を行い、高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターによる総合相談支援業務の充実を図ります。 ・ 個々の相談内容に応じた対応を図るため、喜多方市や民生児童委員等の関係機関・団体等との連携強化に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の周知に取り組みます。 ・ 高齢者や障がい者、子ども等対象に応じた相談支援の充実とそれらを包括的に行う相談体制の充実に取り組みます。 ・ 包括的な相談体制の構築に向けて、人材の育成に取り組みます。 ・ 身近な地域で相談できる体制づくりに取り組みます。 ・ 相談内容に応じて、すぐに必要な支援に結び付けられるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
障がい者相談支援事業	社会福祉課
地域生活支援拠点等コーディネーター設置事業	
子ども総合相談事業、女性相談員設置事業、家庭児童相談員設置事業	こども課
喜多方市認知症地域支援推進員	高齢福祉課
認知症初期集中支援チーム	
心配ごと相談事業	社会福祉協議会
高齢者総合相談支援事業	

(3) 一人ひとりに寄り添う支援の充実

取り組み

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮しているもしくは複合的な課題を抱えている家庭もしくはそのような家庭に気づいたら、行政や地域の民生児童委員に相談しましょう。 ・就労に困難を抱えている個人及び家庭は、就労に関する支援や相談窓口の情報を集めるとともに、支援機関の窓口に行きましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な困窮をはじめとした就労、引きこもり、家族、家計等生活全般にわたる困りごとに対応するため、生活サポートセンターを拠点に相談支援及び就労支援に取り組みます。 ・低所得者世帯等の緊急的な生活支援として、小口生活援助資金貸付事業に取り組みます。 ・共同募金委員会が実施する地域歳末たすけあい運動と一体となって、支援を必要とする方への配分事業を推進します。 ・フードバンク事業を通して、困窮世帯の生活支援に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者や社会から孤立している人、引きこもり等の自立に向けて、抱えている課題の把握や計画の作成、関係機関との連携に取り組みます。 ・ひとり親家庭等支援を必要とする子育て家庭に対して経済的な支援や就労支援を行います。 ・出産や育児にあたり、離職した子育て家庭に対して育児費用の一部を助成します。 ・生活保護受給者の自立に向けて、相談支援や就労支援に取り組みます。 ・保護司会、更生保護女性会と連携し、再犯防止に努めるとともに社会復帰のための支援を行います。 ・こころの健康について悩みや不安を抱えた人の早期発見・早期治療及び自殺予防のために家庭・地域で支え合える環境づくりに取り組みます。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	
被保護者就労支援事業	
ユースプレイス自立支援事業	
ひとり親家庭医療費助成制度	こども課
児童扶養手当支給事業	
出産・育児のための離職者支援事業	
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	
雇用相談事業	商工課
職業訓練支援事業	
生活サポートセンター自立相談支援事業	社会福祉協議会
小口生活援助資金貸付事業	
地域歳末たすけあい運動	
フードバンク事業	

(4) 福祉ニーズへの対応と権利擁護

取り組み

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスや権利擁護に関する情報を集め、理解を深めましょう。 ・必要な支援と地域でできる支援について話し合しましょう。 ・お互いの存在を認め、尊重しましょう。 ・虐待やDV（パートナーや配偶者への暴力）を受けているもしくは疑いがあると気づいたら、すぐに行政や身近な人に相談しましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者権利擁護の推進を図るため、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携強化に取り組みます。 ・身近な地域での福祉課題に対応した生活支援支え合い会議の運営を支援します。 ・認知症高齢者や障がい者等が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業の充実に取り組みます。 ・地域福祉権利擁護事業で培った支援のノウハウや地域とのネットワークを活かし、成年後見制度の利用促進を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全・安心かつ自立した生活が送れるよう、必要な福祉サービスの提供や対応方法を関係機関と協議するとともに、虐待防止に努めます。 ・地域の状況や福祉ニーズに応じて、市民の参画も踏まえ、新たなサービスを検討し、関係機関との連携や人材確保・育成に取り組みます。 ・法律・福祉等の専門機関等からの支援や関係機関の協力をもとに、地域における権利擁護支援を促進する中核機関を整備します。 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備を進め、必要な人に必要な支援が行き届くよう成年後見制度の利用促進を図ります。 ・個々の心身の状態によって、不利益を被ることがないように、支援が必要な人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートに取り組みます。 ・市民の中での高齢者や障がい者に対する理解の促進を図ります。

主な事業

取り組み・事業名	担当課
障がい者地域生活支援事業	社会福祉課
地域生活拠点等体験の機会・場の提供事業	
障がい者虐待対応	
成年後見制度利用支援事業	社会福祉課 高齢福祉課
高齢者世帯等除雪支援事業	高齢福祉課
介護予防・日常生活支援総合事業	
高齢者権利擁護事業	
学校等における虐待等に関する相談体制及び各課との連携体制の強化	学校教育課他
権利擁護事業	社会福祉協議会
生活支援支え合い会議への運営支援	
日常生活自立支援事業	

第6章 成年後見制度の利用促進

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、認知症・精神障がい・知的障がい等により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め、主張し、実現することができない方の「権利擁護」や「意思決定支援」を行うため、成年後見制度の利用を促進することが必要です。

今後、本制度の利用を促進していくためには、制度を必要とする方が自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めなければなりません。

1 現状と課題

本市における認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者の人数をみると、成年後見制度の利用を必要としながらも利用できていない方が多いと推測されます。さらに今後、高齢化率の上昇や高齢者単身世帯が増えることが見込まれ、精神障がい者、知的障がい者も増加傾向となっていることから、本制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。そのため、本制度に関する現状と課題を整理し、制度の利用促進を図っていくことが重要です。

(1) 認知症高齢者及び精神障がい者、知的障がい者の人数（平成30年3月31日現在）

・要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者数：2,207人、精神障がい者数：241人、知的障がい者数：355人

(2) 市長申立による成年後見制度の利用（令和2年2月現在）

・市長申立数：高齢者：40件、障がい者：8件

(3) 類型別利用件数（令和元年12月31日現在）

・後見：77件、保佐：16件、補助：2件、任意後見：3件

2 施策の目標

成年後見制度を必要とする方が自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めます。また、地域連携ネットワークの役割は、以下のとおりです。

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

3 施策の方針

(1) 権利擁護の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能的・段階的整備に向けた準備

成年後見制度に関係する機関等との連携および調整について、専門職のみならず医療機関、金融機関との協力体制の構築を目指します。地域連携ネットワークおよび中核機関の具体的機能は以下のとおりです。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

(2) 具体化の方針

中核機関のあり方について、関係機関との勉強会等をとおして検討し、特に広報機能、相談機能を優先的に推進していきます。

① 広報啓発の充実

広報啓発を重点的に行うことで、権利擁護に関する支援が必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず、必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等）の発見に努め、早期のうちに必要な支援に結び付けていきます。

② 相談体制の整備

権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、ニーズ調査等の情報を集約し、必要な支援を行うための体制整備に取り組みます。

③ 成年後見制度利用促進及び後見人支援機能の体制整備

受任者調整（マッチング支援）、法人後見・市民後見人の育成支援等を推進していきます。

(3) 成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充

成年後見制度を必要としている方が経済的理由で利用を断念することがないように、市長申立以外の場合であっても助成が必要とされる場合に利用できる仕組みづくりに取り組みます。

■喜多方市成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	令和	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を段階的に行う。		ネットワーク・中核機関に係る勉強会 (令和元年度から開始)			中核機関の整備・運営方針		
①広報機能		関係機関の認識の共有化		パンフレット等の作成、研修会等の企画			
②相談機能				関係機関との連携により情報集約と見守り体制に係る整備・調整			
③成年後見制度利用促進機能				マッチング支援の整備・調整			市民後見人の育成・支援
				法人後見人の育成・支援			
④後見人支援機能			ケースによっては必要時 チームアプローチの調整		市民後見人の育成・支援と連動して調整		
⑤成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充	要綱改正	申立や報酬に関する助成					

※中間年度である令和4年度に各施策の進捗状況を踏まえ、個別課題の整理、検討を行う。

第7章 計画推進体制と評価

1 計画内容の周知徹底

地域福祉を推進する上で、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて市民・ボランティア団体・NPO・社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者・社会福祉協議会・行政等の計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが重要となります。

そのため広報や社協だより、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、計画書の内容を抜粋した概要版を作成し、市民への周知啓発に取り組みます。

2 関係機関との連携・協働

地域福祉の推進に向けて、保健・医療・福祉の分野に加え、教育・建設・生活環境等様々な分野との連携が必要となります。そのため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係各課との連携・情報共有に努めます。

また、平成29年に全国社会福祉協議会において「社協・生活支援活動強化方針」が策定され、その中には地域共生社会の実現に向けた『5つの行動宣言』と『あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築の2つの強化方針』、その強化方針の実現に向けた社会福祉協議会の取り組みが示されています。

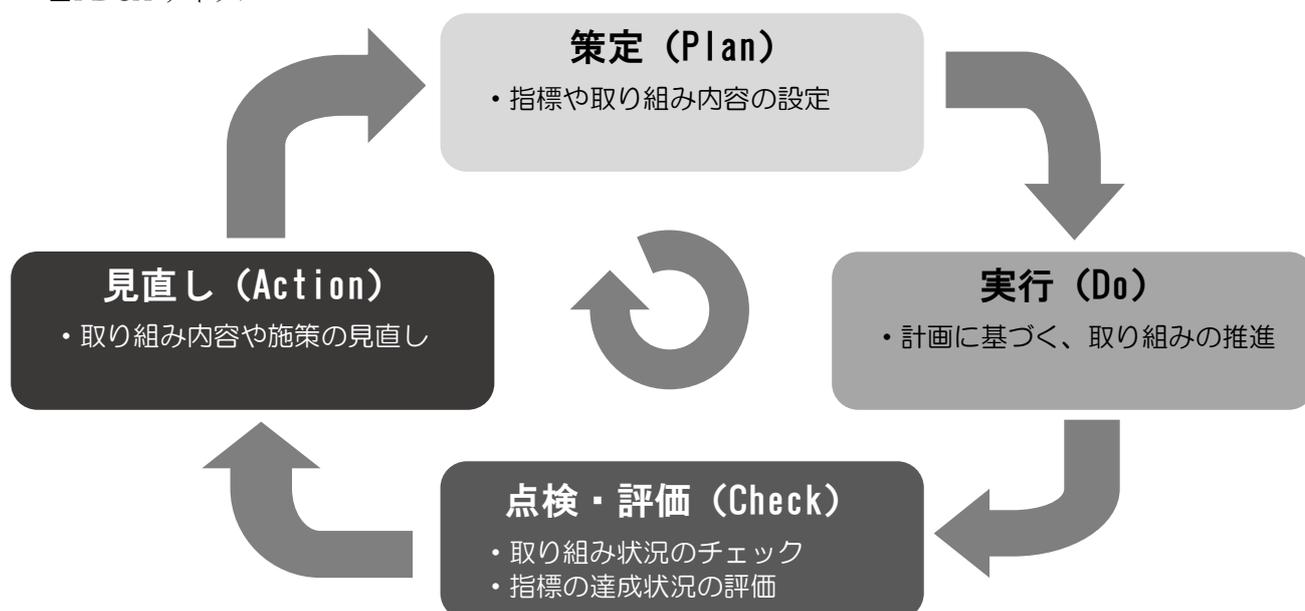
この強化方針に基づき、社会福祉協議会職員の共通理解・育成、活動財源の確保等を行い、市と連携しながら、地域福祉の推進に取り組みます。

3 計画の進捗管理

本計画は、市民や地域の各種団体、関係機関、行政等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、市民を含めた進捗管理が行われる必要があります。

そのため、計画の進捗管理にあたっては、進捗状況を「地域福祉計画推進協議会」及び「地域福祉活動計画推進委員会」に報告し、計画の点検・評価を行い、今後の方向性について検討を行います。

■PDCA サイクル



資料編

1 喜多方市地域福祉計画推進協議会 設置条例及び委員名簿

(1) 喜多方市地域福祉計画推進協議会条例

平成31年3月22日条例第6号

喜多方市地域福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく、喜多方市地域福祉計画(次号において「地域福祉計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗の管理に関すること。
- (3) 地域福祉(社会福祉法第1条に規定する地域福祉をいう。次号において同じ。)に係る事業の推進に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体に属する者
 - (2) 保健医療関係団体に属する者
 - (3) 教育関係機関に属する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 第1項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 喜多方市地域福祉計画推進協議会 委員名簿

任期 令和元年10月29日～令和4年10月28日

選出区分	団体等の名称	氏名	備考
社会福祉関係団体に属する者	喜多方市社会福祉協議会	遠山 権司	会長
	喜多方市民生児童委員連合会※	鈴木 孝子 (令和元年11月30日まで)	
		田中 芳行 (令和元年12月1日から)	
	喜多方市ボランティア連絡協議会	遠藤 栄子	
保健医療関係団体に属する者	喜多方医師会	三橋 彦也	
	障がい者相談支援事業所	穴澤 寿子	職務代理者
	居宅介護支援事業所	林 千香	
	喜多方市生活サポートセンター	佐野 圭一	
教育関係機関に属する者	喜多方市校長会	伊藤 博子	
	公民館長会	田中 忠則	
関係行政機関の職員	会津保健福祉事務所	本田 邦之	
	会津若松公共職業安定所喜多方出張所	平野 美智世	
学識経験を有する者	社会福祉士会	菊地 恵子	
その他、市長が 適当と認める者	喜多方市こども園保護者	内藤 陽冬美	
	喜多方市行政区長会連合会	今井 輝雄	
	会津喜多方商工会議所	星 宏一	

※民生児童委員の一斉改選に伴い、委員の変更

(敬称略)

2 喜多方市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 設置要綱及び委員名簿

(1) 喜多方市地域福祉計画策定庁内等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 喜多方市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、庁内等で連携し必要な事項や施策の検討を行うため、喜多方市地域福祉計画策定庁内等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の内容に関すること
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 計画に係る調査等に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健福祉部長をもって充て、副委員長は社会福祉課長をもって充てる。

3 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の職員
- (2) その他委員長が指名する者

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 喜多方市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 委員名簿

別表（第3条関係）

所 属	氏 名	備 考
保健福祉部長	渡 部 孝 一	委員長
企画政策部企画調整課長	小 野 幸 一	
企画政策部地域振興課長	遠 藤 紀 雄	
総務部財政課長	高 畑 圭 一	
市民部生活防災課長	遠 藤 伝 成	
市民部環境課長	佐 藤 和 也	
保健福祉部社会福祉課長	鈴 木 修 一	副委員長
保健福祉部こども課長	湯 上 孝 弘	
保健福祉部高齢福祉課長	佐 藤 洋	
保健福祉部保健課長	五十嵐 俊之	
産業部商工課長	山 口 和 志	
建設部参事兼建設課長	竹 津 修	
建設部都市整備課長	猪 瀬 秀 一	
教育部学校教育課長	五十嵐 博也	
教育部生涯学習課長	田 部 一	
熱塩加納総合支所住民課長	松 崎 裕 美	
塩川総合支所住民課長	五十嵐 慎	
山都総合支所住民課長	長 嶋 嘉 久	
高郷総合支所住民課長	福 島 政 則	
社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会地域福祉課長	清 野 洋 一	

(敬称略)

《事務局》

所 属	氏 名
保健福祉部社会福祉課長補佐	丹 治 誠
保健福祉部社会福祉課長補佐	武 藤 真 一
保健福祉部社会福祉課福祉総務係長	伊 勢 亀 幸 男

3 喜多方市地域福祉計画策定庁内等作業部会 設置要綱及び委員名簿

(1) 喜多方市地域福祉計画策定庁内等作業部会設置要綱

(設置)

第1条 喜多方市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討を行うため、喜多方市地域福祉計画策定庁内等作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は保健福祉部社会福祉課長補佐をもって充て、副部会長は社会福祉課福祉総務係長をもって充てる。

3 部会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員
- (2) その他部会長が指名する者

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が召集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

別表（第3条関係）

社会福祉課、こども課、高齢福祉課、保健課、地域振興課、 熱塩加納総合支所住民課、塩川総合支所住民課、山都総合支所住民課、高郷総合支所住民課、 社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会
--

(2) 喜多方市地域福祉計画策定庁内等作業部会 部会員名簿

(令和元年度)

所 属	職・氏 名	備 考
社会福祉課	課 長 補 佐 武 藤 真 一	部会長
同上	係 長 伊 勢 亀 幸 男	副部会長
同上	課 長 補 佐 丹 治 誠	
こども課	課 長 補 佐 油 井 弘 美	
高齢福祉課	係 長 大 垣 義 智	
保健課	主 査 樟 山 朝 彦	
地域振興課	課 長 補 佐 外 島 誠 司	
熱塩加納総合支所住民課	課 長 補 佐 鈴 木 宏 康	
塩川総合支所住民課	課 長 補 佐 小 沼 百 合	
山都総合支所住民課	課 長 補 佐 佐 藤 美 枝	
高郷総合支所住民課	課 長 補 佐 東 條 典 夫	
社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会 地域福祉課	地域福祉係長 榊 川 恵	

(敬称略)

4 喜多方市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱及び委員名簿

(1) 喜多方市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 喜多方市における地域福祉活動の一層の向上を図るために、住民や行政、福祉関係機関、各種団体等が相互に協力し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けた地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定を目的として、社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、活動計画の策定等に関し必要な審議を行い、その結果を会長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員連合会の代表
- (2) 行政区長会連合会の代表
- (3) 福祉関係団体等の代表
- (4) ボランティア関係者
- (5) 関係機関団体の代表
- (6) 社会福祉施設の代表
- (7) 学識経験者
- (8) 喜多方市主管課長
- (9) その他会長が必要と認めた者

3 委員の任期は、活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(費用弁償)

第6条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成29年3月28日施行）を適用する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、喜多方市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

策定委員会委員（第3条関係）

No.	区 分	組 織 等
1	民生児童委員連合会の代表	喜多方市民生児童委員連合会
2	行政区長会連合会の代表	喜多方市行政区長会連合会
3	福祉関係団体等の代表	喜多方市老人クラブ連合会
4	福祉関係団体等の代表	喜多方市身体障がい者福祉会
5	福祉関係団体等の代表	きたかた子育てサポートセンター
6	ボランティア関係者	喜多方市ボランティア連絡協議会
7	関係機関団体の代表	会津喜多方青年会議所
8	社会福祉施設の代表	社会福祉法人高尚会
9	学識経験者	社会福祉士
10	喜多方市主管課長	喜多方市社会福祉課長

(2) 喜多方市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

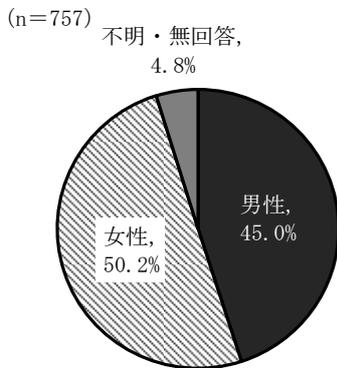
役 職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	古木 俊一	学識経験者	社会福祉士 (社会福祉法人天心会 常務理事)
副委員長*	鈴木 孝子	民生児童委員連合会の代表	喜多方市民生児童委員連合会 副会長 (令和元年 11 月 30 日まで)
副委員長*	田中 芳行		喜多方市民生児童委員連合会 副会長 (令和元年 12 月 1 日から)
委 員	今井 輝雄	行政区長会連合会の代表	喜多方市行政区長会連合会 会長
委 員	五十嵐 智	福祉関係団体等の代表	喜多方市老人クラブ連合会 会長
委 員	安部 信夫	福祉関係団体等の代表	喜多方市身体障がい者福祉会 会長
委 員	星 朋子	福祉関係団体等の代表	きたかた子育てサポートセンター 代表
委 員	荒川 節子	ボランティア関係者	喜多方市ボランティア連絡協議会 会長
委 員	佐藤 雅一	関係機関団体の代表	会津喜多方青年会議所 理事長
委 員	小林 有子	社会福祉施設の代表	社会福祉法人高尚会 生活相談員
委 員	鈴木 修一	喜多方市主管課長	喜多方市社会福祉課長

※民生児童委員の一斉改選に伴い、委員の変更

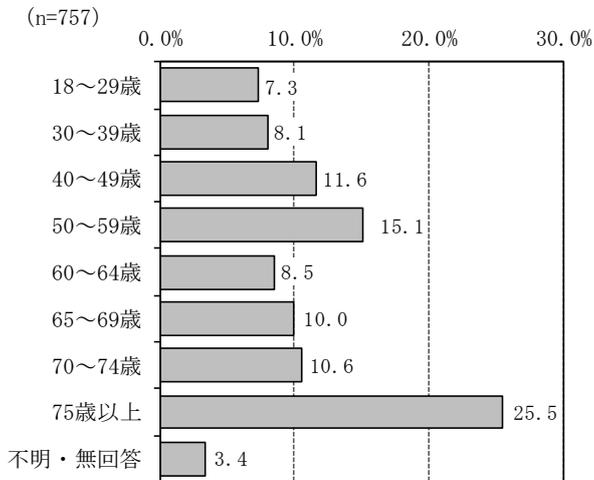
(順不同、敬称略)

5 住民アンケート調査結果

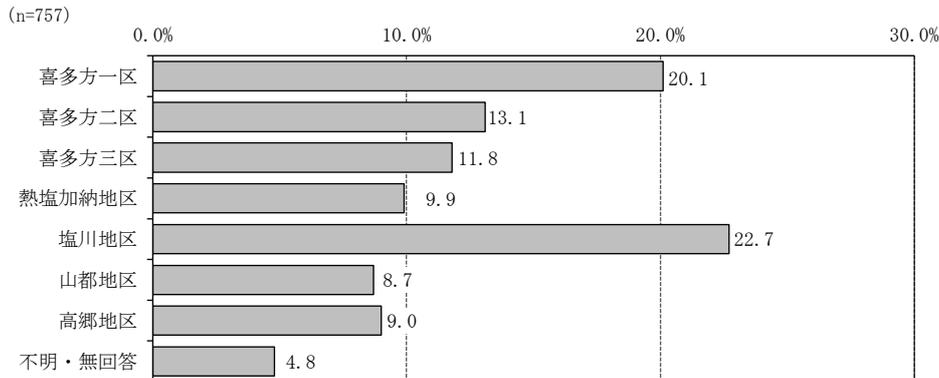
① あなたの性別を教えてください。
(ひとつだけ○)



② あなたの年齢を教えてください。
(ひとつだけ○)



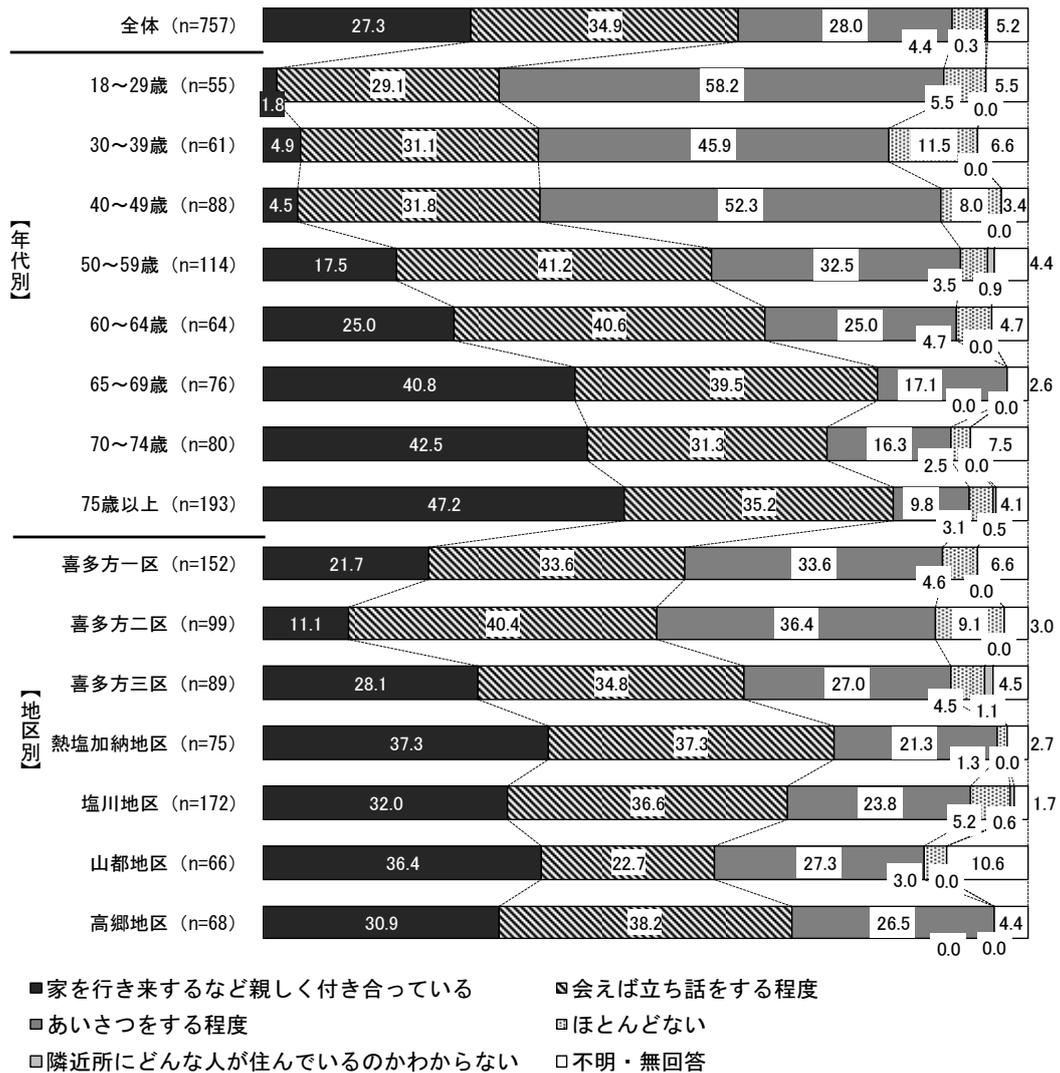
③ あなたのお住まいの地区を教えてください。(ひとつだけ○)



④ あなたが考える「地域」の範囲を教えてください。(ひとつだけ○)

単位 (%)		n (人)	隣近所	行政区	小学校区	中学校区	旧市町村	喜多方市全域	その他	不明・無回答
全体		757	11.9	31.4	8.2	4.5	17.8	18.2	1.2	6.7
年代別	18～29歳	55	12.7	20.0	9.1	10.9	20.0	27.3	0.0	0.0
	30～39歳	61	11.5	23.0	16.4	13.1	13.1	19.7	0.0	3.3
	40～49歳	88	6.8	27.3	14.8	5.7	19.3	22.7	1.1	2.3
	50～59歳	114	7.0	26.3	12.3	4.4	27.2	20.2	1.8	0.9
	60～64歳	64	9.4	54.7	7.8	1.6	12.5	9.4	1.6	3.1
	65～69歳	76	14.5	40.8	3.9	1.3	13.0	23.7	1.3	1.3
	70～74歳	80	16.3	26.3	6.3	3.8	23.8	17.5	2.5	3.8
	75歳以上	193	16.6	37.3	3.6	2.6	16.1	15.5	1.0	7.3
地区別	喜多方一区	152	17.1	38.2	8.6	3.9	12.5	17.1	0.7	2.0
	喜多方二区	99	10.1	38.4	10.1	4.0	9.1	25.3	1.0	2.0
	喜多方三区	89	13.5	33.7	15.7	4.5	4.5	25.8	0.0	2.2
	熱塩加納地区	75	8.0	29.3	4.0	4.0	29.3	18.7	1.3	5.3
	塩川地区	172	14.0	25.0	11.0	5.2	22.1	19.2	1.2	2.3
	山都地区	66	7.6	40.9	0.0	6.1	28.8	7.6	3.0	6.1
	高郷地区	68	8.8	27.9	2.9	5.9	33.8	14.7	1.5	4.4

⑤ あなたは普段、隣近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。(ひとつだけ○)

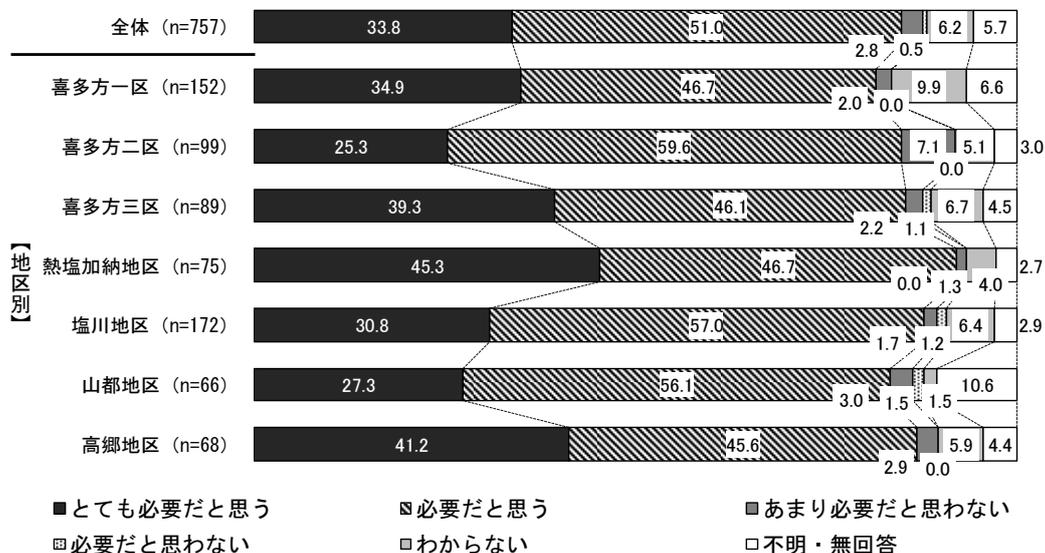


⑥ あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

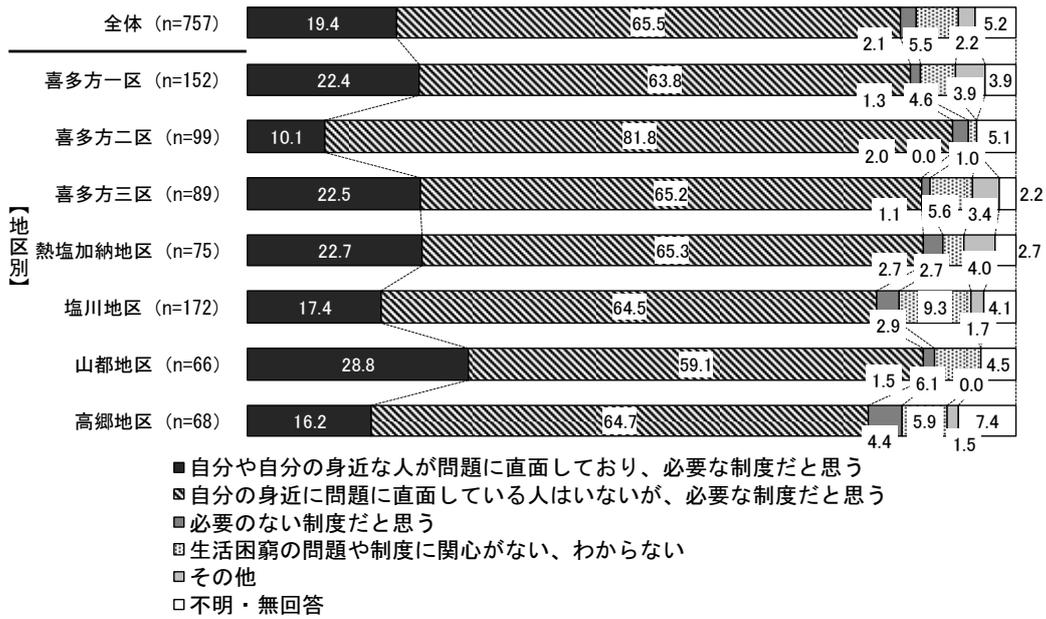
単位 (%)	n (人)	近所との交流(助け合い)が少ない	地域の子育て機能の低下	高齢化が進行している	高齢者や障がい者(児)等生活弱者に対する理解が不足している	子どもや高齢者、障がい者(児)が集まれる機会や場が少ない	世代間の交流が少ない	地域活動が活発でない	
全体	757	18.5	9.9	70.8	9.6	14.5	28.8	14.5	
地区別	喜多方一区	152	26.3	11.2	68.4	10.5	17.8	31.6	11.2
	喜多方二区	99	13.1	12.1	64.6	8.1	12.1	22.2	15.2
	喜多方三区	89	19.1	13.5	76.4	13.5	21.3	31.5	15.7
	熱塩加納地区	75	17.3	10.7	82.7	8.0	17.3	37.3	14.7
	塩川地区	172	23.8	7.6	66.3	8.7	12.8	33.1	16.3
	山都地区	66	12.1	4.5	77.3	10.6	9.1	19.7	15.2
	高郷地区	68	10.3	11.8	80.9	11.8	13.2	23.5	17.6

単位 (%)	n (人)	健康づくりに対する意識が低い	病院等の医療・福祉施設が不足している	移動手段(電車・バス等)がない	防犯対策への意識が低い	災害対策への意識が低い	特にない	その他	不明・無回答	
全体	757	10.7	19.2	29.7	14.4	17.8	8.1	2.4	6.2	
地区別	喜多方一区	152	12.5	19.1	27.0	12.5	21.1	7.2	1.3	7.2
	喜多方二区	99	6.1	20.2	34.3	14.1	16.2	12.1	3.0	5.1
	喜多方三区	89	9.0	15.7	28.1	12.4	13.5	6.7	3.4	3.4
	熱塩加納地区	75	13.3	18.7	50.7	12.0	14.7	4.0	8.0	2.7
	塩川地区	172	12.2	14.5	25.0	16.3	18.0	9.3	2.3	3.5
	山都地区	66	12.1	25.8	33.3	13.6	16.7	4.5	0.0	13.6
	高郷地区	68	8.8	30.9	22.1	16.2	22.1	7.4	0.0	5.9

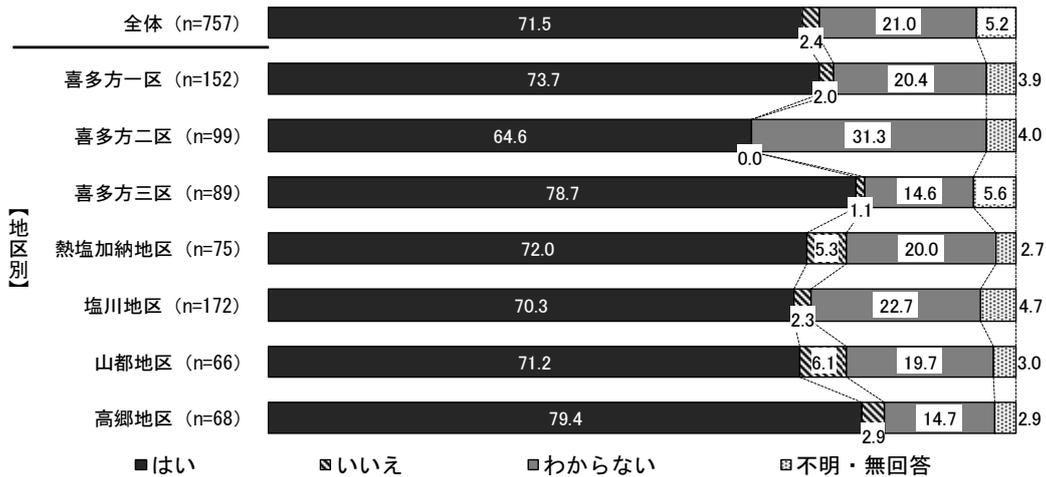
⑦ あなたは、地域のさまざまな生活課題(見守り・声かけ・移動手段の確保・防犯・防災など)に対し、市民相互の自主的な助け合い、支え合いの関係が必要だと思いますか。(ひとつだけ○)



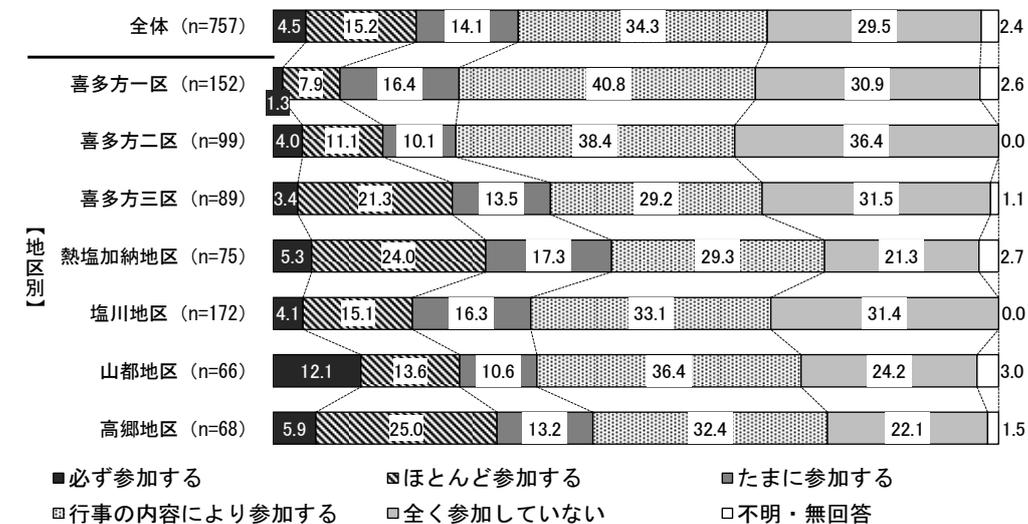
⑧ あなたは、生活困窮の問題や支援制度について、どう思われますか。(ひとつだけ○)



⑨ 自主防災組織（自治会などを母体に、地域の住民が防災活動をする組織）は、必要だと思いますか。(ひとつだけ○)



⑩ あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。(ひとつだけ○)

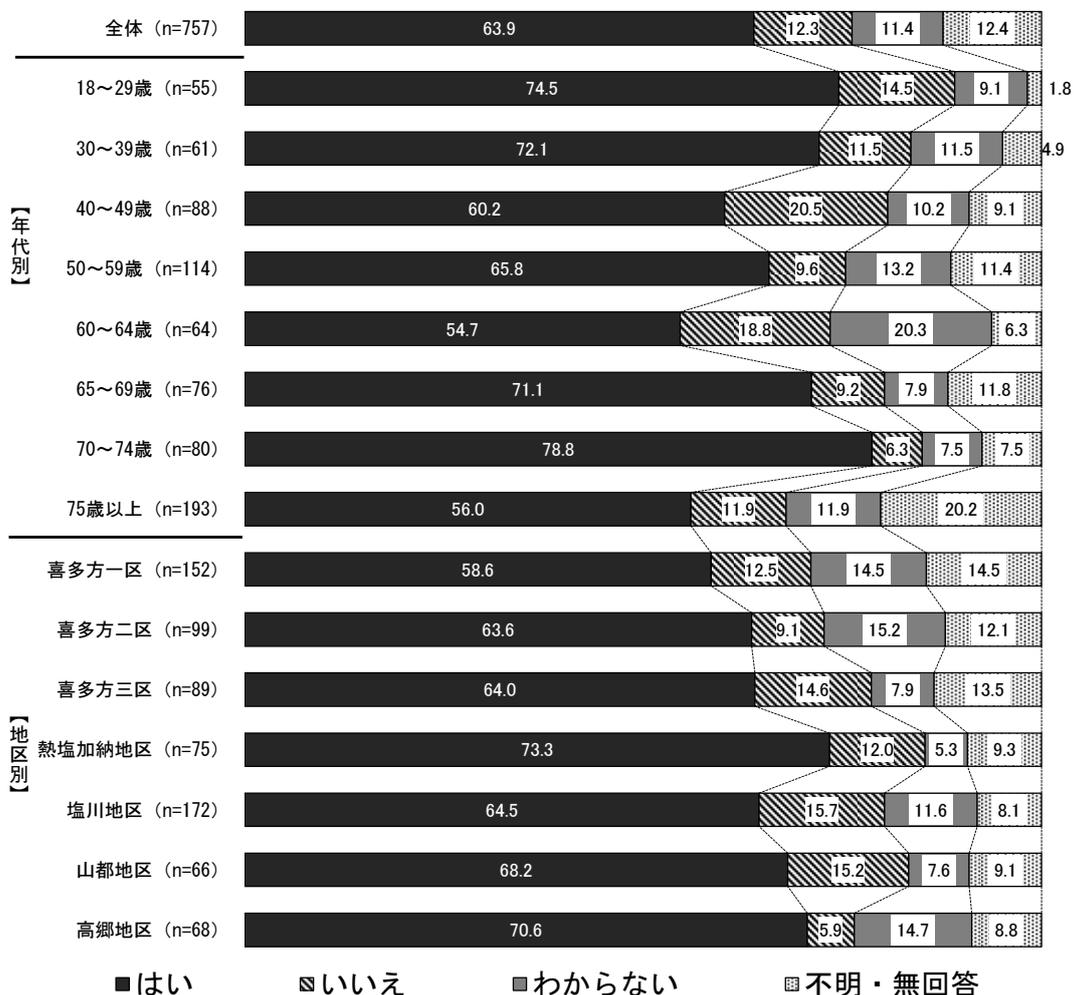


⑪ 今後、地域活動やボランティア活動に参加するうえで、行政または社会福祉協議会に支援してほしいことを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

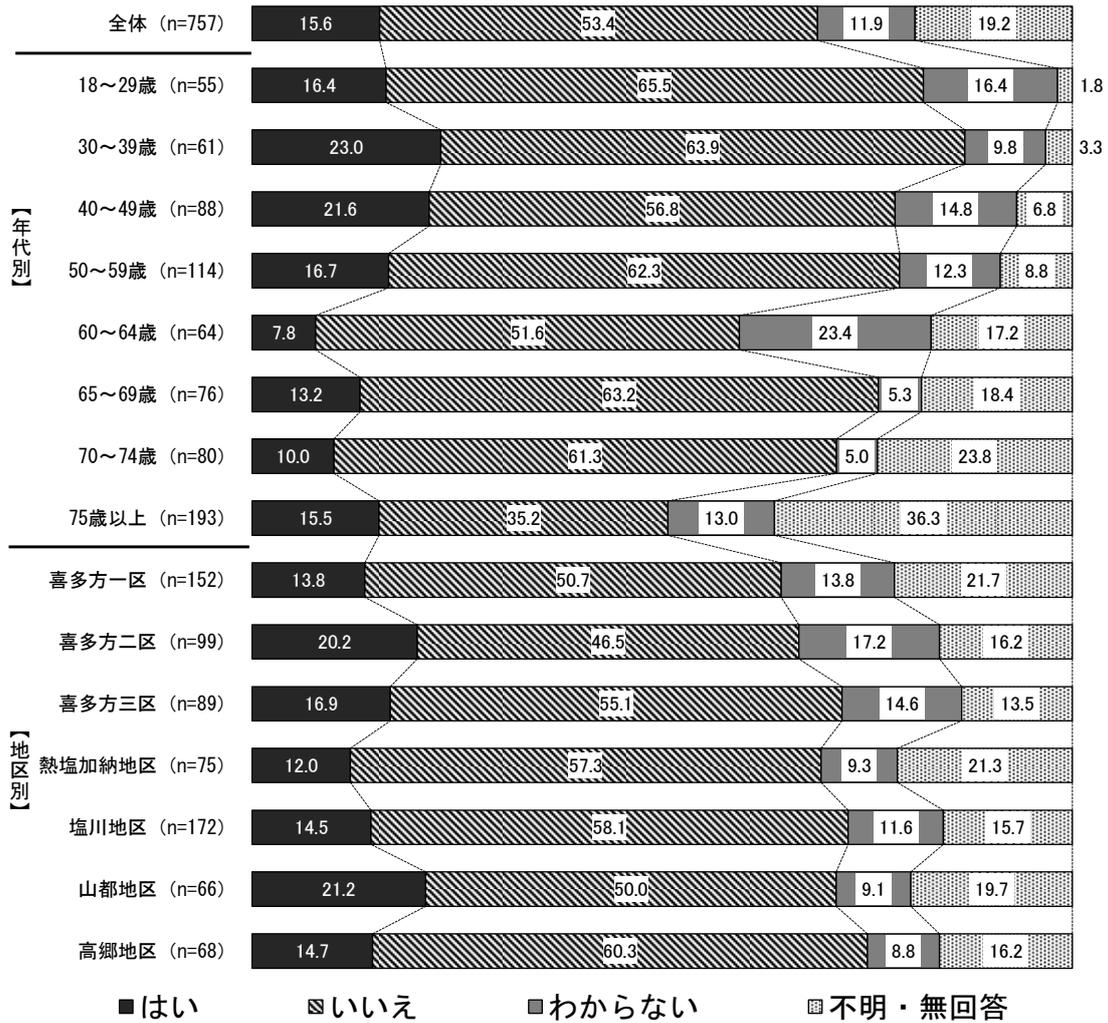
単位 (%)	n (人)	活動できる拠点や場所の整備	活動に関する情報提供	人材・リーダーの育成	活動に関する研修や講習会の実施	有償ボランティア制度の導入	交通費など実費の補助	参加の呼びかけ	その他	特にない	不明・無回答	
全体	757	21.7	33.7	15.9	18.8	12.2	18.4	23.0	1.3	16.1	22.1	
年代別	18~29歳	55	27.3	34.5	12.7	16.4	18.2	36.4	30.9	0.0	20.0	5.5
	30~39歳	61	32.8	44.3	24.6	27.9	21.3	29.5	32.8	1.6	14.8	6.6
	40~49歳	88	28.4	34.1	19.3	19.3	21.6	20.5	23.9	1.1	18.2	10.2
	50~59歳	114	28.9	43.0	19.3	28.9	12.3	21.9	20.2	0.9	15.8	14.0
	60~64歳	64	23.4	34.4	15.6	17.2	15.6	18.8	20.3	0.0	9.4	21.9
	65~69歳	76	17.1	42.1	17.1	22.4	9.2	19.7	19.7	0.0	13.2	25.0
	70~74歳	80	17.5	31.3	15.0	20.0	8.8	10.0	21.3	1.3	15.0	28.8
75歳以上	193	13.0	22.8	11.4	9.3	3.6	10.4	22.3	3.1	18.7	35.2	
地区別	喜多方一区	152	24.3	33.6	16.4	19.1	11.2	19.7	23.7	3.3	11.2	28.3
	喜多方二区	99	20.2	40.4	20.2	22.2	11.1	12.1	23.2	0.0	16.2	13.1
	喜多方三区	89	24.7	29.2	12.4	12.4	14.6	19.1	21.3	2.2	18.0	27.0
	熱塩加納地区	75	22.7	40.0	16.0	21.3	18.7	25.3	24.0	1.3	14.7	21.3
	塩川地区	172	19.2	31.4	12.8	22.1	11.6	18.6	25.0	1.2	20.3	18.0
	山都地区	66	24.2	33.3	16.7	13.6	7.6	18.2	18.2	0.0	18.2	16.7
	高郷地区	68	19.1	32.4	23.5	17.6	8.8	16.2	23.5	0.0	14.7	22.1

⑫ 日常生活の中であてはまるものはどれですか。(ひとつだけ○)

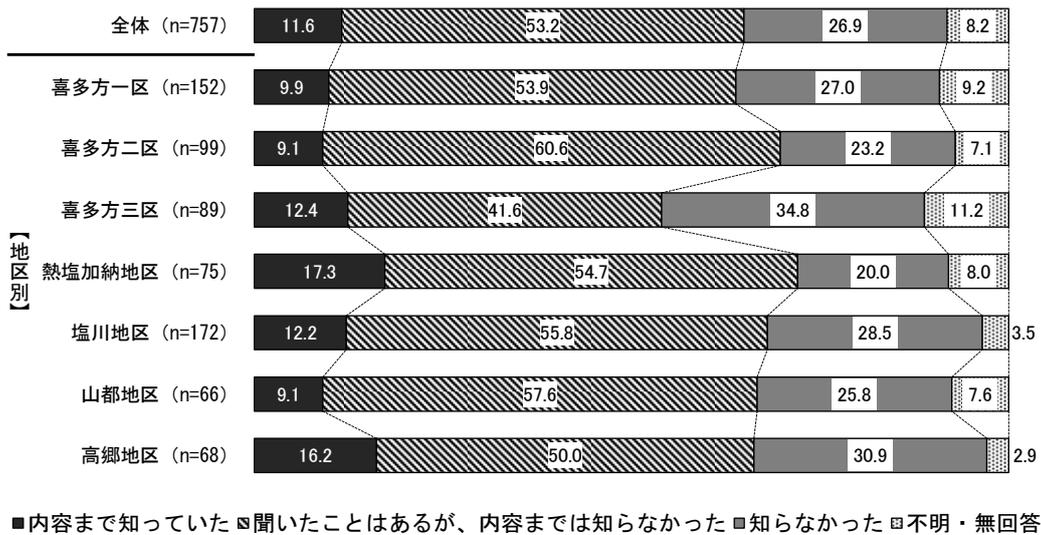
ア 趣味や生きがいがある



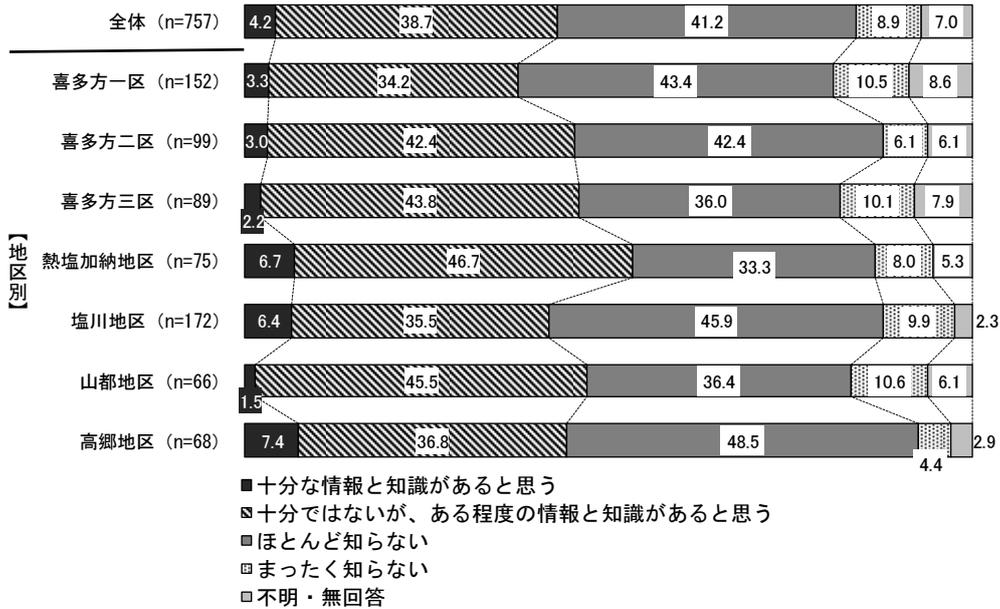
イ 孤立感を感じることもある



⑬ この調査票を見る前から「地域福祉」という言葉を知っていましたか。(ひとつだけ○)



⑭ あなたは、喜多方市の福祉サービスや福祉施設について、どの程度知っていますか。(ひとつだけ○)



⑮ 今後、地域で安心して暮らしていくために、喜多方市ではどのような福祉施策に取り組んでいくべきだと思いますか。(優先度が高いと思うもの上位3つまで○)

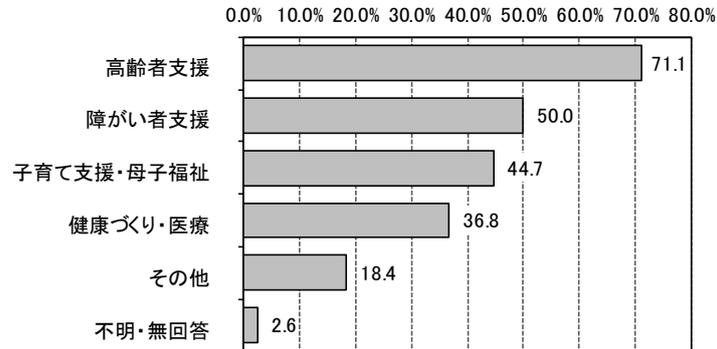
単位 (%)	n (人)	仕地域の取り組みの支え合い	地域での交流が	福祉活動への参加	子育ての支援体制	学校における福祉	支援(児)の在宅生活者	高齢者の交流活動の促進	健康づくり事業の充実	
全体	757	28.4	16.5	12.5	18.5	12.2	25.5	10.0	13.7	
年代別	18~29歳	55	27.3	25.5	18.2	34.5	16.4	18.2	12.7	10.9
	30~39歳	61	16.4	21.3	14.8	55.7	16.4	18.0	11.5	9.8
	40~49歳	88	19.3	11.4	17.0	25.0	14.8	26.1	9.1	12.5
	50~59歳	114	27.2	13.2	14.9	12.3	14.9	21.1	5.3	13.2
	60~64歳	64	31.3	12.5	14.1	21.9	7.8	31.3	9.4	20.3
	65~69歳	76	27.6	15.8	15.8	15.8	9.2	30.3	13.2	17.1
	70~74歳	80	31.3	18.8	8.8	8.8	10.0	17.5	10.0	11.3
75歳以上	193	37.8	18.1	5.7	6.2	10.9	32.1	11.4	14.5	
地区別	喜多方一区	152	21.7	14.5	10.5	17.1	13.8	24.3	6.6	16.4
	喜多方二区	99	28.3	19.2	14.1	19.2	19.2	31.3	14.1	10.1
	喜多方三区	89	32.6	18.0	13.5	20.2	13.5	30.3	15.7	15.7
	熱塩加納地区	75	40.0	12.0	17.3	24.0	8.0	20.0	12.0	14.7
	塩川地区	172	30.8	19.2	15.7	19.2	12.2	22.1	8.7	13.4
	山都地区	66	30.3	19.7	4.5	13.6	9.1	28.8	6.1	10.6
高郷地区	68	27.9	13.2	7.4	14.7	7.4	27.9	8.8	13.2	

単位 (%)	n (人)	医療サービスの充実	公共施設等の推進	支援の充実	移動手段の充実	地域に合わせた福祉	福祉情報への関心	防災・防犯体制の充実	その他	不明・無回答	
全体	757	35.0	5.3	5.5	21.4	14.1	21.8	14.5	1.1	6.6	
年代別	18~29歳	55	43.6	5.5	0.0	21.8	10.9	12.7	16.4	0.0	3.6
	30~39歳	61	26.2	3.3	9.8	18.0	8.2	11.5	18.0	1.6	3.3
	40~49歳	88	47.7	8.0	4.5	30.7	6.8	17.0	20.5	2.3	2.3
	50~59歳	114	38.6	7.9	9.6	28.9	20.2	22.8	17.5	0.9	5.3
	60~64歳	64	37.5	1.6	4.7	20.3	12.5	32.8	10.9	1.6	3.1
	65~69歳	76	39.5	3.9	6.6	22.4	17.1	26.3	9.2	1.3	2.6
	70~74歳	80	32.5	5.0	2.5	18.8	10.0	27.5	15.0	1.3	8.8
75歳以上	193	26.4	4.7	5.2	16.1	19.2	22.3	10.9	0.5	10.4	
地区別	喜多方一区	152	45.4	6.6	6.6	19.7	15.8	19.7	11.8	1.3	7.9
	喜多方二区	99	32.3	3.0	3.0	25.3	17.2	22.2	13.1	0.0	4.0
	喜多方三区	89	33.7	4.5	3.4	18.0	12.4	21.3	14.6	0.0	4.5
	熱塩加納地区	75	32.0	5.3	9.3	29.3	13.3	16.0	9.3	2.7	1.3
	塩川地区	172	25.0	7.0	8.7	15.7	12.8	26.7	19.8	0.6	6.4
	山都地区	66	30.3	0.0	3.0	36.4	13.6	24.2	16.7	1.5	4.5
高郷地区	68	52.9	7.4	0.0	20.6	17.6	19.1	10.3	2.9	7.4	

6 関係団体アンケート調査結果

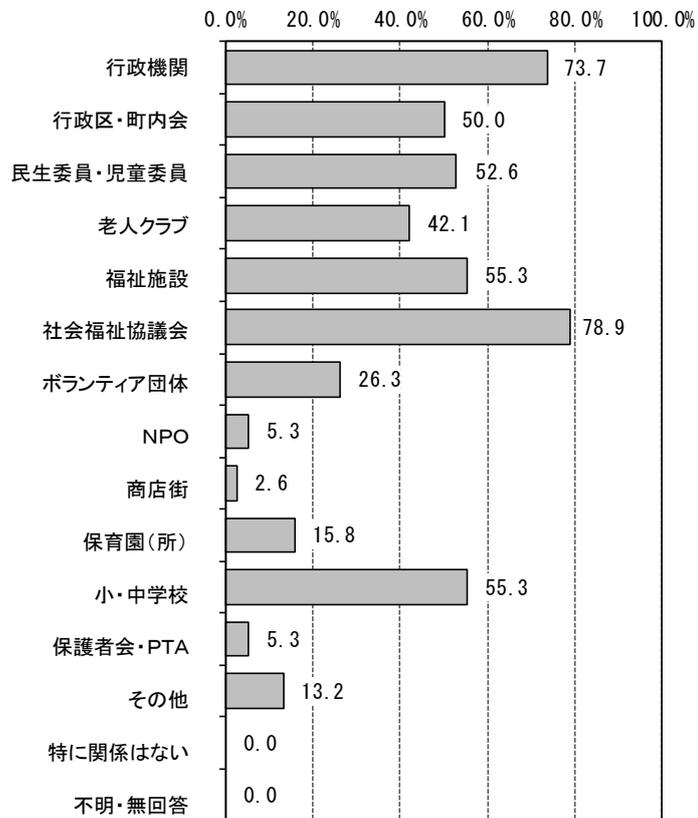
- ① 貴法人・団体で取り組んでいる事業や取り組みの分野は、次のどれにあてはまりますか。(あてはまるものすべてに○)

(n=38)



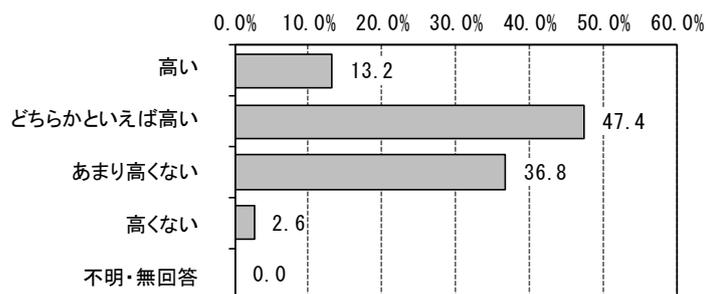
- ② 貴法人・団体では、活動を行う上で他の団体や機関等との交流や連携を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

(n=38)



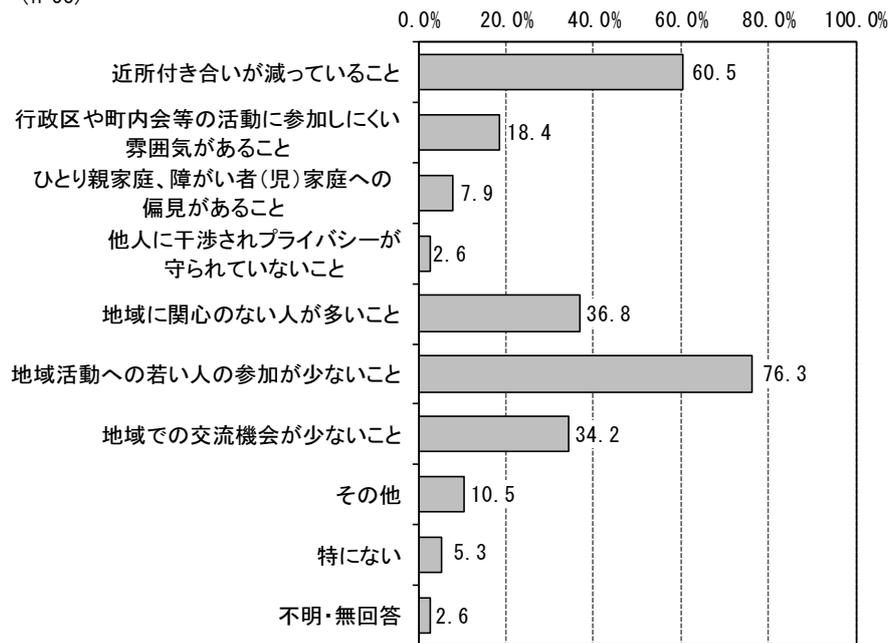
- ③ 喜多方市における住民相互の助け合いに対する意識は高いと感じますか。(あてはまるもの1つに○)

(n=38)



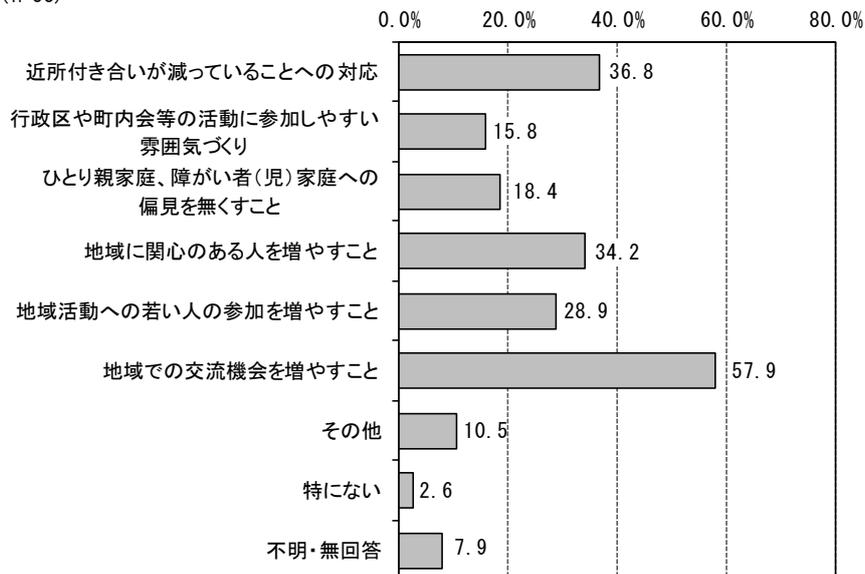
- ④ 普段の業務・活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとは、どのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

(n=38)



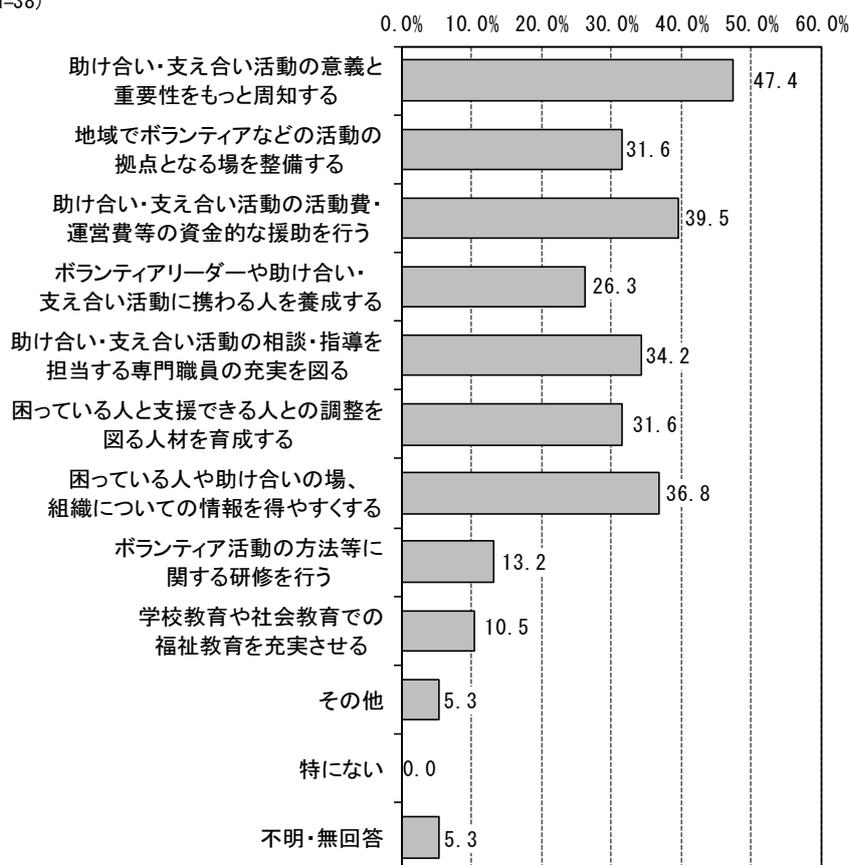
- ⑤ 普段の業務・活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとの中で、貴法人・団体で対応ができるものにはどんなことがあげられますか。(あてはまるものすべてに○)

(n=38)



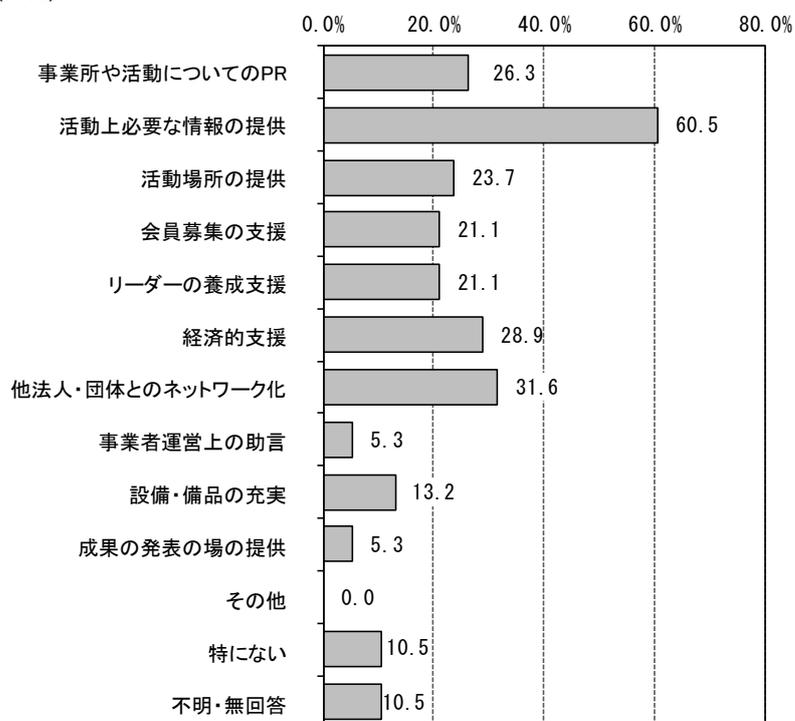
⑥ 地域における助け合い・支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。
(あてはまるもの3つまでに○)

(n=38)



⑦ 貴法人・団体が活動をしていく上で市や社会福祉協議会に望むことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

(n=38)



7 計画の策定経過

【平成 30 年度】

年月日	内容	備考
平成 30 年 6 月 27 日	喜多方市地域福祉計画策定に伴う地域包括ケアシステムの充実及び子育て支援体制整備のための視察研修（栃木市）	
7 月 23 日	第 1 回庁内等検討委員会	・ 策定スケジュールについて ・ 住民アンケート調査票について
8 月 10 日	第 1 回庁内等作業部会	・ 今後の進め方について
8 月 31 日～9 月 18 日	住民アンケート調査	
9 月 28 日	多機関協働による支援体制の構築に関する視察研修（山形市）	
11 月 13 日	第 2 回庁内等作業部会	・ 視察研修の結果について ・ 住民アンケート調査結果について ・ 関係団体アンケート調査について ・ 地区懇談会の実施について ・ 今後の日程について
12 月 18 日	第 2 回庁内等検討委員会	・ 多機関の協働による包括的支援体制の視察研修結果（栃木市、山形市）について ・ 住民アンケート調査結果について ・ 地区懇談会の実施について ・ 喜多方市地域福祉計画推進協議会条例（案）について ・ 今後の日程について
平成 31 年 1 月 15 日～1 月 31 日	関係団体アンケート調査	
1 月 16 日	地区懇談会【塩川地区】	・ 塩川公民館
1 月 17 日	地区懇談会【山都地区】	・ 山都総合支所
1 月 18 日	地区懇談会【熱塩加納地区】	・ 保健福祉センター「夢の森」
1 月 29 日	地区懇談会【高郷地区】	・ 高郷総合支所
2 月 5 日	地区懇談会【喜多方一区】	・ 喜多方プラザ
2 月 6 日	地区懇談会【喜多方二区】	・ 喜多方プラザ
2 月 7 日	地区懇談会【喜多方三区】	・ 総合福祉センター
2 月 14 日	第 3 回作業部会	・ 地区懇談会の報告について
3 月 18 日	第 3 回庁内等検討委員会	・ 基礎調査結果報告書について

【令和元年度（平成 31 年度）】

年月日	内容	備考
令和元年 6 月 5 日	第 4 回作業部会	・ 地域福祉計画について ・ 今後の進め方について
8 月 9 日	第 1 回地域福祉活動計画策定委員会	・ 計画概要の説明 ・ 喜多方市の現状について ・ 今後の進め方について
10 月 9 日	第 5 回作業部会	・ 対象事業及び新規事業の検討 ・ 計画骨子案の検討
10 月 16 日	第 4 回庁内等検討委員会	・ 計画概要の説明 ・ 計画骨子案の検討
10 月 29 日	第 1 回地域福祉計画推進協議会	・ 計画概要の説明 ・ 計画骨子案の検討
11 月 29 日	第 2 回地域福祉活動計画策定委員会	・ 計画骨子案の検討
12 月 10 日	第 6 回作業部会	・ 計画素案の検討 ・ 今後のスケジュールについて
12 月 11 日	第 5 回庁内等検討委員会	・ 計画素案の検討 ・ 今後のスケジュールについて
12 月 25 日	第 2 回地域福祉計画推進協議会	・ 計画素案の検討 ・ 今後のスケジュールについて
令和 2 年 1 月 10 日	第 3 回地域福祉活動計画策定委員会	・ 計画素案の検討
1 月 15 日	第 6 回庁内等検討委員会	・ 計画素案の検討・承認
1 月 22 日	第 3 回地域福祉計画推進協議会	・ 計画素案の検討・承認
1 月 29 日	第 4 回地域福祉活動計画策定委員会	・ 計画素案の検討・承認
2 月 17 日～3 月 2 日	パブリックコメントの実施	

喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和2年3月

発行 喜多方市・社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会

編集 喜多方市 保健福祉部 社会福祉課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

電話 0241-24-5257 FAX 0241-24-5286

社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会 地域福祉課

〒966-0043 福島県喜多方市字上江 3646 番地 1

電話 0241-23-3231 FAX 0241-23-3296